

令和 6 年度

茨城県包括外部監査報告書

「基金等の管理と運用について」

令和 7 年 2 月 26 日

茨城県包括外部監査人

小笠原 隆

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
第2章 茨城県の基金の概要.....	4
I. 茨城県の基金の状況	4
1. 基金の定義.....	4
2. 設置している基金の概要	5
3. 基金の運用の状況	8
II. 基金の事務手続.....	11
1. 基金の管理に関する事務.....	11
2. 基金の運用に関する事務.....	13
第3章 茨城県の歳計現金等の概要.....	19
I. 茨城県の歳計現金等の状況	19
1. 公金の定義・分類.....	19
2. 歳計現金等の概要	22
3. 歳計現金等の運用の状況	25
II. 歳計現金等の事務手続.....	26
1. 歳計現金等の管理に関する事務.....	26
2. 歳計現金等の運用に関する事務.....	38
第4章 監査の要点、実施した監査手続及び結果の要約.....	40
I. 監査の要点.....	40
II. 監査手続とその実施結果の要約	40
III. 指摘及び意見の要約	47
IV. 基金等の資金運用に関する安全性及び効率性について.....	51
第5章 監査の結果	54
I. 基金について	54
1. 基金全体の管理に関する報告事項	54
2. 基金全体の運用に関する報告事項	56
3. 個別の基金の管理及び運用に関する報告事項	61
II. 歳計現金等について	204
1. 歳計現金等の管理に関する報告事項.....	204
2. 歳計現金等の運用に関する報告事項.....	209
【参考情報】 監査の対象とした機関及び主な業務.....	214

第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び「茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例」の規定に基づく包括外部監査である。

II. 選定した特定の事件

基金等の管理と運用について

III. 特定の事件を選定した理由

我が国において、人口減少と少子高齢化が急速に進展している。ここで、人口減少と少子高齢化の進展は家計部門からの税収を減少させるリスクがある。

財務省所管の財務総合研究所が発行した「人口動態と経済・社会の変化に関する研究会」報告書（令和 3 年 6 月）によると、『総務省「消費動向指数」や厚生労働省「国民生活基礎調査」等を用いて、非課税品目や軽減税率対象品目の分別を踏まえた消費税、所得税、個人住民税、社会保険料について、世帯主年齢階級別 1 世帯当たり負担額を推計した上で、今後の世帯数の変動を反映して 2040 年度までの税収の推移を推計した。その結果、消費税、所得税、個人住民税、社会保険料とも、2040 年には、人口減少に伴う世帯数の変動によって、直近と比べて 1 割ほど税収や社会保険料収入が減少することが確認された。』とされている。

人口減少と少子高齢化の税収に与える影響としては、①人口減少とりわけ労働力人口の減少は納税者数を減少させる影響があり、また②既存の税体系が継続する前提において高齢化の進展は、年金受給者数を増加させ、年金受給者の納税額が現役世代に比して少額であることから国民 1 人当たりの納税額も減少させる影響があるものと考えられる。

かような将来推計を踏まえ、地方自治体が公共サービスの水準を一定程度維持するためには税収の確保が必要となるが、税収減に対してただちに増税の選択肢を採ることは県民負担を増加させることになる。そのため、地方自治体が税収以外の歳入を確保することは将来予測される税収減に対応する施策として重要になるものとする。

一方で、昨今新聞紙上では「金利のある世界へ」という言葉がかまびすしい。日本銀行は令和 6 年 3 月 19 日開催の金融政策決定会合にて長年続けてきたマイナス金利政策の解除を決定している。これに伴い、10 年満期の日本国債の金利は、令和 6 年 3 月 19 日の 0.744%から同年 12 月 26 日の 1.103%まで上昇しており、今後も日本銀行の金融政策の如何によっては金利の上昇が続く可能性がある。

これを地方自治体の資金運用という観点に関連付けると、県は各年度の資金管理方針に基づき基金を含む公金を運用し、より具体的には安全性の高い預金等を中心に資金運

用を行っており、資金運用収入を歳入の一部としている。

かような資金運用収入の確保は税収以外の歳入を確保することであり、金利が上昇する局面においては資金運用収入のより一層の確保が可能となり、地方自治体の財政運営にとってより大きなプラスの影響をもたらすことになる。そのことから、資金運用収入の更なる確保への取組みは以前より重要になっていると考える。

以上より県が行っている資金運用について基金を中心に基金以外の公金も含め効率的に運用しているかを主眼として本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

また、県の造成した基金は古いものでは昭和 36 年に造成した基金もあり、長期間存在しているものがある。社会情勢の変化に伴い基金の存在意義や求められる役割も変化している可能性があり、令和 5 年度において基金の存在意義や役割が適切に発揮できているかを検討するとともに、基金の目的となる事業に関する支出が適正かどうかを含む基金の管理についても検討の対象とした。

IV. 包括外部監査の方法

1. 監査の要点

(1) 監査の要点

- ・基金等の管理及び運用に係る事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか
- ・基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか
- ・基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか

2. 実施した監査手続

- (1) 基金の概要について調査票による質問を実施した。
- (2) 基金等の管理及び運用に関する資料を閲覧するとともに、内容について所管部にヒアリングを行った。
- (3) 基金が充当されている事業に関する資料を閲覧するとともに、内容について所管部にヒアリングを行った。
- (4) 他の地方自治体の資金運用実績、実施方法等について調査研究を行い、県の行っている資金運用方法と比較検討した。
- (5) その他監査の過程で必要と判断した手続を実施した。

3. 監査の対象期間等

財務事務の執行については、原則として令和 5 年度を対象とし、必要に応じて令和 4 年度以前も対象とした。

V. 監査の実施時期

令和6年7月5日から令和7年2月26日まで

VI. 包括外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	小笠原 隆
包括外部監査人補助者	公認会計士	小沼 俊哉
同上	公認会計士	小林 元
同上	公認会計士	大塚 隆弘
同上	公認会計士	岡田 弘貴

VII. 利害関係

選定した特定の事件については、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

VIII. 指摘事項及び意見について

本報告書における指摘事項及び意見は、次の基準により区分している。

【指 摘】事務の執行等において、合规性（適法性と正当性）の観点から是正の必要があると判断した事項である。なお、違法ではないが、行政上実質的に妥当性を欠くこと及び適切でないことを含む。

【意 見】指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から改善が望まれる事項である。なお、経済性・効率性・有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合は「指摘」としている。

IX. 本報告書の前提

- ・資金運用については、安全性を第一義的に優先しつつ、法令等の認められる範囲においてより効率的な資金運用をすべきとの立場に立ち検討している。
- ・歳計現金等について、個々の歳入取引や歳出取引について検討していない。
- ・本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

第2章 茨城県の基金の概要

I. 茨城県の基金の状況

1. 基金の定義

(1) 基金の定義

基金は、地方自治法第241条第1項において、「特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため」の資金又は財産と規定されている。

地方自治法（昭和22年法律第67号）より抜粋

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

(2) 基金の役割

- ①歳入・歳出の著しい変動に対して年度間の財源を調整する
- ②特定の目的を持つ事業を複数年度にわたり安定的に運営する

（参考）地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と令和2年度の地方財政への対応についての意見」第二 令和2年度の地方財政への対応より抜粋

1. ③地方自治体の基金

地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けられるものである。地方自治体は、例外的に認められている範囲内でしか赤字地方債を発行することができないため、歳入・歳出の変動は、基金で対応することが地方財政上の前提であり、一定水準の基金の確保は、財政運営上当然に必要なものである。

(3) 基金の分類

基金は、地方自治法第241条第1項の規定により、次の2種類に分類される。

積立基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金
定額運用基金	特定の目的のために定額の資金を運用する基金

2. 設置している基金の概要

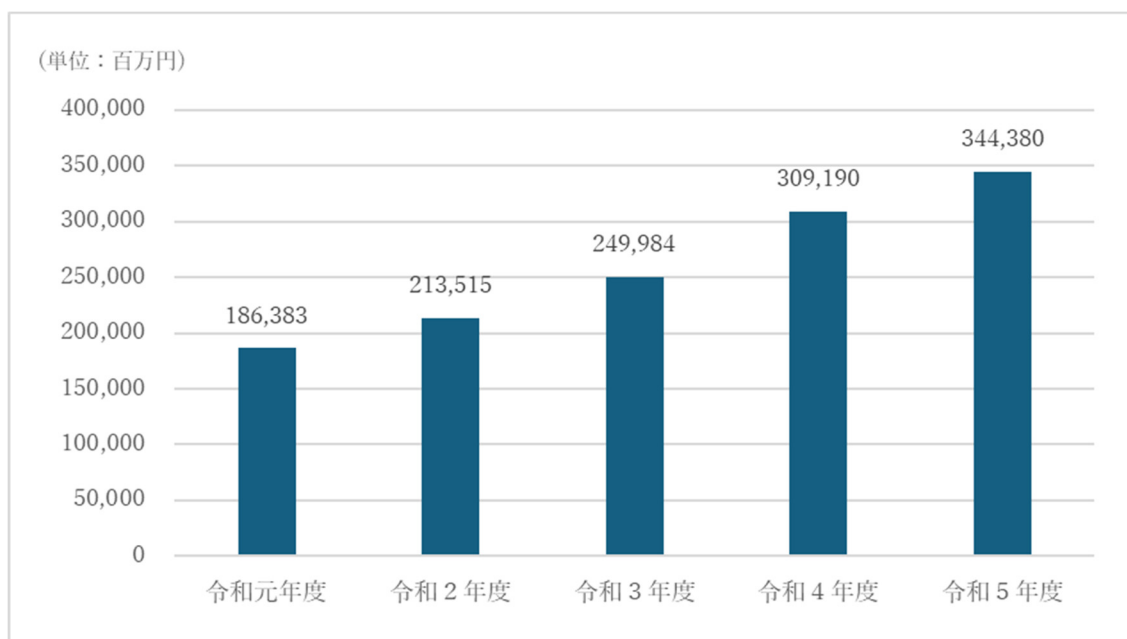
令和5年度に設置している基金は以下のとおりである。

(1) 一般会計及び特別会計に係る基金

(単位：千円)

番号	基金名	令和5年度末残高
1	茨城県県債管理基金	163,330,670
2	茨城県財政調整基金	68,233,286
3	茨城県災害救助基金	1,748,566
4	茨城県美術資料取得基金	900,000
5	茨城県発電用施設周辺地域振興基金	714,542
6	茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金	85,315
7	茨城県環境保全基金	21,561
8	茨城県緑化基金	80,126
9	茨城県森林整備担い手対策基金	66,322
10	茨城県ふるさと水と土基金	894,198
11	特別電源所在県科学技術振興基金	—
12	茨城県競輪事業基金	2,090,968
13	茨城県原子力安全等推進基金	175,446
14	茨城県介護保険財政安定化基金	1,840,618
15	茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金	—
16	茨城県有害廃棄物等撤去基金	109,776
17	茨城県後期高齢者医療財政安定化基金	5,140,862
18	茨城県森林湖沼環境基金	934,125
19	茨城県健やかこども基金	2,040,501
20	茨城県高等学校等奨学基金	731,651
21	茨城県農地集積総合支援基金	409,363
22	茨城県幡谷教育振興基金	62,905
23	茨城県地域医療介護総合確保基金	14,185,221
24	茨城県公共施設長寿命化等推進基金	24,007,080
25	茨城県文化振興基金	2,922,427
26	茨城県がん対策基金	3,001,708
27	茨城県国民健康保険財政安定化基金	1,600,021
28	茨城県医療提供体制確保基金	2,498,950
29	茨城県企業立地促進基金	18,369,410
30	茨城県就職支援基金	44,933
31	茨城県森林環境譲与税基金	177,880
32	茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金	1,834,401
33	茨城県災害ボランティア活動支援基金	60,666
34	茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金	20,000,799
35	茨城県退職手当基金	6,065,924
36	茨城県公立学校情報機器整備基金	—
合計		344,380,221

一般会計及び特別会計に係る基金について、直近5年間の残高推移は下記のとおりである。



当該基金群の年次推移を分析すると増加傾向が読み取れる。この傾向の要因として一般的な要因は、財政健全化の効果、景気動向やその他様々な要因がある。

基金の個別の動向としては県債管理基金や財政調整基金の積立による増加や茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金や茨城県公共施設長寿命化等推進基金等の造成が増加要因の比較的大きな要因を占めている。

個別の基金については以下のとおりである。

①県債管理基金

昨今の防災・減災対策等による県債発行や将来の償還に備えて積立を行っている。

②財政調整基金

年度中の税収増や国の地方財政措置、予算執行の減などから決算剰余金の積立を行っている。

③茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金や茨城県公共施設長寿命化等推進基金

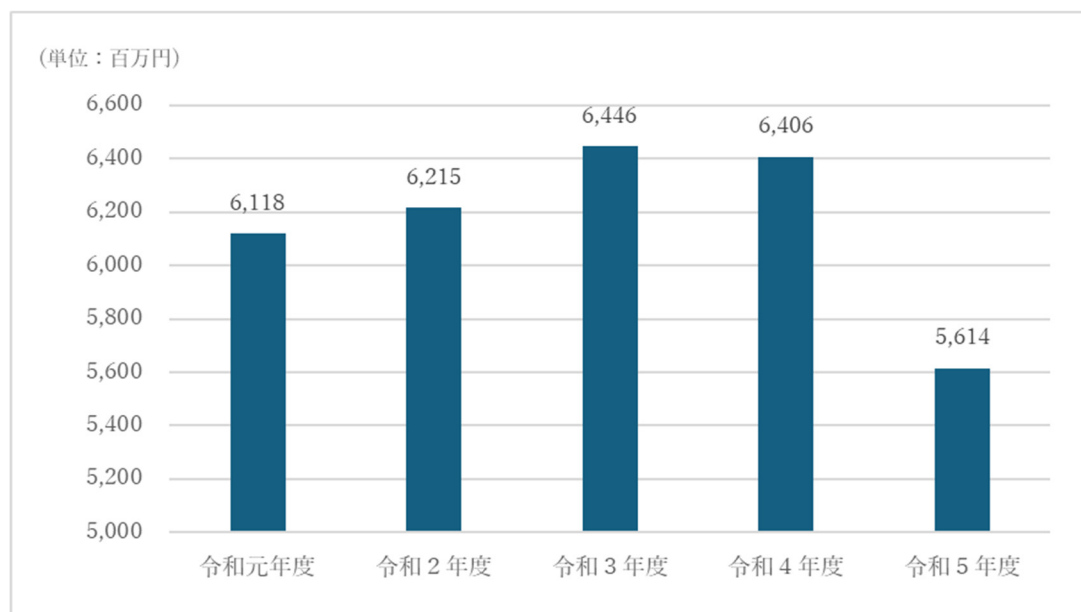
喫緊の課題への対応として、将来を見据えた施策の推進や計画的な事業執行のため積立を行っている。

(2) 企業会計に係る基金

(単位：千円)

番号	基金名	令和5年度末残高
1	茨城県流域下水道事業基金	1,955,575
2	茨城県工業用水道事業積立基金	3,658,304
合計		5,613,879

企業会計に係る基金について、直近5年間の残高推移は下記のとおりである。



令和5年度では茨城県工業用水道事業積立基金にて基金取崩額（889,694千円）があったため、令和4年度から令和5年度にかけて基金が減少している。同基金における基金取崩の内容については、県央広域工業用水道事業において、常陸那珂工業団地へ工業用水を給水するため配水管布設工事を実施し、その整備費用に支出しているものである。

3. 基金の運用の状況

(1) 基金の運用状況

県は毎年1回、資金管理委員会を開催し資金運用結果の報告及び公表を行う。基金に係る運用実績は、毎年3月に翌年度の「資金管理方針」の中に記載をして公表している。

令和5年度の基金の運用状況は下記のとおりであった。

①預金による運用状況

年度	平均運用金利	平均残高	運用利子
令和3年度実績	0.003%	1,763 億円	6 百万円
令和4年度実績	0.003%	2,427 億円	7 百万円
令和5年度実績	0.003%	2,946 億円	8 百万円

②債券による運用状況

年度	平均運用金利	平均残高	運用利子
令和3年度実績	0.242%	333 億円	80 百万円
令和4年度実績	0.224%	382 億円	85 百万円
令和5年度実績	0.264%	420 億円	111 百万円

令和5年度の基金に係る運用実績は以下のとおりであり、県債管理基金のみが債券による運用を行っている。

《令和5年度基金運用実績》

	運用方法	平均運用額	運用益	運用利回り
県債管理基金	定期性預金、普通預金、債券ほか	157,680 百万円	114 百万円	0.072%
その他基金	定期性預金、普通預金	178,924 百万円	5 百万円	0.003%
基金全体		336,604 百万円	119 百万円	0.035%

③令和5年度の債券の保有状況

令和5年度の債券の保有状況は下記のとおりである。なお、基金を債券によって運用している基金は県債管理基金のみである。

債券の種類	取得日	償還期日	取得原価 (千円)	償還金額 (千円)	利率 (%)
国債	—	—	—	—	—
地方債	平成25年7月～ 令和5年12月	令和5年6月～ 令和15年12月	46,432,532	46,508,500	0.062% ～ 0.904%
うち地方公共団体金融機構債	平成26年6月～ 令和5年6月	令和6年6月～ 令和15年6月	7,319,771	7,300,000	0.145% ～ 0.690%
政府保証債	—	—	—	—	—
合計			46,432,532	46,508,500	

令和5年度県債管理基金における債券は地方債や地方公共団体金融機構債を中心として保有されており、債券の取得原価総額は46,432,532千円であった。また当該債券群の券面利率は0.062%から0.904%であり、県の保有している全ての債券について、発行期間は一律で10年であった。

(2) 先進自治体との比較

県の基金に関する運用状況を比較分析するにあたり監査人が任意抽出した他の自治体を本報告書において「先進自治体」とする。先進自治体との比較結果は下記のとおりである。

①基金の運用利回りについて他の自治体との比較

≪先進自治体の基金に係る運用利回りの状況（令和5年度実績値）≫

地方自治体	基金平均残高	運用益	運用利回り	債券での運用割合
神奈川県	1,263,000 百万円	7,368 百万円	0.583%	52.9%
福岡市	474,141 百万円	4,733 百万円	1.163%	78.6%
国東市	17,799 百万円	206 百万円	1.162%	84.2%
本巣市	6,675 百万円	42 百万円	0.629%	59.7%
川崎市	317,700 百万円	1,420 百万円	0.447%	49.0%
上記自治体の平均額			0.797%	64.88%

茨城県	336,604 百万円	119 百万円	0.035%	12.48%
-----	-------------	---------	--------	--------

令和 5 年度の県の基金に関する運用利回りは 0.035%であったが、上記先進自治体と比較した結果、運用成果は先進自治体平均値の約 22 分の 1 程度にとどまっており、極端に大幅な乖離が見受けられる。

この極端に低い運用利回りが生じている要因の一つに、基金の債券運用割合の低さが考えられる。

すなわち、債券による資金運用（※）は一般的に預金での資金運用より運用利回りが高いため、基金全体の債券運用の割合が低いことで全体の利回りが押し下げられていると考える。

令和 5 年度において上記他の自治体における基金全体に占める債券での運用割合は 64.88%であり、県が債券で運用している基金は県債管理基金の一部のみ（基金全体の 12.48%）にすぎず、茨城県は上記先進自治体の 5 分の 1 程度であった。

（※）地方自治法上の要請によって、債券による資金運用方法は国債、地方債、政府保証債（本報告書においては「公共債」とする。）での運用に限定されている。公共債は利子と元本の支払いが国や地方公共団体によって保証されているため安全性が高いとされている。

②債券の運用利回りについて先進自治体との比較

基金の債券による運用を行っている先進自治体の運用利回りを調査した結果、以下のとおりであった。この他にも大分県国東市では、基金全体の運用利回りが 1.162%と高い水準で運用を行っている。

≪先進自治体の債券に係る運用利回りの状況の例（令和 5 年度実績値）≫

自治体名	種別	運用利回り
群馬県	債券	0.960%
兵庫県	債券	0.773%
熊本県	債券	0.742%
福岡市	債券	1.349%
川崎市	債券	0.908%
上記自治体の平均値		0.946%

茨城県	債券	0.264%
-----	----	--------

債券の運用利回りについて、県の運用利回りは 0.264%であったが、上記他の自治体と比較した結果、運用利回りは他の自治体平均値の約 28%程度にとどまっており、債券運用単独で分析した場合でも大幅な低い利回りになっている状況が見受けられる。

II. 基金の事務手続

1. 基金の管理に関する事務

(1) 設置

基金は、法律で設置が義務付けられているもののほかは、特定の目的をもって条例で定めることにより設置される。

なお、法律で設置が義務付けられている基金として、財政調整基金（地方財政法）と災害救助基金（災害救助法）がある。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）より抜粋

（基金）

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）より抜粋

（地方公共団体における年度間の財源の調整）

第 4 条の 3 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなる時、又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別法人事業譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなる時は、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）より抜粋

（災害救助基金）

第 22 条 都道府県等は、前条第 1 項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

（２）積立・取崩

基金及び基金運用益の積立は、毎会計年度の予算に計上したうえで実施する。なお、基金の運用益を基金に編入するかは各基金の根拠条例で定められている。

基金の取崩は、設置条例で定めた特定の目的に充当する場合のみ可能である。なお、基金から直接、目的事業に充当するのではなく、基金から一般会計に繰り出した上で充当することとなる。

県では、積立・取崩に関する具体的な事務手続きについては、総務部財政課が所管する「積立基金に関する事務取扱要領」に基づき行っている。

茨城県資金積立基金条例

第 3 条 基金は、別表中欄に掲げる目的のため同欄に掲げる額を積み立てるものとする。

2 基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てなければならない。

3 基金に積み立てる額は、予算で定める。

（３）財産管理

基金に属する有価証券及び現金を除く基金について異動があった場合には、毎月その所管部署の課長又は公所長は、債権（基金）異動通知書を作成し、翌月 10 日までに会計管理者に提出する。

上記以外の基金について異動があった場合には、債権（基金）整理カードに記載して整理することとなっている。

（４）決算

会計管理者は、（財務会計オンラインシステム及び指定金融機関の帳票等に基づき）「財産に関する調書・基金」及び「運用基金状況調書」を作成し、知事へ提出する。当該調書は、県監査委員の審査意見を付して議会に提出することとなる。

（５）廃止

基金を廃止する場合は、条例を廃止したうえで、廃止した日付で基金残高のすべてを取り消し、一般会計に繰り戻す。

なお、処分については、基金ごとに処分できる要件が定められており、その要件に合致した場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

茨城県資金積立基金条例

第 5 条 基金は、別表右欄に掲げる場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

2. 基金の運用に関する事務

(1) 基金の運用に関する法令又は条例について

基金の運用については、地方自治法に「確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定されている（地方自治法第 241 条第 2 項）。また、地方財政法において、積立金は「確実な方法により運用しなければならない。」と規定されている。

県は積立基金について茨城県資金積立基金条例を定めている。同条例において「基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金若しくは信託又は確実な有価証券の購入により運用するものとする。」と規定している（地方財政法第 4 条の 3 第 3 項、茨城県資金積立基金条例第 4 条）。

地方自治法

(基金)

第 241 条

- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

地方財政法

(地方公共団体における年度間の財源の調整)

第 4 条の 3

- 3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。

茨城県資金積立基金条例

(管理)

- 第 4 条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金若しくは信託又は確実な有価証券の購入により運用するものとする。

地方自治法において、基金の管理については、歳計現金の例によることとされている（地方自治法第 241 条第 7 項）。

地方自治法

（基金）

第 241 条

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

歳計現金の例は、地方自治法及び地方自治法施行令にて定められており（地方自治法第 235 条の 4 第 1 項、地方自治法施行令第 168 条の 6）、地方自治関係実例集などでは、これと同様の取り扱いがなされるべきものとし、最も確実かつ有利な方法による保管が求められるとしている。

地方自治法

（現金及び有価証券の保管）

第 235 条の 4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）

は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

地方自治法施行令

（歳計現金の保管）

第 168 条の 6 会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。

地方自治関係実例集などによれば、公金の保管の形式のうち最も適当と認められるのは、確実な金融機関に対する預金の方法によることとされているが、支払準備に支障のない範囲内で、かつ、金融機関への預金に比べて有利な場合には、「債券の条件付売買の取扱いについて」の定めるところに従い、証券会社の行う国債証券、地方債証券、政府保証債等の元本の償還及び利息の支払いが確実な証券を対象としたいいわゆる買い現先の方法により、歳計現金の保管を行うことも差し支えないとされている。

なお、地方自治法関係実例集において、歳計現金による買い現先については、以下のとおりの解釈がある。

注釈 地方自治関係実例集

地方公共団体の歳計現金のあり方としては、自治令第百六十八条の六により最も確実かつ有利な方法によることと規定され、更に昭和三十三年三月十四日付の自治事務次官通知では、安全確実なこと、支払に即応できること（流動性）が必要であるとされている。

つまり、歳計現金の保管は、①安全確実性、②有利性、③流動性（支払準備性・換金性）の三要素が認められる方法であれば許されると解すべきであり、その時々金融市場の状況に応じた種々の金融商品への運用の適否を検討する際にはこの三要素を満たすか否かを一応の基準とすべきである。

買い現先についてこの点をみると、まず有利性については、契約事項であること、一般にその年利率が預金より高いことから問題ないと解される。

次に、安全・確実性については、次の理由により安全・確実性があると解される。

(1)買い現先は証券会社しか行えないが、これについては証券取引法等に基づき、国の監督下であり、銀行に準ずる信用があるものと認められるほか、取引に対する確実性も相当程度担保されていると解されること。

(2)資金運用資金・簡保資金はもちろん、公庫等の政府金融機関においても、会計検査院の助言により現先取引を行っていることは、確実性に関する判断材料になると解されること。

(3)現先取引は、証券の買入れと同時に売戻しの価格が設定され、現先レートもその時々需給動向で個別に決まるが、この点、価格変動等によるリスクのおそれが大きい長期債に比べるとより安全であると解されること。

(4)現先取引の対象となる債券は国債証券、地方債証券、政府保証債券等の元本の償還及び利息の支払が確実な証券に限定されていること。

(2) 資金管理方針の策定について

県財政課は上記法令又は条例をうけ、保有する資金を適正に管理するとともに、金融環境の変化等に応じて柔軟かつ効率的に資金の運用・調達を行うため、毎年度「資金管理方針」を定めている。

同方針の中で、基本的考え方として、「公金の保全を最優先し、かつ有利な方法により運用を行う。」と規定し、当該考え方にに基づき運用を行っている。

2024（R6）年度資金管理方針

3 資金運用（1）基本的考え方

公金の保全を最優先し、かつ有利な方法により運用を行う。運用方法は、資金の種類や運用可能な期間を考慮し、預金又は債券購入・債券現先とする。

基金の運用については下記のとおり定めている。

2024（R6）年度資金管理方針

3 資金運用（3）基金

ア 預金 基金については、数ヶ月から1年程度の運用が可能であるため、定期性預金を中心に運用する。預金先は、金融機関からの引き合いにより決定し、ペイオフ対策として、預金枠は、原則、証書県債債務の範囲内とする。

イ 債券 国庫短期証券による短期間の運用が可能な場合には、債券現先による運用を検討する。県債管理基金（特別会計分）については、長期間の運用が確実に見込めるため、債券（国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債）により運用する。

県財政課は同資金管理方針において県債管理基金以外の基金では「数ヶ月から1年程度の運用が可能である」と考え「定期性預金を中心に運用する」としている。結果として県保有の県債管理基金以外の基金は令和5年度において債券での運用は行っていない。

なお法令等では基金の運用期間を1年以内としなければならないと義務付ける規定はなく1年超の運用期間を採用することは不可能ではなく他の複数の自治体では基金の一部を1年超の運用期間とし債券での運用を行っている。

また、県債管理基金（特別会計分）については長期間の運用が確実に見込めると考え、債券（国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債）により運用するとする方針を策定し方針のとおり運用している。

実際には、毎年度、「債券運用方針」を策定し、当該年度の運用案を決定し、それに基づき運用を行っているが、当該方針においては、以下の事項を定めている。

- ・ 債券運用対象基金
- ・ 運用額及び運用期間
- ・ 購入する債券の種類
- ・ 購入方法
- ・ 引合先
- ・ 債券の保有

また、債券は、安全性を最優先とする観点から、原則として満期まで保有し、中途売却は行わない方針としているため、中途売却は行っていない。

なお、資金不足に対応するため基金に属する現金を歳計現金等へ一時的に繰り替えて運用（繰替運用）することができるものとしているが、近年においては、繰替運用はなされていない。

（３）運用案の策定

①一般基金（本報告書において県債管理基金以外の基金をいう。）

財政課は、事業費確定（支出）の時期（３月、５月など）にあわせて、各基金の所管課に対して、「調査表」を用いて取崩額や積立額等に係る照会を実施する。

その後、財政課は、照会結果に基づき、運用案として「預託先別資金積立」を作成する。

②県債管理基金

債券運用に関しては、上述の「（２）資金管理方針の策定について」に記載のとおり、「債券運用方針」に基づく運用を行うが、運用手法としては、ラダー型ポートフォリオを採用しており、債券は満期保有を基本としていることから、地方債の償還期限にあわせて運用を行っている。

ラダー型ポートフォリオとは、短期債から長期債まで、残存期間の異なる債券に、ほぼ同額ずつ投資するポートフォリオをいう。以下のメリットを享受できることから、ラダー型ポートフォリオを採用している。また、複数の自治体においても、ラダー型ポートフォリオの運用を採用していることを確認した。

- （ｉ）毎年度、均等に購入するため、経年の金利変動リスクを平準化できること
- （ii）ポートフォリオが組まれた後は、常に償還金が発生するため、資金不足による運用機会の損失がないこと
- （iii）金利予測が不要で専門的な知識がなくとも運用が可能なこと

（４）引合の実施、資金運用の開始

財政課は、運用案である「預託先別資金積立」を基に、金融機関に対して引合を実施する。また、県はペイオフ対策として、原則預金枠を証書県債債務の範囲内としている。

引合は、証書借入取引をしている県内金融機関を対象とし、各金融機関に引受希望の照会を行う。その後、照会結果に基づき検討を行い、有利な引受希望を提示した金融機関への積立額を決定する。

債券については、安全性の高い金融機関と現先取引基本契約を締結し、同締結先の金融機関を対象として引合を実施する。

債券に係る引合は、まず、現先取引基本契約を締結している各金融機関に、条件を提示したうえで、購入可能な債券を把握する。次に、把握した情報を基に、条件の良い債券を選定及び見積合せを実施し、債券を購入する。

その後、総務部長は引受金融機関及び運用利率を決定し、引合結果を会計事務局に伝達するとともに、各基金所管課に引受金融機関や運用利子率等を通知し、運用を開始する。運用開始後、「基金管理（出納）カード」を作成又は更新し、同カードにて管理を行っている。

（５）運用収入の事務

定期預金運用の場合、各基金の所管課にて財務システム上で定期預金利子に係る調定を行い、調定決議後、同課にて「納入通知書」を作成し、会計管理課へ提出する。その後、金融機関より定期預金利子が振り込まれた同日に、会計管理課から指定金融機関に「納入通知書」を提出し、入金処理がなされる。入金処理後、会計管理課において、「収入日計表」と「収納済通知票」を突合することで入金の正確性を確認している。

また、債券運用の場合、財政課にて財務システム上で債券利子に係る調定を行い、調定決議後、同課にて「納入通知書」を作成し、会計管理課へ提出する。その後、証券会社より債券利子が振り込まれた同日に、会計管理課から指定金融機関に「納入通知書」を提出し、入金処理がなされる。入金処理後、会計管理課において、「収入日計表」と「収納済通知票」を突合することで入金の正確性を確認している。

（６）運用結果の報告

毎年１回、資金管理委員会を開催し資金運用結果の報告及び公表を行う。基金に係る運用実績は、毎年３月に翌年度の「資金管理方針」の中に記載をして公表している。

第3章 茨城県の歳計現金等の概要

I. 茨城県の歳計現金等の状況

1. 公金の定義・分類

(1) 公金の定義・分類

公金とは歳計現金、基金、歳入歳出計外現金（以下、後述する茨城県財務規則の用語の定義に従い歳計外現金という。）及び一時借入金に分類され、自治体の保有する資金である。令和5年度において県は一時借入金を保有していない。

本報告書における各資金の定義（基金を除く。）については下記のとおりとする。

公金の分類	定義
歳計現金	県の収入・支出に係る現金で、日々の支払にあてるための資金(支払準備金)とする。
歳計外現金	法令に基づいて県が出納、保管している現金であるが、県の所有ではないため、「歳計現金」とは区別して経理している資金とする。
一時借入金	会計年度内の一時的な現金の不足をまかなうために借り入れる資金（財政法第7条第1項、地方自治法第235条の3第1項）とする。

なお本報告書においては歳計現金、歳計外現金を歳計現金等とし、公金の検討を歳計現金等と基金に分類して行っている。

(2) 歳計現金等の定義等に関する法令及び規則

歳計現金等は地方自治法、地方自治法施行令及び茨城県財務規則において以下のとおり定義されている。

地方自治法 (現金及び有価証券の保管) 第235条の4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。 2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。 3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。

地方自治法施行令

(歳計現金の保管)

第 168 条の 6 会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。

(歳入歳出外現金及び保管有価証券)

第 168 条の 7 会計管理者は、普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券その他の現金又は有価証券で総務省令で定めるものを保管することができる。

2 会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に属しないものの出納をすることができない。

3 前項に定めるもののほか、歳入歳出外現金の出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により、これを行なわなければならない。

茨城県財務規則

(用語の定義)

第 2 条

(15) 歳計現金 県の歳入歳出に属する現金をいう。

(16) 歳計外現金 債権の担保として徴し、又は法令の規定により県が保管する現金又は有価証券で県の所有に属しないものをいう。

基金に属する現金以外の公金は歳計現金及び歳計外現金、一時借入金となるが、上記の地方自治法施行令第 168 条の 7 第 3 項において、「～歳入歳出外現金の出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により、これを行なわなければならない。」と定められていることから、歳計外現金は資金運用の対象となる。なお、地方自治法第 235 条の 4 第 3 項の規定「～普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。」については、歳計外現金の保管中に利子を生じてても、相手方には帰属させないという意味であると解されている。

茨城県財務規則において公金の出納は以下の通り区分することが定められている。

(出納の区分)

第 177 条 指定金融機関における公金の出納は、次の区分によらなければならない。

- (1) 歳入金
- (2) 歳出金
- (3) 歳計外現金
- (4) 基金に属する現金
- (5) 一時借入金
- (6) 未払金
- (7) 支払未済繰越金

また、歳計外現金については、茨城県財務規則において以下の通り整理区分される。

(歳計外現金の整理区分)

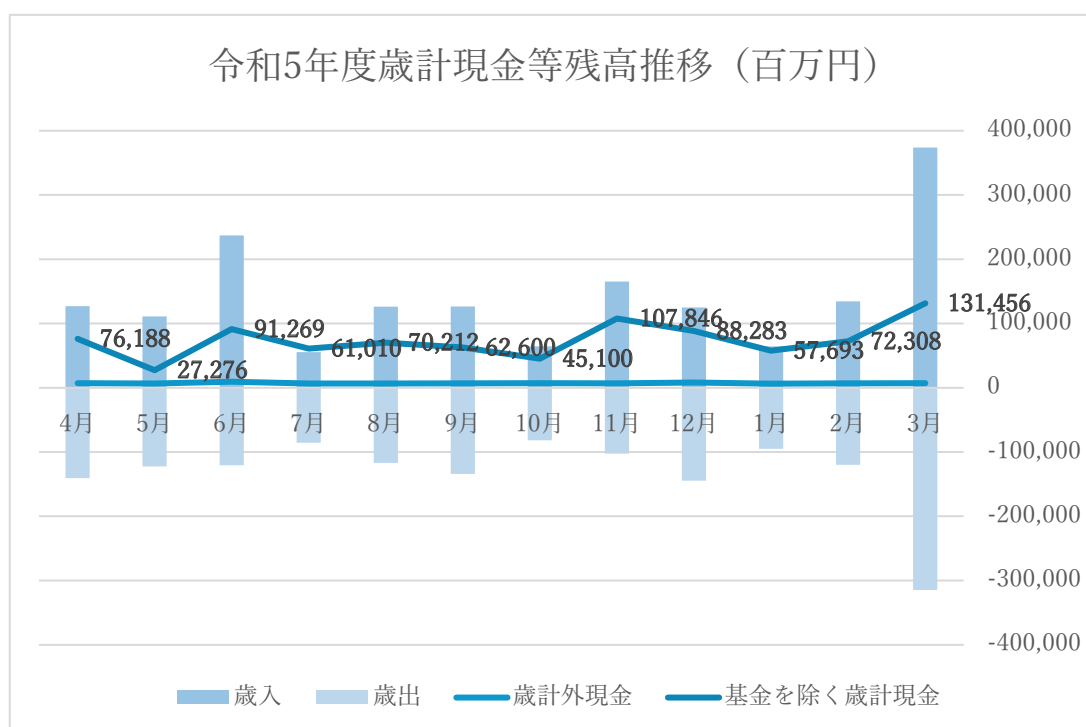
第 210 条 歳計外現金は、次の区分により整理しなければならない。

- (1) 保証金
 - ア 入札保証金
 - イ 契約保証金
 - ウ 県営住宅敷金
 - エ その他の保証金
- (2) 保管金
 - ア 都道府県・市町村(特別区)民税
 - イ 共済組合掛金
 - ウ 共済組合貸付弁済金
 - エ 源泉徴収所得税
 - オ 社会保険料
 - カ 徴収嘱託金
 - キ 徴収受託金
 - ク 互助会掛金
 - ケ 互助会貸付金償還金
 - コ その他の差引徴収金
- (3) 公売代金
 - ア 差押物件公売代金
 - イ 競売配当金
 - ウ その他の公売代金
- (4) 遺留金
- (5) 災害者に対する見舞金
- (6) 大学における奨学を目的とする寄付金を原資として交付された現金
- (7) 放置車両の放置違反金に相当するものとして仮納付された現金

- (8) 特別法人事業税及びこれに係る徴収金
- (9) 軽自動車税の環境性能割及びこれに係る徴収金
- (10) 森林環境税及びこれに係る徴収金
- (11) その他の保管金

2. 歳計現金等の概要

(1) 歳計現金等の月別の増減及び残高推移



出典：（例月現金出納検査資料より監査人作成）

月により歳入・歳出の額にバラつきがあり、残高もそれに呼応して増減している。

年間を通した歳入・歳出の動きのうち、著増減のあった月の増減の主因は下記の通り。

- ・ 6月の歳入増加の主因は県税+90,339百万円
- ・ 11月の歳入の増加の主因は地方交付税+49,193百万円、県税+30,087百万円、地方消費税清算金+23,306百万円等
- ・ 3月の歳入増加の主因は諸収入+87,145百万円、公債管理+83,949百万円、国庫支出金+66,892百万円等。
- ・ 3月の歳出の増加の主因は公債費+76,101百万円、公債管理+46,281百万円、総務費31,116百万円、土木費+28,181百万円等。

なお財政課では、歳計現金等については日次の歳入・歳出の3期平均を元に1年間の入出金予測を行う。加えて、各所管課に対しては毎月翌月の入出金予定の調査票を配布

し、入出金予測に大きな変化がないかを確認している。回収した調査票を基に最新の 1 か月はより鮮度の高い予測に置き換えて日次単位で資金需要を予測している。

当該予測に基づき 20,000 百万円程度を下回らないように、余裕金部分を定期預金で短期的に運用している。令和 5 年度の各月末の基金を除く歳計現金等の残高は最も低い残高（5 月末）で 27,276 百万円程度である。

（２）歳計現金等の令和 5 年度末残高を含む残高推移

歳計現金等の令和 5 年度末の残高及び 3 か年の残高推移は下表のとおりである。

なお、令和 5 年度以外の残高については、出納整理期間を踏まえた 5 月末残高情報を記載する。

（単位：百万円）

	令和 4 年 5 月	令和 5 年 5 月	令和 6 年 3 月	令和 6 年 5 月
歳計現金	34,893	27,276	131,456	56,989
歳計外現金	6,890	6,628	7,172	6,466
一時借入金	—	—	—	—
歳計現金等合計	41,783	33,904	138,628	63,455

（例月現金出納検査資料より監査人作成）

(3) 歳計外現金の令和5年度末残高を含む残高推移

歳計外現金の令和5年度末の残高及び3か年の残高推移は以下の通りである。なお、記載は整理区分に基づいている。

(単位：百万円)

科目名	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
入札保証金	1	2	13
契約保証金	83	222	604
県営住宅敷金	658	639	627
その他保証金	1,715	1,713	1,704
保証金	2,457	2,576	2,949
市町村民税	904	885	811
共済組合掛金	—	0	1
源泉徴収所得税	449	444	441
保険料	80	114	122
互助会掛金	0	—	0
互助会償還金	—	—	0
その他差引徴収保管金	0	0	0
保管金	1,434	1,444	1,375
差押物件公売代金	—	—	2
競売配当金	—	0	0
その他公売代金	4	5	6
公売代金	4	5	8
その他保管金	2,723	2,747	2,748
奨学寄附金を原資として 交付された現金	—	0	2
放置違反金に相当するものとして 仮納付された現金	2	2	1
軽自動車税の環境性能割及びこれに係る徴収金	94	86	90
歳計外現金合計	6,714	6,860	7,172

(例月現金出納検査資料より監査人作成)

3. 歳計現金等の運用の状況

(1) 令和5年度の歳計現金等の運用実績

令和5年度の運用実績は以下のとおりであり、歳計現金等のうち運用を行っているものは、すべて定期預金での運用を行っており、債券による運用はない。

(単位：千円)

	定期預金月末残高	運用益
令和5年4月	—	—
令和5年5月	—	—
令和5年6月	30,000,000	—
令和5年7月	30,000,000	—
令和5年8月	30,000,000	—
令和5年9月	30,000,000	—
令和5年10月	20,000,000	201
令和5年11月	20,000,000	—
令和5年12月	30,000,000	67
令和6年1月	30,000,000	—
令和6年2月	—	102
令和6年3月	—	—
運用益合計		369

上記運用利回りは0.002%だった。

(2) 過去3年間の公金の運用実績

過去3年間の運用利回りは、以下のとおり、令和5年度の運用利回りと同様、0.002%だった。

年度	定期預金 月末平均残高	運用益	平均利回り
令和2年度	50,000 百万円	1,029 千円	0.002%
令和3年度	38,333 百万円	739 千円	0.002%
令和4年度	20,833 百万円	399 千円	0.002%

(3) 他の自治体との比較

他の自治体で把握できた歳計現金等に係る運用利回りは、おおよそ0.001%～0.003%であった。茨城県と他の自治体の運用利回りを比較すると、同程度である。

II. 歳計現金等の事務手続

歳計現金等の管理に関する事務の流れについて、歳計現金と歳計外現金に分けて記載する。

1. 歳計現金等の管理に関する事務

(1) 歳計現金の管理に関する事務

①歳計現金に係る歳入事務

(i) 調定決議

各課担当者は、歳入を収入しようとする場合、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査し、定められた時期に「調定決議票」を作成し所属長の決裁を得る（地方自治法第 231 条、地方自治法施行令第 154 条第 1 項、茨城県財務規則第 26 条第 1 項及び第 32 条）。

地方自治法

(歳入の収入の方法)

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

地方自治法施行令

(歳入の調定及び納入の通知)

第 154 条 地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

茨城県財務規則

(調定の決議)

第 26 条 歳入徴収者は、歳入の調定をしようとするときは、調定決議票によらなければならない。

(調定の時期)

第 32 条 調定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) 納期の一定している収入で納入の通知を発するもの 納期の 20 日前まで
- (2) 納期の一定している収入で納入の通知を発しないもの 申告書等の提出又は収入のあったとき。
- (3) 随時の収入で納入の通知を発するもの 原因の発生したとき。
- (4) 随時の収入で納入の通知を発しないもの 収入のあったとき。

(ii) 納入通知書の作成

調定決議後、直ちに「納入伝票（納入通知書・領収書・収入票及び収納済通知票）」を発行し、納入義務者に通知を行う（地方自治法第 231 条、地方自治法施行令第 154 条 2 項 3 項、茨城県財務規則第 35 条）。

地方自治法

（歳入の収入の方法）

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

地方自治法施行令

（歳入の調定及び納入の通知）

第 154 条

- 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。
- 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれを行うことができる。

茨城県財務規則

（納入の通知）

- 第 35 条 歳入徴収者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に対し納入伝票（納入通知書・領収証書・収入票及び収納済通知票をいう。以下同じ。）により納入の通知をしなければならない。ただし、第 41 条第 1 項（同項第 5 号（授業料、空調設備使用料及び滞納金に限る。）を除く。）の規定により収納する場合又は法令等の規定若しくは契約により支出の際差引徴収する場合は、この限りでない。
- 2 口座振替の方法による歳入の納付をする場合において、納入義務者に対し納入伝票による納入の通知をし難いときは、前項本文の規定にかかわらず、別に定めるところにより、納入の通知をすることができる。
 - 3 法令等又は契約により毎月調定することとなる歳入で、長期間当該歳入に係る収入の原因である行為が継続するものと認められるものについては、1 会計年度を限度として、納期限ごとの納入金額を明らかにした納入伝票をあらかじめ納入義務者に送付しておくことができる。
 - 4 第 28 条の規定により返納金を調定したときは、先に発した返納に係る納入伝票をもって、第 1 項の通知があったものとみなす。

(iii) 収納処理

出納事務の効率的な運営と安全を図る見地から、金融機関を指定して公金の収納等の取扱事務を行わせている。収納は、以下のいずれによって行われ、納入義務者より納付された収納金は指定金融機関が確認し、県に納入する（地方自治法第 235 条第 1 項、地方自治法施行令第 168 条第 1 項、茨城県財務規則第 173 条）。

(ア) 指定金融機関

(イ) 収納代理金融機関

(ウ) 直接収納員又は現金取扱員（出納員等）

(エ) 収納事務委託者

地方自治法

（金融機関の指定）

第 235 条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

地方自治法施行令

（指定金融機関等）

第 168 条 都道府県は、地方自治法第二百三十五条第一項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

茨城県財務規則

（公金の出納）

第 173 条 指定金融機関は、その本店及び支店において公金の出納に関する事務を取り扱わなければならない。

2 指定金融機関は、県庁所在地に公金の出納に関する事務を総括する店舗(以下「総括店」という。)を設けてこれを行わなければならない。

3 指定金融機関の本店及び支店は、知事が指定するところにより、所属店として本庁又は公所に所属しなければならない。

(iv) 収納確認

各課は、「収納済通知票」、「税に係る領収済通知書」及び「電子収納一覧表」に基づき、財務会計オンラインシステムにて収納確認を行う（茨城県財務規則第 45 条及び第 46 条）。

茨城県財務規則

（収納済の通知等）

第 45 条 出納員等は、第 41 条第 1 項及び第 2 項の規定により現金を領収したときは、申請書等に領収済の表示をし、当該申請書等その他領収済を証する書類又は計算の基礎を明らかにした書類を歳入徴収者に返付しなければならない。

2 前項の規定により現金取扱員の返付する書類は、所属の出納員を経なければならない。

3 会計管理者又は地方出納員は、第 182 条第 1 項の規定により指定金融機関から収納済通知票又は税に係る領収済通知書の提出があったときは、速やかに歳入徴収者に対し収納済通知票又は税に係る領収済通知書を送付し、収納済の通知をしなければならない。

4 会計管理者は、電子収納システム(県の使用に係る電子計算機と指定金融機関又は収納代理金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続することにより、指定金融機関又は収納代理金融機関が提供する手段を利用して収入金を収納することができ、かつ、その結果が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により県に通知される決済基盤をいう。第 189 条の 2 において同じ。)により収納する旨の通知があったときは、速やかに電子収納一覧表を作成し、歳入徴収者に送付しなければならない。

（収納済通知票等の整理）

第 46 条 歳入徴収者は、毎日、会計管理者又は地方出納員から送付を受けた収納済通知票、税に係る領収済通知書及び電子収納一覧表を年度別及び会計別に整理し、これを月別に整理しなければならない。

②歳計現金に係る歳出事務

(i) 支出負担行為の決議

各課担当者は支出負担行為をしようとする場合、支出負担行為に必要な書類に基づき「支出負担行為決議票」を財務会計オンラインシステムにて作成し、定められた時期までに所属長の決裁を得る（地方自治法第 232 条の 3、茨城県財務規則第 76 条第 1 項及び第 2 項及び第 77 条）。

なお、財務規則第 76 条 2 項に掲げられている経費（電気料、水道料など）に係る支出負担行為の決議については、「支出負担行為決議票」に代えて、支出関係書類を添付し、支出負担行為の決議の旨を記載することにより決議を行う場合がある。

地方自治法

(支出負担行為)

第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

茨城県財務規則

(支出負担行為の決議)

第 76 条 支出負担行為担当者は、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議票、支出負担行為決議票(資金前渡用)その他支出負担行為の決議に関する書類(以下「支出負担行為決議票等」という。)及び別表第 3 に掲げる支出負担行為に必要な主な書類(集中管理により総務事務センター長が行う総務事務(給与その他の給付、共済費及び報償費に係る事務をいう。第 131 条第 1 項及び別表第 2 において同じ。))に係る支出負担行為の決議にあつては、知事が別に定める書類)により、別表第 3 に定める時期に決議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費(第 93 条に規定する資金前渡に係る常時用の経費を除く。)に係る支出負担行為の決議については、その支出を決定しようとするときに、支出負担行為決議票等に代えて、支出関係書類を添付し、支出負担行為の決議の旨を記載することにより、決議することができる。

- (1) 電気料
- (2) 水道料
- (3) 下水道料
- (4) ガス料(ガスメーターにより計量したガスの体積により料金を算定するものに限る。)
- (5) 電信電話料
- (6) 後納郵便料
- (7) テレビ受信料
- (8) 処方箋医薬品の購入に係る経費
- (9) 医療機関における診療に係る経費
- (10) 有料道路通行料(ETC カード利用によるものに限る。)
- (11) 共済費
- (12) 給与その他の給付(資金前渡に係る旅費を除く。)
- (13) 単価契約によるもの
- (14) 法規集等の追録代

(支出負担行為の表示)

第 77 条 支出負担行為担当者は、支出負担行為の決議をしようとするときは、支出負担行為決議票若しくは支出負担行為決議票(資金前渡用)を起票する場合又は前

条第2項の規定により決議をする場合を除き、支出負担行為の表示を添付しなければならない。

(ii) 検査及び履行確認

各課において、支出に係る工事請負契約または物品購入・役務提供等の業務が契約内容通りに履行されているかを検査し、「検査調書」を作成するなどして検査結果を所属長に復命する（地方自治法第234条の2、茨城県財務規則第172条）。

地方自治法

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

茨城県財務規則

（検査調書の作成及び検査結果の復命）

第172条 課長、公所長又は検査員は、検査を完了したときは、直ちに工事完成検査調書、物件(品)検査調書又は工事出来高検査調書(以下「検査調書」という。)を作成し、関係書類を添えて、検査の結果を契約担当者に復命しなければならない。

(iii) 支出命令

各課において、「請求書」を受領後、法令、契約、「請求書」、「支出負担行為決議票」等に基づいて、請求内容を確認し、財務会計オンラインシステムにて「支出票」を作成し、所属長の決裁を受ける。

決裁後、定められている期日までに「支出票」を会計管理課へ提出する（茨城県財務規則第78条及び第80条）。

茨城県財務規則

（支出命令）

第78条 支出命令者は、歳出を支出しようとするときは、法令、契約、請求書(債権者が代理人に請求権又は領収権を委任している場合にあっては委任状、債権の譲渡又は承継があった場合にあってはその事実を証する書類を添付したものとする。以下同じ。)及び支出負担行為決議票等に基づいて、支出の根拠、年度、支出科目、金額及び債権者その他支払を受けるべき者(以下「債権者等」という。)を調査し、適正であると認めたときは、支出票を起票し、支出の決定をしなければならない。

- 2 令第 160 条の 2 第 2 号ハの規則で定める契約は、次に掲げるものとする。
- (1) 下水道を使用する契約
 - (2) テレビジョン放送の役務の提供を受ける契約
- 3 支出命令者は、第 1 項の規定により支出の決定をしたときは、直ちに、会計管理者又は地方出納員に対し支出票を送付することにより支出命令を発しなければならない。この場合において、支出命令は、支出負担行為決議票等 1 件ごとに発しなければならない。
- 4 前項の規定により会計管理者又は地方出納員に送付する支出票には、第 1 項の規定により支出を決定した際の関係書類(差引控除金がある場合にあっては、控除額内訳表)を添付しなければならない。
- 5 支出命令者は、同時に 2 人以上の債権者等に隔地払及び口座振替払(以下「送金払」と総称する。)によって支出しようとするときは送金内訳表を、2 科目以上を集合して支出しようとするときは支出科目集合表を支出票に添付しなければならない。
- 6 第 3 項の支出命令は、債権者等からの請求書の提出をまっしてしなければならない。ただし、請求書を徴する必要がないと認められるものについては、この限りでない。
- 7 支出命令者は、前項ただし書の規定により請求書の提出をまたないで支出できる経費を支出しようとするときは、官公署等の発行した納入告知書等によるものに係る支出の場合を除くほか、その支出の内容を明らかにした支出明細書又は支給明細書を支出票に添付しなければならない。ただし、支出票にその支出の内容を明らかにして記載した場合は、この限りでない。
- (支出票の送付の時期)
- 第 80 条 支出命令者が会計管理者又は地方出納員に対し、支出票を送付する時期は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 法令等又は契約に基づき一定の支払期日の定めのあるものは、直接払の場合にあっては茨城県の休日(平成元年茨城県条例第 7 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除き支払期日前 3 日、送金払の場合にあっては休日を除き支払期日前 7 日まで
 - (2) 支払期日の定めのないものは、支出決定後直ちに

(iv) 支出審査

各課で決定された支出について、支出負担行為の確認を行うため、会計管理課で「支出負担行為決議票」、「支出票」、その他関係書類に基づき、審査を実施し、審査完了後に財務会計オンラインシステム上で支払手続を行う（茨城県財務規則第 81 条）。なお、1 件の金額 10 万円未満の支出負担行為の審査については各課で実施する。

茨城県財務規則

(支出負担行為の確認)

第 81 条 会計管理者又は地方出納員は、支出命令を受けたときは、これを審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、支出票等を支出命令者に返付しなければならない。

- (1) 予算の配当額又は令達額を超えているとき。
- (2) 支出の内容に過誤があるとき。
- (3) 支出の内容が法令等、予算の定め又は支出負担行為に反すると認めるとき。
- (4) 支出の根拠が明確でないとき。

③歳計外現金の管理に関する事務

(i) 歳計外現金に係る受入事務

歳計外現金の受入事務については、歳計現金の歳入事務と大部分において同様である。受入をする所管課担当者は受入内容、受入額、債務者情報等を確認後、財務システム（財務会計オンライン）にて受入決議票を起票する。受入決議票に関連資料を添付し、文書管理システムにて所管課所属長の決裁を受ける。

決裁後、所管課は納入通知書を印刷し、知事印を押印したものを納入先に発送する。受入の実績については財務会計オンラインシステムにて債権の消込を確認する。

茨城県財務規則

(受入れの決議)

第 212 条 歳計外現金等出納通知者は、歳計外現金の受入れをしようとするときは、受入決議票により決議をしなければならない。ただし、第 108 条の規定に基づき公金振替の方法により受け入れるものにあつては、この限りでない。

2 前項の場合において、同時に 2 人以上の者から受入れをしようとするときは、受入決議内訳表を添付しなければならない。

(納入の通知)

第 213 条 歳計外現金等出納通知者は、受入りの決議をしたときは、直ちに納入伝票を納入義務者に送付しなければならない。ただし、会計管理者又は地方出納員が現金(現金に代えて納付される有価証券を含む。)を領収したとき又は第 108 条の規定に基づき公金振替の方法により受け入れるときは、この限りでない。

(収納)

第 214 条 会計管理者又は地方出納員は、歳計外現金として直接現金を領収したときは、第 41 条及び第 42 条の例により処理しなければならない。

2 会計管理者又は地方出納員は、公金振替の方法により受入れをしようとするときは、公金振替書を指定金融機関に交付しなければならない。

3 出納員名義の口座を設けて現金を受け入れる場合については、別に定めるところによる。

(ii) 歳計外現金に係る払出事務

歳計外現金の払出事務も、歳計現金の歳出事務と大部分において同様である。

払出をする所管課担当者は払出内容、払出額、相手方情報等を確認後、財務システムにて払出票を起票する。払出票に関連資料を添付し、文書管理システムにて所管課所属長の決裁を受ける。

決裁後、文書管理システムにて払出票の金額に応じて会計管理課の審査を受ける。なお、10 万円未満の払出については各所管課にて審査を行う。

審査後、支払依頼書又は小切手を銀行に提出し、払出を行う。

茨城県財務規則

(払出しの通知)

第 215 条 歳計外現金等出納通知者は、歳計外現金の払出しをしようとするときは、払出票により決議をしなければならない。

2 前項の場合において、同日に 2 人以上の債権者等に送金払により払出しをしようとするときは送金内訳表を、2 科目以上を集合して払出しをしようとするときは払出科目集合表を払出票に添付しなければならない。

3 歳計外現金等出納通知者は、第 1 項の払出しの決議をしたときは、会計管理者又は地方出納員に払出票を送付しなければならない。

4 会計管理者又は地方出納員は、前項の規定により歳計外現金等出納通知者から払出票の送付を受けたときは、内容を審査し、適正であると認めたときは払出しをしなければならない。

茨城県財務規則		
別表第 2（第 4 条、第 5 条）		
種別	場所	所掌事務
局出納員	本庁	1 支出負担行為の確認に関すること（総務事務センターの所掌に係るもの及び 1 件の金額 10 万円未満のものを除く。）。 2 小切手の振出しに関すること。
課出納員	本庁	1 支出負担行為の確認に関すること（1 件の金額 10 万円未満のものに限る。）。 2 本庁（公所以外の出先機関を含む。）に属する歳入金の収納及び払込み並びに一時保管に属する歳計外現金の収納保管並びに現金の記録管理に関すること（総務事務センターの所掌に係るものを除く。）。 3 本庁に属する物品の収納保管に関すること。 4 本庁及びか所に属する物品の記録管理に関すること。 5 第 1 項に規定するもののほか、必要に応じ繰替払を併せて行うこと。 6 基金に属する動産の収納保管に関すること。 7 茨城県県税条例（昭和 25 年茨城県条例第 43 号）第 2 条第 2 号に規定する徴収金の収納に関すること（総務部税務課に設置される課出納員に限る。）。

（iii）残高管理

会計管理課において公金の残高管理は日次で指定金融機関から送られる現金出納日計総括表、茨城県歳入歳出集計表、預金明細表、現金収支通知書を入手して会計システムに記録された残高との照合を行っている。

入手した茨城県歳入歳出集計表、預金明細表、現金収支通知書は財政課にも共有され、財政課は歳計現金等の日別の歳入・歳出額をエクセルに転記して、歳計現金等の予測値（3 期平均に翌 1 か月の入出金予測を反映したもの）を実績値に更新している。

また、月次では監査委員による現金出納検査が行われるため、会計管理課において検査資料（例月現金出納検査資料）の取りまとめを行う。毎月の検査資料は月末付で作成し、翌月 28 日までに監査委員へ提出し、毎月の検査は当該書面による検査を基本として行う。月次の現金出納検査（書面検査）のため会計管理課が作成する書類は下記のとおりである。

- (ア) 預金明細表
- (イ) 現金出納計算書
- (ウ) 現金預金残高調書
- (エ) 予算執行状況
- (オ) 歳入現計表
- (カ) 歳出現計表
- (キ) 歳計外現金整理表
- (ク) 基金整理表
- (ケ) 予備費配当内訳表
- (コ) 現金出納月計表

例年、5月分については月次での検査に加え、実地検査を6月28日に行う。実地検査においては会計管理課課長及び課長補佐等が監査委員に対して説明を行う。実地検査のため会計管理課が作成する書類は下記のとおりである。

- (ア) 現金出納状況
- (イ) 歳入歳出決算見込み
- (ウ) 一般会計出納状況
- (エ) 特別会計出納状況

地方自治法

(金融機関の指定)

第235条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

(現金出納の検査及び公金の収納等の監査)

第235条の2 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

3 監査委員は、第一項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

茨城県監査委員に関する条例

(現金出納の検査)

第 8 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による現金出納の検査は、毎月 28 日に行う。

ただし、その日が茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第 7 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日に当たるとき又は特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

茨城県財務規則

(現金出納日計総括表等の計算報告)

第 201 条 指定金融機関は、総括に係る計算報告として、次の各号に掲げる帳票について、それぞれ当該各号に定める処置をしなければならない。

- (1) 現金出納日計総括表 毎日 2 部作成し、1 部を会計管理者に提出し、1 部を保管する。
- (2) 現金出納月計総括表 毎月 2 部作成し、1 部を翌月 10 日までに会計管理者に提出し、1 部はその月の分の現金出納日計総括表とともに編集し、保管する。
- (3) 預金明細表 毎日作成し、現金出納日計総括表に添付する。この場合において、収納代理金融機関に預金口座があるときは、預金高に移動があった日ごとに預金現在高報告書を徴して添付する。

(現金出納日計表等の計算報告)

第 202 条 指定金融機関は、公金に係る次の各号に掲げる帳票について、本庁及び公所別に作成し、それぞれ当該各号に定める処置をしなければならない。

- (1) 現金出納日計表 毎日 2 部作成し、1 部を会計管理者又は地方出納員に提出し、1 部を保管する。
- (2) 現金出納月計表 毎月 2 部作成し、1 部を翌月 10 日までに会計管理者又は地方出納員に提出し、1 部はその月分の現金出納日計表を添付して編集し、保管する。

2. 歳計現金等の運用に関する事務

(1) 運用の基本方針について

歳計現金については、地方自治法施行令に「最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない」と規定されている（地方自治法施行令第 168 条の 6）。

地方自治法施行令

（歳計現金の保管）

第 168 条の 6 会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。

県では、県が保有する資金を適正に管理するとともに、金融環境の変化等に応じて柔軟かつ効率的に資金の運用・調達を行うため、「資金管理方針」を定めており、当該方針の中で、基本的な考え方として、「公金の保全を最優先し、かつ有利な方法により運用を行う。」と規定し、当該考え方にに基づき運用を行っている。

2024（R6）年度資金管理方針

3 資金運用（1）基本的な考え方

公金の保全を最優先し、かつ有利な方法により運用を行う。運用方法は、資金の種類や運用可能な期間を考慮し、預金又は債券購入・債券現先とする。

また、歳計現金等（歳計現金、歳計外現金）の支払い準備金については、資金の性格から、指定金融機関の当座預金又は普通預金にて保管を行い、歳出予算の執行に支障がなく相当の運用期間が見込める場合は、定期性預金により運用し、国庫短期証券による短期間の運用が可能な場合には、債券現先による運用を検討するものとしている。

なお、令和 5 年度においては、取引のある複数社の証券会社に、国庫短期証券の保有状況について定期的に確認を行ったものの、市場での国庫短期証券の現先取引が、国庫短期証券の在庫不足により、運用することができない状況が継続していたため、国庫短期証券による運用は行っていない。

(2) 運用資金計画表の作成

財政課は、各課から報告された翌年度の年間収支予定をもとに年間の資金計画表を作成する。なお、資金計画表は、各課からの翌月収支予定報告をもとに、資金計画表を毎月更新する。

(3) 運用引合の実施、資金運用の開始

財政課は、資金計画表を基に、運用期間と運用額を検討し、金融機関に対して引合を実施する。また、県はペイオフ対策として、原則預金枠を証書県債債務の範囲内として

いる。

引合は、証書借入取引をしている安全性の高い県内金融機関を対象とし、各金融機関に引受希望の照会を行う。その後、照会結果に基づき検討を行い、有利な引受希望を提示した金融機関への積立額を決定する。

その後、引合結果を会計事務局に伝達し、会計事務局が引受金融機関を決定のうえ、運用を開始する。

運用開始後、財政課にて、運用の都度、金融機関から「利息計算書」を入手・保管し、決算時に「利息計算書」に基づき運用期間、運用額及び運用益等を集計し運用実績の管理を行っている。

（４）運用収入の事務

定期預金運用の場合、会計管理課にて財務システム上で定期預金利子に係る調定を行い、調定決議後、同課にて「納入通知書」を作成する。その後、金融機関より定期預金利子が振り込まれた同日に、会計管理課から指定金融機関に「納入通知書」を提出し、入金処理がなされる。入金処理後、会計管理課において、「収入日計表」と「収納済通知票」を突合することで入金の正確性を確認している。

（５）運用結果の報告

毎年１回、資金管理委員会を開催し、資金運用結果の報告を行う。

令和５年度の運用実績は以下のとおりであり、歳計現金のうち運用を行っているものは、すべて定期預金での運用を行っており、債券による運用はない。

第4章 監査の要点、実施した監査手続及び結果の要約

I. 監査の要点

監査を実施するにあたり、どのような視点を持ちどのような手続を実施したかを詳細に記述する。

包括外部監査の命題は、監査対象となる地方自治体が①住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を挙げているか、②常にその組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図っているかについて、個別の意見を表明するものである（地方自治法第252条の27第2項、同法第2条第14項及び第15項）。

そのため、上記命題を前提としつつ、合规性に反する事実がないか、地方自治体の経営に係る3E（経済性、効率性、有効性）（※）の視点とその事務に反映されているか、公平性及び倫理性に反する行為がないかを検討した。

すなわち監査に当たっては以下の視点に基づいて監査手続を設計し実施した。

- ・基金等の管理、運用に関する合规性の検討
- ・基金等の管理、運用に関する3E等の検討

（※）本報告書においては経営に係る3Eを以下のとおりとしている。

監査要点	定義
経済性（Economy）	事務や管理が最小のコストで実施されているか
効率性（Efficiency）	事務や管理が最大の成果やサービスをもたらしているか
有効性（Effectiveness）	事務や管理がその目的を達成しているか、効果を挙げているか

II. 監査手続とその実施結果の要約

1. 合规性検討の際に依拠した法令等及び合规性検討のための監査手続

（1）合规性検討の際に依拠した法令等

合规性の検討については、関連する法令、条例及び規則等の遵守状況を検討することである。以下の法令、条例及び規則等を検討の根拠とした。

根拠法令等	内容
法令	・地方自治法及び地方自治法施行令 ・地方財政法 等
条例	・茨城県資金積立基金条例及び各基金の根拠となる条例 等
規則等	・茨城県財務規則 ・令和4年度から令和6年度の茨城県資金管理方針 ・茨城県資金管理委員会設置要綱 等
参考にした文献	・地方自治関係実例集 等

2. 合规性検討のための監査手続とその実施結果の要約

合规性の検討として関連する法令、条例及び規則等の遵守状況を検討するため、以下の手続を設計し実施した。

(1) 基金について

実施手続及び結果	
①各基金について調査票を作成、回収し、各基金の概要（名称、所管課、根拠法令・内規等、基金設置時期、事業概要、予算計上会計等）を把握した。	
結果： 各基金の概要を把握し、報告すべき事項は検出されなかった。	
②基金の管理事務について年間の業務プロセスを把握し、管理事務について関連証憑の査閲及び所管担当者のヒアリングにより合规性を検討した。	
結果： 各基金の業務プロセスを把握し、合规性の観点から報告すべき事項は検出されなかった。	
③基金の運用事務について年間の業務プロセスを把握し、運用事務について関連証憑の査閲及び所管担当者のヒアリングにより合规性を検討した。	
結果： 各基金の業務プロセスを把握し、合规性の観点から報告すべき事項は検出されなかった。	
④基金の設置条例を確認し、基金の管理及び運用の業務プロセスについて関連法令及び関連条例等に則しているか検討した。	
結果： 各基金の業務プロセスを把握し、合规性の観点から報告すべき事項は検出されなかった。	

実施手続及び結果
⑤令和５年度における基金の事業実施状況について、関連法令及び関連条例等に則しているかを検討した。具体的には、事業費をサンプルベースにて任意抽出し根拠資料との照合を行うこと等により合规性を検討した。なお、事業費のサンプリングは金額的に重要性の高い取引を中心に５件から１０件程度を任意に抽出している。 結果： 合规性の観点から報告すべき事項は検出されなかった。
⑥基金に関する運用収入の歳入処理について歳入取引の根拠資料を査閲し、合规性を検討した。 結果： 報告すべき事項は検出されなかった。
⑦基金の運用方法が法令等に基づき安全性を確保して運用しているかについて検討した。より具体的には、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用されているかを検討した。 結果： 基金の資金運用方法は預金、地方債に限定され、例えば仕組債等一定のリスクをはらんだ金融商品で運用されている事実はなかった。 基金の運用方法の安全性について、合规性の観点から報告すべき事項は検出されなかった。

(2) 歳計現金等について

実施手続及び結果
①歳計現金等の3か年（令和4年度から令和6年度）の年度末内訳を把握し、内容を検討した。 結果： 報告すべき事項は検出されなかった。
②歳計現金等の管理について年間の業務プロセスを把握し、管理事務について関連証拠の査閲及び所管担当者のヒアリングにより合规性を検討した。 結果： 歳計現金等の管理について年間の業務プロセスを把握し、合规性の観点から報告すべき事項は検出されなかった。
③歳計現金等の運用事務について年間の業務プロセスを把握し、運用事務について関連証拠の査閲及び所管担当者のヒアリングにより合规性を検討した。 結果： 歳計現金等の運用事務について年間の業務プロセスを把握し、報告すべき事項は検出されなかった。
④歳計現金等に関する運用収入の歳入処理について歳入取引の根拠資料を査閲し、合规性を検討した。 結果： 報告すべき事項は検出されなかった。
⑤歳計現金等の運用方法が銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用されているかについて検討した。 結果： 資金運用方法の安全性について、ペイオフ対策がとられた運用を行われていた。また資金運用方法は預金に限定されており、単年度の資金収支予測に基づく運用も随時行われていた。報告すべき事項は検出されなかった。

3. 基金等の管理、運用に関する3E等の検討

(1) 3E等検討の際の視点

以下の視点をもち、監査を実施した。

- ・法令等の認める範囲において、効率的に資金運用を行っているか。また、資金運用収入について機会損失は発生していないか。
- ・基金等の資金運用について想定した各リスクに適切に対処しているか。
- ・基金の造成目的・意義について、造成当初と現在で状況に変化は生じていないか、時代の変化にそぐっていない基金はないか。
- ・基金の残高の妥当性について、基金残高が過大になっていないか。
- ・基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか。

4. 3E等検討のための監査手続とその実施結果の要約

(1) 基金について

実施手続及び結果
①基金の資金運用の効率性に対する資金運用方針や資金運用方法、資金運用結果等を把握し、資金運用の効率性について検討を行った。 結果： ・基金全体の資金運用の効率性に改善の余地があることについて指摘としている。 ・各基金について資金運用の効率性について、16件指摘としている。 ・債券の運用期間について、意見としている。
②3Eの有効性の観点から、基金の資金運用について想定したリスクに対処した運用となっているかを検討した。 結果： 所管課からは、下記のリスクを想定しているとの説明を受けた。 ・安全性リスク、流動性リスク、効率性リスク、価格変動リスク、金利変動リスク これらのリスクの対処状況を検討した。結果、効率性リスクを除き、報告すべき事項は検出されなかった。効率性リスクについては上記①に記載している。

実施手続及び結果
③ 3 E の観点から中長期的な事業充当に関する計画等について検討（進捗状況等）する。計画等がない場合には計画の必要性について検討する。 結果： 資金運用の効率性を改善するために、資金計画を策定すべきとした点について、16 件指摘事項としている。
④ 令和 5 年度の基金充当事業（事業名、決算額、財源）に関する一覧を入手し、特に基金の充当事業として適切ではない支出がないか等について検討する。なお、事業費のサンプリングは金額的に重要性の高い取引を中心に 5 件から 10 件程度を任意に抽出している。 結果： 報告すべき事項は検出されなかった。
⑤ 基金規模の妥当性や、見直し・廃止の検討が適時に行われているかを検討する。 結果： 基金残高の妥当性について検討すべきとすることについて、4 件を意見としている。
⑥ 基金の管理事務について年間の業務フローを把握し、管理事務について関連証憑の査閲及び所管担当者のヒアリングにより問題がないか、経営の 3 E 等の観点から検討した。 結果： 下記の事項を意見としている。 ・ 基金の状況をモニタリングする会議体の運営について、意見としている。 ・ 基金事業の支援対象の定義が不明確な点について、意見としている。 ・ 基金管理（出納）カードの記載不備について、17 件を意見としている。
⑦ 基金の運用事務について年間の業務フローを把握し、運用事務について関連証憑の査閲及び所管担当者のヒアリングにより問題がないか、経営の 3 E 等の観点から検討した。 結果： ・ 資金運用について他の自治体の事例研究の充実について、意見としている。

(2) 歳計現金等について

実施手続及び結果
①歳計現金等の資金運用の効率性に対する資金運用方針や資金運用方法、資金運用結果等を把握し、資金運用の効率性について検討を行った。
結果： 歳計現金等の資金運用については、他の自治体と比較して効率性が低い等の課題となるような事実は特段ないとの結論に至った。 地方公営企業会計においては、水道事業及び工業用水道事業における資金運用の効率性について意見としている。
②3Eのうち有効性の観点から、歳計現金等の資金運用について想定したリスクに対処した運用となっているかを検討した。
結果： 所管課からは、下記のリスクを想定しているとの説明を受けた。 ・安全性リスク、流動性リスク、効率性リスク、価格変動リスク、金利変動リスク 上記の識別したリスクへの対処の状況を把握した結果、報告すべき事項は検出されなかった。
③歳計現金等の管理事務について年間の業務フローを把握し、管理事務について関連証憑の査閲及び所管担当者のヒアリングにより問題がないか、経営の3E等の観点から検討した。
結果： 以下の事項を意見としている。 ・資金管理委員会が継続して書面開催となっていることについて、意見としている。 ・資金管理委員会の外部人材の登用検討について、意見としている。 ・資金運用実績等の開示の充実について、意見としている。

Ⅲ. 指摘及び意見の要約

指摘事項及び意見の一覧は次のとおりである。指摘事項が 33 項目、意見が 38 項目あり、合わせて 71 項目である。

項目	現状の問題点	解決の方向性
基金全体の管理に関する報告事項		
基金の状況をモニタリングする会議体の運営について 【意見】	基金の事業規模等や基金に係る資金運用の方法等について課題となる事項が散見されたが、定期的に検証を行う全庁的な会議体がないことも一つの要因であるのではないかと考える。	基金の在り方について全庁的に定期的な点検・検証を行い、基金の在り方を見直すことが有効ではないかと考える。
基金全体の運用に関する報告事項		
基金の資金運用の効率性に改善の余地があること 【指摘】	令和 5 年度における県の基金運用実績をみると、運用利回りが先進自治体と比較し著しく低く、また基金全体に占める債券運用割合も先進自治体と比較し低い。	資金運用の効率性の観点から、債券での運用可能な金額を算定し、債券での運用割合を現状より高める施策を講じることが必要であると考え。また、本報告書において定義した基金の一括運用実施の是非を検討すべきである。
債券の運用期間について【意見】	県は債券での運用について満期保有を原則としているところ、令和 5 年度において債券の運用期間は一律 10 年になっている。基金全体の資金運用期間について一律 10 年とすると、資金運用可能額が少なくなってしまう可能性がある。	基金の資金運用について、効率性の観点からより多額の資金運用可能額を設定するためには一律 10 年とせず、資金運用期間を柔軟に設定すべきである。
資金運用について他自治体の事例研究の充実について【意見】	先進自治体の取組みが必ずしも十分に研究されていない状況を識別した。	基金の資金運用について、先進自治体の運用手法や成果について更なる事例研究を行い、県の資金管理方針の充実や資金運用実務に役立てることが望ましいものと考え。

項目	現状の問題点	解決の方向性
個別の基金の管理及び運用に関する報告事項		
基金の資金運用の効率性について【指摘】 (16 基金について)	資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。	基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考え。
基金の資金計画について【指摘】 (16 基金について)	複数年度運用を行う際の前提として資金計画が必要であるところ、複数年度運用を前提とした資金計画が策定されていない。	複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考え。
基金残高の妥当性について【意見】 (4 基金について)	基金残高と事業費の比率等から基金残高が過大である可能性のある基金が4基金検出された。	基金規模が適切かどうかについて見直すべきであると考え。
ホームページでの広報について【意見】 (森林湖沼環境基金・森林環境譲与税基金)	ホームページでは森林湖沼環境税と森林環境譲与税各々についてそれぞれ説明があるのみであり、両税の違い、役割分担について説明がなくわかりづらい。	森林湖沼環境税と森林環境譲与税の違い、役割分担等についてホームページで記載し、両税の理解を促すのが良いのではないかと考える。
基金活用について【意見】 (ふるさと水と土基金)	基金の平準化運用基準額に対する事業費の実績額の割合を鑑みるに、基金残高に見合う基金活用はできていない現状がある。	事業の実施主体として取組が十分であるか、他に事業利用できるものがないか見直し、基金活用を再検討すべきである。
調査研究事業について【意見】 (ふるさと水と土基金)	同事業の活用要望が地域住民等からなかったため、基本的対策等を作成した具体的事例がなく、基金の事業の一つである調査研究事業による実績が乏しかった。	他府県の状況を見るに本来に基本的対策等の必要がないか、また調査研究事業の内容が適切であるか再検討すべきである。

項目	現状の問題点	解決の方向性
個別の基金の管理及び運用に関する報告事項		
基金の計画的な積立及び取崩について【意見】 (公共施設長寿命化等推進基金)	基金について実務的に積み立てが可能な目標額の設定がなく、基金の積立及び取崩について具体的な見込みがない。	実務的に積み立てが可能な目標額を設定したうえで、計画的な基金の積立及び取崩が行われるよう、検討を求める。
基金の事業に係る支援対象についての定義の明確化について【意見】 (文化振興基金)	伝統文化団体は様々なものが想定されるにも関わらず、支援対象の定義が明確になっていない。	基金の事業に係る支援対象について定義を明確に定義すべきである。
海外対象医師修学研修資金貸与制度について【意見】 (医療提供体制確保基金)	海外対象医師修学資金貸与制度において、義務履行中の者が多数いる時点でも地域枠と比較し離脱率がかなり大きい状況がある。	義務履行中の者が多数いる時点でも地域枠と比較し離脱率がかなり大きいことから、一定時点で区切りを設け、事業を評価すべきである。
基金管理(出納)カードの記載について【意見】 (17基金について)	基金管理(出納)カードについて、預金、債券等の名称が詳細に記載されていない状況や記載漏れが散見された。	基金事務の適切性の観点からは、預金、債券等の名称を詳細に記載すること、また記載漏れがないか確認すべきである。
歳計現金等の管理に関する報告事項		
資金管理委員会が継続して書面開催となっていることについて【意見】	令和2年度から令和5年度までの開催状況を確認した結果、いずれも書面開催であり、同委員会において議論、検討をしている事実の確認できなかった。	現行の書面開催を見直し議論の質と透明性を高めるために、特段の事情がない限り対面又はオンライン会議により開催し、議論を促進することが望ましいものとする。
資金管理委員会の外部人材の登用検討について【意見】	資金管理委員会はすべて県職員によって構成されており、外部人材(外部有識者)が登用されていない。	外部有識者の登用により多様な意見を聴取することで効率的な運用手段の是非、リスク管理や運用手法などの改善が期待できるため、資金管理委員会における外部人材の登用の

		要否について検討することが望ましいものとする。
--	--	-------------------------

項目	現状の問題点	解決の方向性
歳計現金等の運用に関する報告事項		
資金運用実績等の開示の充実について【意見】	歳計現金等の資金運用実績や資金運用に占める定期性預金と債券での運用割合が開示されていない。	県民や議会等への説明責任の履行という観点からは、資金運用実績を独立した情報として開示することや債券の運用割合の開示することが望ましい。
水道事業及び工業用水道事業における資金運用の効率性について【意見】	複数年にまたがって事業に充当されない固定的な資金残高が存在しているが、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。	地方公営企業法施行令第22条の6にある有利な資金運用として、複数年の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであるとする。
水道事業及び工業用水道事業における資金計画を活用した資金運用について【意見】	複数年運用を前提とした資金計画がない。	どの程度の金額を複数年間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となるため、資金計画の策定が必要であるとする。

IV. 基金等の資金運用に関する安全性及び効率性について

基金等の資金運用については安全性の確保が求められ、また効率性が求められている。

ここでは、令和6年度包括外部監査において前提とした資金運用の安全性及び効率性についての考え方を報告する。

1. 安全性について

(1) 基金について

基金については以下のとおり地方自治法に定めがある。

地方自治法 第241条

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

また、地方財政法には以下の定めがある。

地方財政法 第4条の3

3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証証券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の确实な方法により運用しなければならない。

すなわち、基金の運用方法は、安全性の高い金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証証券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券がある。

安全性の検討に対しては、県の設置する基金において、同法同条で列举されている運用方法が選択されているかについて検討を行った。

また安全性の検討には上記に加え、主に下記のリスクを想定してリスクへの対処状況を検討し安全に資金運用を行っているかについて検討した。

主に想定したリスク	内容
信用リスク	預金での運用に際する預け先の金融機関や、債券を発行した地方公共団体等の経営悪化・倒産等で元金の払い戻しや利息支払・元金償還が行われないリスク。
金利変動リスク	金融市場での金利の変化に伴い、運用対象となる債券等の価格が変動するリスク。
流動性リスク	債券等により資金運用を行っている場合に、売却により現金化しようとした際に売却できなかつたり、売却できても著しく時間がかかつたり、著しく低い価格で売却せざるを得なくなるリスク。

(出典 地方公共団体金融機構 みんな気になる、お金のこと～ダイジェスト版～)
なお、信用リスクは上述で検討している安全性に関するリスクと同義である。

(2) 歳計現金等について

歳計現金等については以下のとおり地方自治法に定めがある。

地方自治法

第 235 条の 4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金 (以下「歳計現金」という。) は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

また、より具体的な解釈としては以下の通知がある。

昭和 33 年 3 月 14 日自治事務次官通知

「最も確実かつ有利な方法による保管」とは、従来、「通常は、金融機関に預金して安全に保管することであり、かつ、支払準備金に支障のないかぎり、定時適正に預金による運用の利益を図ることであって、これを基本的な原則とする意味である。

加えて地方自治法施行令には以下の定めがある。

地方自治法施行令

(歳計現金の保管)

第 168 条の 6 会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。

さらにより具体的な解釈としては以下の回答がある。

(昭和 57 年 7 月 20 日自治省行政課長回答)

会計管理者等が行う公金の保管の形式のうち最も適当と認められるのは確実な金融機関に対する預金の方法によることである。

会計管理者等は、支払準備に支障のない範囲内で、かつ、金融機関への預金にくらべて有利な場合には、「債券の条件付売買の取扱いについて」の定めるところに従い、証券会社の行う国債証券、地方債証券、政府保証債券等の元本の償還及び利息の支払いが確実な証券を対象としたいわゆる買い現先の方法により歳計現金の保管を行うことも差し支えない。

上記より、歳計現金等については安全性が重視されることから、安全性の高い金融機関への預金によって運用することが同法の趣旨であるとの前提に立ち検討を行った。なお、上記のとおり一定の買い現先での運用も認められてはいる。

2. 効率性について

基金及び歳計現金等について、上記「1. 安全性について」にて記載した安全性の確保を第一義的に優先しつつ、その枠内でより高い運用利回りを確保しているかを効率性検討の主眼とした。

(1) 基金について

運用利回りの観点からは公共債（債券）の方が定期預金よりも高い運用利回りが得られる傾向がある。そのため、基金に係る資金運用の効率性の観点からは公共債を運用方法として選択することが望ましいとの立場に立って検討を行っている。

また、資金運用における運用期間がより長ければ長いほど運用利回りは高くなる傾向がある。効率性の観点からは1年内運用よりも2年以上の複数年度の運用期間であることが望ましいとの立場にたち検討を行っている。

(2) 歳計現金等について

歳計現金等については預金による資金運用が原則的であるためそれを前提として、より効率的な運用ができていないかについて検討した。具体的には、単年度の資金計画を適切に策定し、流動性リスクをふまえ資金運用可能額を算定して運用を実施しているか等を検討した。

第5章 監査の結果

I. 基金について

1. 基金全体の管理に関する報告事項

(1). 基金の状況をモニタリングする会議体の運営について【意見】

今年度の包括外部監査において、基金の事業規模等や基金に係る資金運用の方法等について課題となる事項が散見された。

基金事業の適正な実施については、事業の執行内容及び方法、そのための財源の活用などが適切かどうかを、毎年度の予算調整を通じて、内部牽制が行われていることが確認できたものの、上記課題が生じたことは定期的に検証を行う全庁的な会議体がないことも一つの要因ではないかと考える。

そのため、予算調整における内部牽制に加えて、基金の在り方について全庁的に定期的な点検・検証を行い、基金の在り方を見直すことが有効ではないかと考える。それは資金の有効活用を図り効率的な財政運営に繋がることとなり、さらには資金運用の信頼性を高め透明性の確保にも寄与するものと考えている。

なお、仕組みを検討する際には、基金の資金計画が過度に保守的に策定され、非効率な運用の結果、多額の機会損失が発生することを回避するために（※）、資金計画の検証がこれまでに以上に議論、検証できる会議体が望まれる。

（※）包括外部監査の過程において識別した基金の資金計画立案上の課題

- ・地方自治法上、基金は安全を前提としつつ効率的に運用しなければならず、また資金運用収入の増大は財政収支の改善に寄与すると思料する。
- ・そのためには、基金のうち事業に予定されている支出以外の資金運用を行うことができる部分については資金運用を行うことが望まれる。
- ・より効率的な資金運用を行う観点からは、単年度の低利の定期性預金での運用ではなく、より利回りの高い複数年度の運用を前提とする債券等での運用が望まれる。
- ・複数年度の資金運用を行うためには基金のうち事業に予定されている支出部分と資金運用を行うことができる部分について区分することが必要になるため、資金計画の策定が必要になる。
- ・資金計画の策定をするためには、将来の複数年度の事業の見込みが必要となるが、将来に計画外の不測の事態が発生する可能性がゼロではないため、将来期間において資金計画どおりに事業費が支出できないケースが起り得る。
- ・債券等での複数年度の資金運用をする場合、債券の満期までの期間において途中売却

には実務上の支障（地方自治法上の元本保証の観点）がある。

- ・そのため債券が途中売却できず資金が固定化されることにより、計画外の事業費のための必要資金が捻出できない。

- ・そのような事態に陥らないようにするために、基金原課は保守的に資金運用額を少額に設定する可能性がある。資金運用の効率性の観点からはマイナスであるが、事業の適正な遂行という観点から一定の合理性がある。

- ・資金運用の設定額が過度に保守的に少額になってしまった場合には、基金の資金運用の効率性が低下し、本来回避可能な機会損失が発生してしまうリスクがある。

2. 基金全体の運用に関する報告事項

(1) 基金の資金運用の効率性に改善の余地があること【指摘】

①債券運用の割合について

令和 5 年度における県の基金運用実績をみると、運用利回りが先進自治体と比較し著しく低く、また基金全体に占める債券運用割合も先進自治体と比較し低い。

運用利回りの観点からは公共債（債券）の方が定期預金よりも高い運用利回りが得られる傾向がある。

《先進自治体の基金に係る運用利回りの状況（令和 5 年度実績値）》

地方自治体	基金平均残高	運用益	運用利回り	債券での運用割合
神奈川県	1,263,000 百万円	7,368 百万円	0.583%	52.9%
福岡市	474,141 百万円	4,733 百万円	1.163%	78.6%
国東市	17,799 百万円	206 百万円	1.162%	84.2%
本巣市	6,675 百万円	42 百万円	0.629%	59.7%
川崎市	317,700 百万円	1,420 百万円	0.447%	49.0%
上記自治体の平均額			0.797%	64.88%

茨城県	336,604 百万円	119 百万円	0.035%	12.48%
-----	-------------	---------	--------	--------

令和 5 年度の県の基金に関する運用利回りは 0.035%であったが、上記先進自治体と比較した結果、運用成果は上記先進自治体平均値の約 22 分の 1 程度にとどまっており、大幅な乖離が見受けられる。

この大幅な乖離が生じている要因の一つに、基金の債券運用割合の低さがあると考え

る。
令和 5 年度において上記先進自治体における基金全体に占める債券での運用割合は 64.88%であり、県が債券で運用している基金は県債管理基金の一部のみ（基金全体の 12.48%）にすぎず、茨城県は上記先進自治体の 5 分の 1 程度であった。

地方自治法第 241 条第 2 項において定められる基金の運用は効率的に行わなければならないとする法の趣旨を達成するために、また財政収支の改善やそれに伴う県民への公共サービス維持のための財源確保に資するためには、債券での運用割合を現状より高める施策を講じることが必要であると考える。

具体的には各基金の資金運用について、債券での運用可能な金額を算定し運用することが考えられる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要

性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

【参考】

あくまで試算であるが、上記先進自治体群と同程度の資金運用を行っていたならば得られたであろう利益を機会損失（※）とした結果、機会損失は令和5年度単年度について2,563百万円と試算された。

なお、令和4年度以前の期間を含めて試算を行う場合には、機会損失の試算額はさらに大きくなる。

（試算の前提条件）

- ・上記先進自治体群の平均運用利回りを採用した。
- ・前提条件が事実と異なった場合には機会損失として算定される額が異なることになる。

（※）本報告書における機会損失の試算額とは、令和5年度における県の基金平均運用残高に上記先進自治体群の平均運用利回りを乗じた試算額から、実際の運用収入を差し引いた金額としている。

②基金の一括運用について

基金についてはすでに一括運用をしているとの説明を財政課より受けている。当該一括運用における債券保有割合は上記先進自治体と比較して低く、預金中心の一括運用であると考え、各基金の所管部署のコンセンサスを形成し一括運用体制を構築した点については率直に評価すべきである。

一方で、現状の一括運用においては、各基金所管課に資金運用可能額を聞いて財政課が定期預金等の単年度運用のうち有利なものを提案することにとどまっており、基金の個別運用と大きく変わりが無い実態がある。そのため、預金が大口になったことによる利率の優遇程度しかメリットが得られていない現状がある。

これは、現状の基金の一括運用の枠組みでは、各基金の事業における不測の基金取崩しが生じる可能性があるところ、かような事態に陥った場合に流動性が確保できないことから単年度運用になっていることにも一因がある。

この問題に対して本報告書において定義する一括運用（以下、「本報告書一括運用」という。）を検討されたい。

本報告書一括運用とは、基金と預金債券の1対1の関係をなくし、複数の基金を一体のものと捉え、基金全体をまとめて管理する手法である（「みんな気になる、お金のこと～ダイジェスト版～資金運用関連」（地方公共団体金融機構 自治体ファイナンス・アドバイザーより抜粋））。

この一括運用の手法によると、不測の基金取崩しへの備えとしては、基金全体で一定の流動性を確保することで対処できるため、基金の個別運用と比べて、基金財産の流動性への留保率を低く抑えることができ、結果として運用効率を高めることができるものと考えられる。

近年、他の地方自治体においてもこの本報告書一括運用を導入する自治体が増えている。

なお、本報告書一括運用については、担当部局において資金運用にかかる知識・技能をより一層獲得し、各基金所管課に対して主導的な役割を担わなければ実現し得ないものである。そのため、例えば次年度に実施する等の短期的な導入は実務的に難しいものと思料するが、時間をかけてもしっかりと検討することが肝要である。

以上より、本報告書一括運用実施の是非を検討すべきであると考える。

（２）債券の運用期間について【意見】

県は債券での運用について満期保有を原則としているところ、令和５年度において債券の運用期間は一律１０年になっている。基金全体の資金運用期間について一律１０年とすると、資金運用可能額が少なくなってしまう可能性がある。

基金の資金運用について、効率性の観点からより多額の資金運用可能額を設定するためには一律１０年とせずに、資金運用期間（※）を柔軟に設定すべきである。

すなわち、基金の性質に合わせ長期の運用が難しい性質の基金は１０年より短い期間の運用を実施すべきである。具体的には、公共債の運用期間は２年、３年、５年等の１０年より短い発行期間の債券もあり、既発債の取得であれば満期までの残余期間を選択できる。場合によっては２０年、３０年の超長期債が資金運用上適切なケースもあり得るものとする。

（参考）資金運用可能額の算定例

項目	年度ごとの資金運用可能額				10 年内資金 運用可能額 (合計) 〇〇千円
	1 年内	1 年超 2 年内	．．．	4 年超 5 年内	
金額/ 運用方法	〇〇千円/ 預金または 現先	〇〇千円/ 2 年債	．．．	〇〇千円/ 5 年債	
項目	年度ごとの資金運用可能額				
	5 年超 6 年内	6 年超 7 年内	．．．	9 年超 10 年内	
金額/ 運用方法	〇〇千円/ 運用期間に あった債券	〇〇千円/ 運用期間に あった債券	．．．	〇〇千円/ 10 年債	

以上より、今後は債券の運用期間は一律１０年とせずに運用期間について個々の基金の性質等をふまえ、柔軟に設定するべきと考える。

（※）本報告書における債券の運用期間とは、債券を取得してから償還が行われる満期までの期間をいう。

(3) 資金運用について他自治体の事例研究の充実について【意見】

本年度包括外部監査においては、基金等の資金運用の効率性を主眼として検討を行っているが、先進自治体の取組みが必ずしも十分に研究されていない状況を識別した。

所管課からは、公金の資金運用手法について他自治体と情報交換等の場は定期的であり情報共有を図っているとの説明を受けているものの、積極的に事例研究を行い資金運用手法に十分に反映させるプロセスは観察されていない。

他自治体の事例研究することは下記のようなメリットが期待できる。

- ・運用効率の改善：他の地方自治体の取組事例を調査研究することで、どのような債券等の金融商品で運用しているか等を把握し、県の資金管理方針に反映させることで資金運用効率（運用利回り）の改善が期待できる。
- ・リスク対策：他の地方自治体の取組事例を調査研究することで、資金運用に関する諸リスクに対する対策を把握し、県の資金管理方針に反映させることでリスク対策の水準向上が期待できる。
- ・情報開示における透明性の向上・説明責任履行のさらなる充実：他の地方自治体の取組事例を調査研究することで、他の地方自治体がどのように情報開示を行い説明責任を履行しているかを把握することで、情報開示における透明性の向上・説明責任履行のさらなる充実が期待できる。

以上より、基金の資金運用について、先進自治体の運用手法や成果について更なる事例研究を行い、県の資金管理方針の充実や資金運用実務に役立てることが望ましいものとする。

3. 個別の基金の管理及び運用に関する報告事項

(1) 茨城県県債管理基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県県債管理基金
所管部課	総務部財政課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例(昭和 39 年茨城県条例第 7 号)
造成年月日	昭和 55 年 4 月 1 日
造成目的	県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資するため
造成期間	— (県債償還のため)
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	8,000,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源
事業概要	個別の事業に充当する基金ではないが、造成目的のため積立てを行うもの。 ・一般会計分 剰余金等を活用し将来の地方債の償還財源として積立てるもので、財政調整基金と一体で管理・運用するもの ・特別会計分 満期一括償還地方債等の元利償還に充てるため積立てるもの
予算計上会計	一般会計及び公債管理特別会計
積立方針	— (県債償還のため)
取崩方針	— (県債償還のため)
積立目標額	— (県債償還のため)
目標額に不足する場合、今後の方針	—

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	81,808,215	79,849,663	92,332,162	73,354,340	116,473,562
普通預金	439,526	422,474	326,511	326,511	319,594
債券	20,961,427	25,955,024	30,959,831	35,963,398	40,939,154
合計	103,209,168	106,227,161	123,618,504	109,644,249	157,732,310

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高		103,209,168	106,227,161	123,618,504	109,644,249	157,732,310
積立額	新規・追加積立	27,562,231	34,363,678	5,003,567	65,570,819	39,057,640
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	85,717	83,027	82,639	89,792	113,372
	積立額計	27,647,948	34,446,705	5,086,206	65,660,611	39,171,012
取崩額	事業費充当	24,629,955	17,055,362	19,060,461	17,572,550	33,572,652
	取崩額計	24,629,955	17,055,362	19,060,461	17,572,550	33,572,652
当年度末残高		106,227,161	123,618,504	109,644,249	157,732,310	163,330,670

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	106,227,161	123,618,504	109,644,249	157,732,310	163,330,670
年度中平均残高 (A)	104,718,164	114,922,832	116,631,376	133,688,279	160,531,490
運用益 (B)	85,717	83,027	82,639	89,792	113,372
利回り (B÷A)	0.081	0.072	0.070	0.067	0.070

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 総務部財政課				
県債管理基金	33,572,652	33,572,652	—	国庫：なし 県債：なし

②監査の結果

この基金は個別の事業に充当する基金ではなく、県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資する目的で設置されたものである。

積み立てる金額は、総務省の通知に従っており、取崩についても県債の償還が原則となっている。

報告すべき事項は検出されていない。

(2) 茨城県財政調整基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県財政調整基金
所管部課	総務部財政課
根拠法令等	地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号) 茨城県資金積立基金条例(昭和 39 年茨城県条例第 7 号)
造成年月日	茨城県財政調整基金 (昭和 39 年 4 月 1 日) (参考) 茨城県財政調整資金 (昭和 18 年 12 月 10 日) 茨城県財政調整積立金 (昭和 37 年 4 月 1 日)
造成目的	年度間の財源の調整を行い、県財政の健全な運営に資するため
造成期間	
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	461,123 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源
事業概要	— (個別の事業に充当する基金ではない。)
予算計上会計	一般会計
積立方針	定めていない
取崩方針	定めていない
積立目標額	定めていない
目標額に不足する場合、 今後の方針	定めていない

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	19,997,871	23,262,514	31,069,570	30,616,797	41,080,875
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	19,997,871	23,262,514	31,069,570	30,616,797	41,080,875

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	前年度末残高	19,997,871	23,262,514	31,069,570	30,616,797	41,080,875
積立額	新規・追加積立	3,299,987	9,537,682	—	10,602,738	55,324,034
	(一般財源)					
	運用益	4,338	2,097	613	791	1,515
	積立額計	3,304,325	9,539,779	613	10,603,529	55,325,549
取崩額	事業費充当	△39,682	△1,732,723	△453,386	△139,451	△28,173,138
	取崩額計	△39,682	△1,732,723	△453,386	△139,451	△28,173,138
	当年度末残高	23,262,514	31,069,570	30,616,797	41,080,875	68,233,286

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	23,262,514	31,069,570	30,616,797	41,080,875	68,233,286
年度中平均残高 (A)	21,630,192	27,166,042	30,843,183	35,848,836	54,657,080
運用益 (B)	4,338	2,097	613	791	1,515
利回り (B÷A)	0.020	0.007	0.001	0.002	0.002

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 総務部財政課				
該当なし				

②監査の結果

この基金は地方財政法第４条の３第１項に基づいて設けられたものであり、積み立てるべき金額も同条同項において定められている。

地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなる時、又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別法人事業譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋める

ための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。(地方財政法第4条の3第1項)

当該基金は、上記規定に基づいて積立、取崩が行われている。

なお、本報告書においては基金の資金運用の効率性に改善の余地がある点に対して指摘しており、基金全体について債券運用を中心とした一括運用を検討すべきであることについて記述している。この一括運用について当該基金の役割を検討していくことが望ましいと考える。

指摘、意見となる事項は検出されていない。

(3) 茨城県災害救助基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県災害救助基金
所管部課	防災・危機管理部防災・危機管理課
根拠法令等	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
造成年月日	昭和 36 年頃
造成目的	都道府県等は、災害救助法による救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかねばならない。（災害救助法第 22 条）
造成期間	未定（法による積立てのため終期は未定）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	不明
基金当初造成時財源	不明
基金造成後積立財源	一般財源
事業概要	災害救助費の支弁や備蓄物資の購入
予算計上会計	一般会計
積立方針	法で定める最少額を下回るとき。
取崩方針	法による救助に要した経費や備蓄物資を購入するとき。
積立目標額	法で定める最少額
目標額に不足する場合、今後の方針	法で定める最少額を上回るように積み立てる。

(ii) 資金運用の内訳

（単位：千円）

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	1,720,031	1,828,107	1,781,500	1,759,464	1,744,461
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	1,720,031	1,828,107	1,781,500	1,759,464	1,744,461

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	前年度末残高	1,813,420	1,952,479	1,956,407	1,939,516	1,926,610
積立額	新規・追加積立	613,015	86,053	15,735	15,039	249,105
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	173	219	89	35	87
	積立額計	613,188	86,272	15,824	15,074	249,192
取崩額	事業費充当	474,129	82,344	32,715	27,980	222,877
	取崩額計	474,129	82,344	32,715	27,980	222,877
	当年度末残高	1,952,479	1,956,407	1,939,516	1,926,610	1,952,925

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	1,952,479	1,956,407	1,939,516	1,926,610	1,952,925
年度中平均残高 (A)	1,882,949	1,954,443	1,947,961	1,933,063	1,939,767
運用益 (B)	173	219	89	35	87
利回り (B÷A)	0.009	0.011	0.004	0.001	0.004

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 防災・危機管理部防災・危機管理課				
備蓄物資の使用	333	333	—	—
備蓄物資購入費	22,544	22,544	—	—
災害救助費支弁	200,000	200,000	—	—

②監査の結果

この基金は、災害救助法第22条に基づき造成されたものである。

都道府県等は、前条第1項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。(災害救助法第22条)

基金として積み立てなければいけない金額についても同法第23条で定められている。

災害救助基金の各年度における最少額は次の各号に掲げる都道府県等の区分に応じ当該各号に定める額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県等は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

- ① 都道府県(次号に掲げる都道府県を除く。) 当該都道府県の当該年度の前年度の全三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額(同第23条)

茨城県においては、同法第 23 条に基づき、最少額を積み立てている。

また、中長期の基金の計画等についても、積立額が上記のように決定されることから、作成していないが問題はないと考える。

基金の取崩は、災害発生年度においては多額に支出されるが、毎年度備蓄物資を補充する必要があるため、災害が発生しない年度においても一定額の取崩は行われている。

備蓄物資については、スプレッドシートにより保管場所ごとの数量や評価額を記録しており、少なくとも年に 1 度は担当者による現物確認を行っている。

また、基金管理カードについては、様式第 177 号に則ったものではなく、財務規則第 275 条の 2 に基づき、基金管理カードに記載すべき事項を網羅した独自様式により、現金預金と備蓄物資の数量及び時価を記載して基金の出納を管理している。

(i) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和 5 年度までの間において安定的に推移しており、令和 5 年度末には 1,952,925 千円の残高があった。事業に充当されず資金運用を行っている資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として 1 年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第 241 条第 2 項では基金はこれを前項（第 1 項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(ii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記 (i) 基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであるとする。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(4) 茨城県美術資料取得基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県美術資料取得基金
所管部課	教育庁総務企画部文化課
根拠法令等	茨城県美術資料取得基金条例（昭和 54 年茨城県条例第 16 号）
造成年月日	昭和 54 年 4 月 1 日
造成目的	茨城県近代美術館及び茨城県陶芸美術館の用に供するための美術資料を円滑かつ効率的に取得するため
造成期間	－（一定額の基金であるため）
基金の種別	定額運用基金
基金当初造成額	200,000 千円
基金当初造成時財源	県費
基金造成後積立財源	県費
事業概要	美術館（近代美術館、陶芸美術館）の美術資料の収集
予算計上会計	一般会計 ※基金で美術資料を購入後、一般財源で買戻しを行っている。
積立方針	－（一定額の基金であるため）
取崩方針	美術資料を購入する際に基金取崩しを行い、同年度内に県一般会計により買戻しを行う。
積立目標額	900,000 千円
目標額に不足する場合、今後の方針	－

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	－	－	－	－	－
普通預金	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000
債券	－	－	－	－	－
合計	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高		900,000	900,000	900,000	900,000	900,000
積立額	新規・追加積立	13,900	3,899	22,896	21,690	3,893
	(一般財源)	13,900	3,899	22,896	21,690	3,893
	運用益	52	13	13	11	12
	積立額計	13,952	3,912	22,909	21,701	3,905
取崩額	事業費充当	13,900	3,899	22,896	21,690	3,893
	県収入充当	52	13	13	11	12
	取崩額計	13,952	3,912	22,909	21,701	3,905
当年度末残高		900,000	900,000	900,000	900,000	900,000

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000
年度中平均残高 (A)	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000
運用益 (B)	52	13	13	11	12
利回り (B÷A)	0.005	0.001	0.001	0.001	0.001

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 教育庁総務企画部文化課				
美術資料の購入	3,893	3,893	—	国庫：— 県債：—

②監査の結果

(i) 基金残高の妥当性について【意見】

当該基金は、「茨城県近代美術館及び茨城県陶芸美術館の用に供するための美術資料を円滑かつ効率的に取得する」ことを目的として造成されている。

基金の残高は造成当初は 200,000 千円であったが、その後平成 2 年 3 月に基金残高を 900,000 千円に増額してクロード・モネの「ポール・ドモワの洞窟」を 630,000 千円にて取得している。以後、同作品の取得に匹敵するような規模の事業費支出はないところ、基金残高が造成当初の 200,000 千円に戻されることなく、令和 5 年度末まで基金残高が 900,000 千円を維持している。なお基金残高には一部動産が含まれる年度もあった。

この基金残高に対して、平成 26 年度からの 10 年間における基金の取崩額（事業費充当額）の平均額は 9,298 千円となっており、基金残高（900,000 千円）に対する取崩額

の平均額の割合は年 1.0%に過ぎない。

また、今後の基金の取崩等については単年度の計画しかなく、中期的・長期的なものはないとのことであり、将来にわたって 900,000 千円という基金規模を維持する必要性については合理的な心証が得られなかった。

上記より、残高の 1%程度しか事業費として支出されていないという状態が継続しており、基金の残高が過大となっている可能性があると考え。そのため基金規模が適切かどうかについて見直しすべきであると考え。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和 5 年度までの間において一定金額にて推移している。事業に充当されない資金残高が基金の大部分であった。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として 1 年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第 241 条第 2 項では基金はこれを前項（第 1 項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められる。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考え。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記（ii）基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考え。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。そのため、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定するべきであると考え。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iv) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第256条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。様式第177号の基金管理（出納）カードを査閲したが、銘柄及び利率の欄が空欄となっていた。基金事務の適切性の観点から、「普通預金」とその利率を記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第256条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(5) 茨城県発電用施設周辺地域振興基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県発電用施設周辺地域振興基金
所管部課	政策企画部政策調整課 (防災・危機管理部原子力安全対策課)
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例(昭和39年茨城県条例第7号)
造成年月日	昭和58年3月
造成目的	発電の用に供する施設の周辺地域等(発電の用に供する施設の設置が行われている市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び当該隣接する市町村に隣接する市町村の区域をいう。)又は知事が特に必要と認める市町村の区域の振興に要する経費に充てる
造成期間	未定 (当基金は、毎年度交付される国の交付金のうち、基金事業として実施する場合に積み立てを行っているが、現時点で、国の交付金が廃止される見込みはないため)
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	250,000千円
基金当初造成時財源	電源立地特別交付金
基金造成後積立財源	電源立地地域対策交付金、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金
事業概要	【電源立地特別交付金・電源立地地域対策交付金】 ・公共施設等の整備に係る事業(例:空港駐車場整備事業) ・企業導入・産業活性化に係る事業(例:北浦複合団地整備事業) 等 【原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金】 ・住民の福祉の向上を図るための措置を行う事業(災害からの住民の安全確保に資する措置を含む。)(例:双方向情報伝達システム整備事業、流域下水道処理施設災害対応強化事業、防災意識等調査研究事業)
予算計上会計	一般会計、特別会計
積立方針	毎年度交付される国の交付金のうち、基金事業として実施する場合に、対象事業における事業費を積み立てる。
取崩方針	年度末に、各年度における対象事業への充当額を取り崩す。
積立目標額	定めていない

	(当基金は、毎年度交付される国の交付金のうち、基金事業として実施する場合に、積み立てを行うため)
目標額に不足する場合、 今後の方針	定めていない

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	—	—	—	—	—
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		—	—	—	—	—
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	714,542
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	—	—	—	—	—
	積立額計	—	—	—	—	714,542
取崩額	事業費充当	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	—	—	—	—
当年度末残高		—	—	—	—	714,542

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	—	—	—	—	714,542
年度中平均残高 (A)	—	—	—	—	714,542
運用益 (B)	—	—	—	—	—
利回り (B÷A)	—	—	—	—	—

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 政策企画部政策調整課				
該当なし				

②監査の結果

平成 26 年度に基金の残高が 0 となって以後、令和 4 年度までその状態が継続していた。これは、当基金が、毎年度国から交付される電源立地地域対策交付金等について、充当事業の検討を行い、基金事業を実施する場合に限って積立を行っているからである。当該期間においては、いずれも基金事業ではなく、当該年度の事業に充てたため、積立は行っていなかった。

積立がない期間についても、毎年度、基金への積立の可能性がある、また新たな交付金により基金への積立がなされる可能性があることから、廃止については検討していなかった。

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則が令和 5 年 6 月 30 日に改正され、新たに交付対象の事業（安全確保交付金）が措置され、本県が交付対象となったことから、県は令和 6 年 3 月 29 日に 714,542 千円の基金の積立を行っている。なお、令和 5 年度には基金積立から年度末まで 3 日間のため基金として事業を実施していない。

（i）基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理（出納）カードを査閲したところ、当該銘柄に「預金」と記載されており、普通預金や定期預金等預金の種別まで記載されていなかった。

基金事務の適切性の観点からは、資金運用手段として定期預金といった詳細な分類まで記載すること、また運用方法の利率を記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(6) 茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金
所管部課	立地推進部立地推進課
根拠法令等	茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例（昭和 58 年茨城県条例第 4 号）
造成年月日	昭和 58 年 3 月 4 日
造成目的	発電の用に供する施設で知事が指定するもの(以下「発電用施設」という。)の周辺地域(発電用施設の設置が行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。以下同じ。)又はこれに隣接する市町村(知事が特に必要であると認めるものに限る。以下同じ。)の区域の住民が通常通勤することができる地域(以下「事業地域」という。)における企業立地の促進を図るための資金(以下「資金」という。)の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。
造成期間	昭和 57 年度～令和 10 年度（予定）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	200,000 千円
基金当初造成時財源	電源立地地域対策交付金
基金造成後積立財源	電源立地地域対策交付金
事業概要	事業地域に立地する企業が行う設備の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	・昭和 57 年度～平成 4 年度にかけて国の交付金を原資に積立（国事業期間） ・平成 5 年度以降は運用益のみを積立
取崩方針	企業立地の促進を図るため特に必要があると認める場合に取崩
積立目標額	200,000 千円
目標額に不足する場合、今後の方針	—

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	364,566	10,924	29,644	48,366	67,087
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	364,566	10,924	29,644	48,366	67,087

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	前年度末残高	364,566	10,924	29,644	48,366	67,087
積立額	新規・追加積立	20,280	18,720	18,720	18,720	18,227
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	4	0	2	1	1
	積立額計	20,284	18,720	18,722	18,721	18,228
取崩額	事業費充当	373,926	—	—	—	—
	取崩額計	373,926	—	—	—	—
	当年度末残高	10,924	29,644	48,366	67,087	85,315

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	10,924	29,644	48,366	67,087	85,315
年度中平均残高 (A)	187,745	20,284	39,005	57,726	76,201
運用益 (B)	4	0	2	1	1
利回り (B÷A)	0.002	0.000	0.005	0.001	0.001

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管課) 立地推進部立地推進課				
該当なし				

②監査の結果

当該基金は茨城県発電用施設周辺地域企業に対し資金を貸付することを目的とした基金である。ただし、平成26年度以後新規貸付額が0円となっていることから、経済産業省と協議し、令和元年度に新規貸付の停止を行っており、既貸付金の完済予定である令和10年度に基金を廃止することとなっている。

なお、この基金の財源は電源立地地域対策交付金で、事業内容については元々現在の

経産省から用途が示されており、現状は新規貸付がないことから基金の役割が終了したものと考えている。

(i) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理（出納）カードを査閲したところ利率の欄が空欄となっていた。基金事務の適切性の観点からは、銘柄の欄には、定期預金、普通預金、貸付金と記載しており、銘柄別に利率を記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(7) 茨城県環境保全基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県環境保全基金
所管部課	県民生活環境部環境政策課
根拠法令等	茨城県環境保全基金条例（平成2年茨城県条例第3号）
造成年月日	平成2年3月29日
造成目的	地域における環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を展開することにより、環境の保全を図るため
造成期間	35年（H2.3.29～R7.3.31（予定））
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	400,000千円
基金当初造成時財源	国庫補助金（200,000千円）、県費（200,000千円）
基金造成後積立財源	県費（600,000千円）
事業概要	・環境保全活動の推進役となる人材の育成（エコ・カレッジの開催） ・環境学習・実践の推進（環境アドバイザーの派遣、環境教育資料の作成） ・地球温暖化防止対策等（省エネキャンペーン） ・環境保全意識啓発（ごみ散乱防止キャンペーン、地球にやさしい企業表彰等）
予算計上会計	一般会計
積立方針	国から交付を受けた地域環境保全対策費補助金、自主財源による積立のほか、環境保全に対する寄附金を積み立てる。
取崩方針	環境学習、地球温暖化対策、霞ヶ浦の水質保全対策等、茨城県の環境保全に資する事業に充当するため、毎年度必要額を取り崩す。
積立目標額	定めていない（R6年度で基金全額を活用し、基金廃止予定のため）
目標額に不足する場合、今後の方針	定めていない

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	122,156	95,184	77,355	60,020	33,977
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	122,156	95,184	77,355	60,020	33,977

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		122,156	95,184	77,355	60,020	33,977
積立額	新規・追加積立	—	2,160	4,278	1,327	596
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	(充当残額)	—	12	289	577	146
	(寄附金)	—	2,148	3,989	750	450
	運用益	12	24	12	1	2
	積立額計	12	2,184	4,290	1,328	598
取崩額	事業費充当	26,984	20,013	21,625	27,371	29,534
	取崩額計	26,984	20,013	21,625	27,371	29,534
当年度末残高		95,184	77,355	60,020	33,977	5,041

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	95,184	77,355	60,020	33,977	5,041
年度中平均残高 (A)	108,670	86,269	68,687	46,998	19,509
運用益 (B)	12	24	12	1	2
利回り (B÷A)	0.011	0.027	0.017	0.002	0.010

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 県民生活環境部環境政策課				
・環境学習支援事業	3,337	3,337	—	—
・環境学習・実践活動推進事業	1,171	1,171	—	—
・地球温暖化防止対策推進事業	3,245	3,245	—	—
・中小規模事業所省エネルギー 対策支援事業	17,226	17,226	—	—
・いばらきエコスタイル広報啓発事業	3,295	3,295	—	—
・筑波山自然環境保全事業	450	450	—	—
(事業所管部課) 県民生活環境部環境対策課				
・水質浄化強調月間事業	670	670	—	—
(事業所管部課) 県民生活環境部資源循環推進課				
・総合ごみ減量化対策事業	140	140	—	—

②監査の結果

当該基金は令和6年度に廃止する予定とされているため、基金の残高は廃止に備え毎年減少している。

(i) 基金管理(出納)カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第256条に基づき、基金の出納について基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理(出納)カードを査閲したところ銘柄欄が空欄となっていた。基金事務の適切性の観点からは、管理に伴う異動欄には、特定金融機関の積立との記載があるため、銘柄欄も空欄とせず、預金種別の記載をすることが望ましい。

茨城県財務規則

第256条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(8) 茨城県緑化基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県緑化基金
所管部課	土木部都市局都市整備課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 5 年 4 月 1 日
造成目的	第 10 回全国都市緑化フェアを契機として、県民の緑に対する意識の高揚を図り、緑の保全と県民参加による緑化運動を推進することを目的に造成
造成期間	未定 （今後も県民の緑化意識の更なる高揚や緑の保全・整備、偕楽園の魅力向上等を推進していくため、基金の期限は定めていない）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	593,353 千円
基金当初造成時財源	一般財源、寄附金
基金造成後積立財源	使用料及び手数料（H31～偕楽園入園料）、寄附金（R2～左近の桜寄附金等）
事業概要	都市緑化推進費、偕楽園魅力向上等推進事業費
予算計上会計	一般会計
積立方針	都市緑化推進費 ・既存積立金に財産収入（運用益）を積立 偕楽園魅力向上等推進事業費 ・既存積立金に偕楽園入園料を積立（H31～）
取崩方針	都市緑化推進費 ・都市緑化フェスティバル等の事業費に充当 偕楽園魅力向上等推進事業費 ・当該年度の偕楽園入園料の範囲で事業費に充当
積立目標額	未定 （当面、事業の継続に必要な額を積立する予定）
目標額に不足する場合、今後の方針	当該年度の使用料及び手数料、財産収入（運用益）の範囲で事業費に充当

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	59,104	57,003	55,872	98,939	94,580
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	59,104	57,003	55,872	98,939	94,580

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	前年度末残高	59,104	57,003	55,872	98,939	94,580
積立額	新規・追加積立	48,825	56,046	103,004	87,899	84,061
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	(寄附金)	—	—	30,569	—	—
	運用益	6	6	6	2	2
	積立額計	48,831	56,052	103,010	87,901	84,063
取崩額	事業費充当	50,932	57,183	59,943	92,260	76,922
	取崩額計	50,932	57,183	59,943	92,260	76,922
	当年度末残高	57,003	55,872	98,939	94,580	101,721

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	57,003	55,872	98,939	94,580	80,126
年度中平均残高 (A)	58,053	56,437	77,405	96,759	87,353
運用益 (B)	6	6	6	2	2
利回り (B÷A)	0.010	0.010	0.007	0.002	0.002

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 土木部都市局都市整備課				
都市緑化推進費	2,205	2,146	59	—
偕楽園魅力向上等推進事業費	74,776	74,776	—	—

②監査の結果

この基金は、県民の緑化意識の高揚を図り、県民参加による緑化の推進及び緑の保全・整備等の促進に資するため設けられたものであり、取崩については（ア）緑化運動を推進するための事業に要する経費に充てるとき、（イ）偕楽園の魅力向上等を図るための事

業に要する経費に充てるときに行われる。

偕楽園の有料化は、令和元年 11 月から始まっており、令和 5 年度は 84,060 千円の入園料収入があった。

所管部局の都市整備課では、偕楽園の魅力度向上について様々な試案を持っており、それらの試案を実施しながら偕楽園の魅力をさらにアピールし、来場者の増加につなげていくことを目指している。

当該基金について報告すべき事項は検出されていない。

(9) 茨城県森林整備担い手対策基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県森林整備担い手対策基金
所管部課	農林水産部林政課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 5 年度
造成目的	森林整備の担い手確保対策を推進する事業に要する経費に充てるため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。
造成期間	設定なし
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	570,000 千円
基金当初造成時財源	普通交付税（森林・山林対策に係る地方財政措置）
基金造成後積立財源	普通交付税（森林・山林対策に係る地方財政措置）
事業概要	・普及協力員等と連携し、林家、学校等への個別指導による後継者育成及び各種きのこの栽培技術の習得支援等 ・林業担い手の確保対策の推進及び林業従事者の労働安全衛生上の充実、技術技能の向上を促進等
予算計上会計	一般会計
積立方針	平成 5 年度から平成 9 年度にかけて、国からの地方交付税により財政措置された 1,140,000 千円を積み立てた。
取崩方針	基金充当事業の執行額を基金から取り崩すこととしている。
積立目標額	設定なし
目標額に不足する場合、今後の方針	設定なし

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	134,087	121,831	110,667	95,161	79,550
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	134,087	121,831	110,667	95,161	79,550

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		134,087	121,831	110,667	95,161	79,550
積立額	積立（戻入）	2,454	1,199	534	3,210	5,374
	運用益	14	37	11	2	2
	積立額計	2,468	1,236	545	3,212	5,376
取崩額	事業費充当	14,724	12,400	16,051	18,823	18,604
	取崩額計	14,724	12,400	16,051	18,823	18,604
当年度末残高		121,831	110,667	95,161	79,550	66,322

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	121,831	110,667	95,161	79,550	66,322
年度中平均残高 (A)	127,959	116,249	102,914	87,355	72,936
運用益 (B)	14	37	11	2	2
利回り (B÷A)	0.010	0.031	0.010	0.002	0.002

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部林政課				
林業後継者育成事業	2,249	2,249	—	—
林業担い手育成強化対策事業	15,719	15,719	—	—

②監査の結果

(i) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。基金管理（出納）カードを査閲したところ、銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(10) 茨城県ふるさと水と土基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県ふるさと水と土基金
所管部課	農林水産部農地局農村計画課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 5 年 11 月 10 日
造成目的	中山間地域(山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村，過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号。以下「過疎法」という。)第 2 条第 1 項(過疎法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合及び過疎法第 44 条第 1 項から第 3 項までの規定により適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する過疎地域(過疎法第 3 条第 1 項及び第 2 項(過疎法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合及び過疎法第 44 条第 1 項から第 3 項までの規定により適用する場合を含む。)並びに第 44 条第 4 項の規定により過疎法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域とみなされる区域並びに過疎法附則第 7 条第 1 項の規定により過疎法附則第 5 条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をその区域に有する市町村の区域をいう。)及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域(以下「中山間地域等」という。)の活性化を図るため土地改良施設及び農地の多様な機能の利活用及び保全を中心とする地域住民の共同活動を推進する事業に要する経費に充てるため，知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。
造成期間	平成 5 ～11 年度
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,020,000 千円
基金当初造成時財源	国 1/3、県 2/3
基金造成後積立財源	なし
事業概要	ふるさと魅力発見隊（県民等を対象に県内の土地改良施設等の見学や農業体験等を行う）事業、HP 等広報事業 など

予算計上会計	一般会計（都市農村交流推進事業費、ふるさと水と土保全対策事業費）
積立方針	運用益の積立
取崩方針	本基金の目的に沿った事業への活用
積立目標額	－（運用益は利率により変動するため）
目標額に不足する場合、 今後の方針	－

（ii）資金運用の内訳

（単位：千円）

種目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
定期預金	930,170	923,334	915,834	905,850	895,281
普通預金	－	－	－	－	－
債券	－	－	－	－	－
合計	930,170	923,334	915,834	905,850	895,281

（iii）基金の推移

（単位：千円）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高		942,448	930,170	923,334	915,834	905,850
積立額	新規・追加積立	－	－	－	－	－
	（一般財源）	－	－	－	－	－
	運用益	95	112	46	18	45
	積立額計	95	112	46	18	45
取崩額	事業費充当	12,374	6,947	7,546	10,002	10,614
	取崩額計	12,374	6,947	7,546	10,002	10,614
当年度末残高		930,170	923,334	915,834	905,850	895,281

（iv）運用益の状況

（単位：千円、％）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	930,170	923,334	915,834	905,850	895,281
年度中平均残高（A）	936,309	926,752	919,584	910,842	900,565
運用益（B）	95	112	46	18	45
利回り（B÷A）	0.010	0.012	0.005	0.002	0.005

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名		決算額	決算額の財源内訳		
			基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部農地局農村計画課					
調査研究事業		311	311	—	—
研修事業		44	44	—	—
推進事業	ふるさと魅力発見隊事業	2,237	2,237	—	—
	HP 等広報事業	3,656	3,656	—	—
	その他人材育成事業等	4,366	4,366	—	—

②監査の結果

(i) 基金活用について【意見】

国は中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施のため、茨城県を含む道府県を事業主体とし、道府県に対し事業の実施に係る経費に充てるため、平成5年度から平成9年度までの間に、道府県の自主財源と国からの補助金による基金の造成を指示した。

茨城県は、上記に基づき茨城県ふるさと水と土基金を造成し、当基金を利用し中山間ふるさと・水と土保全対策事業を実施している。

中山間ふるさと・水と土保全対策事業の趣旨と仕組みについては、会計検査院平成15年度決算報告に詳述されており、下記にその抜粋を記載する。

(ア) 趣旨

農村地域は、単に食料供給の生産基盤としてだけではなく、水源かん養機能、洪水防止機能、国民の保養機能等の多様な公益的機能を有しているが、農業人口の減少及び高齢化が進行しており、特に平野の外縁部から山間地に至るいわゆる中山間地域では、急速な過疎化及び高齢化により、集落機能が衰退し、耕作放棄地が増大するなどしている。

このような状況に対して、農林水産省では、中山間地域の多様な公益的機能を維持し発揮させるためには、農地や、農業用排水施設、農業用道路等の施設の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することにより地域の活性化を図ることが重要であるとの観点から、中山間ふるさと・水と土保全対策事業を実施することとした。

(イ) 仕組み

この保全対策事業は、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年5構改D第213号農林水産事務次官依命通達）等（以下「実施要綱」という。）に基づき、中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的と認められる地域（以下「中山間地域等」という。）における土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要と認められる農地の機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることを目的として、平成5年度から実施されている。

保全対策事業の事業主体は道府県となっており、道府県は保全対策事業の実施に係る経費に充てるため、5年度から9年度までの間に、自己資金と国からの補助金によって基金を造成している。この基金の造成に当たり、国は造成額の3分の1以内の額を補助している。

(ウ) 基金造成

農林水産省では、保全対策事業の実施に当たり、基金造成額の概算額を算定している。それによると、1都道府県当たりの基金造成額は、年間の標準的な事業費を約3,610万円と見込んだ上で、この事業費を年間5%の運用益で賄うこととして約7億2,300万円としている。また、9年4月、低金利で運用益が少ない状況にあっても必要な事業が行えるよう、運用益として見込まれる額が前年度末の基金元本額の3%の額（以下「平準化運用基準額」という。）を下回る場合には、基金元本の一部を取り崩し平準化運用基準額まで事業費に充てることができることなどとした。

そして、基金は、44道府県に設置されており、これら44道府県における9年度末までの造成額は総額329億9,788万円（国庫補助金109億9,200万円）、15年度末の基金残高は328億174万余円となっている。また、1道府県当たりの基金造成額は、各道府県がそれぞれ農林水産省同様に事業費等を見込んで決定しており、一部の道県を除き、7億円程度で同規模となっている。

(エ) 保全対策事業の内容

保全対策事業の内容は、次のとおりとされている。

ア 調査研究事業

これは、中山間地域等において、地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設や農地の機能の強化・保全に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査等を行う事業とされている。

この具体的な内容としては、例えば、土地改良施設、農地、地域住民活動等の現況の調査、地域住民の意識調査等を行って現状等を把握するとともに、その調査結果や、耕作放棄地の発生防止・解消の方針などを盛り込んだ地域の概要書等を作成することが想定されている。

イ 研修事業

これは、各種の研修等を通じて、上記アの調査や、下記ウの推進事業において地域住民活動の活性化に関する推進指導等を行う人材（以下「指導員」という。）の育成を行う事業とされている。

なお、この指導員は、通例、土地改良施設や農地等に関する専門的知識を有する人物等の選任を市町村に依頼し、その推薦等に基づき認定され、中山間地域等を抱える市町村（以下「中山間市町村」という。）に配置される。

ウ 推進事業

これは、〔1〕保全対策事業を効果的に推進するために事業内容等について審議する学識経験者等から構成される道府県委員会（以下「運営委員会」という。）の設置・運営、〔2〕指導員による地域住民活動の活性化に関する推進指導、〔3〕地域住民の意識

の向上及び保全対策事業の必要性等の啓発・普及等を行う事業とされている。

このうち、〔2〕の推進指導の具体的な内容としては、例えば、耕作放棄地等の農地を利用した体験学習、農業用用水路を利用した水生動植物の観察等のイベント、及びこれらを通じた都市住民との交流、並びにこれらの地域住民活動の中核となる住民グループの組織化に関する企画・指導が想定されている。また、〔3〕の啓発・普及には、最近ではインターネットを利用して情報を発信するホームページの作成もある。

そして、道府県は、保全対策事業の適正かつ円滑な推進のために、中山間市町村等に技術的な助言、指導その他の所要の援助措置等を行うこととされている。

（オ）事業の管理及び指導監督

保全対策事業を実施する道府県は、毎年度、その年度の基金元本の増減計画、運用益の収支計画及び事業費の支出計画等からなる事業計画を作成し、農林水産省に提出すること、及び翌年度にその各計画額に対する実績額を示した実績報告書を作成し、同省に提出することとされている。

そして、農林水産省は、保全対策事業の実施に関し、道府県を指導監督することとなっている。

（会計検査院平成 15 年度決算報告）

県は、上記の保全対策事業の具体的内容や方法等の細部については自ら決定する。また事業費は、基金で財源は手当されている一方、実施すべき事業量が決められていない。そのため、基金の有効活用を図る上で、事業主体の取組姿勢が極めて重要となる。

ここで、国は当事業の事業費として基金の運用益年間 5%で賄うことを当初想定していたが、低金利で運用益が少ない状況にあっても必要な事業が行えるよう、平成 9 年 4 月に基金元本の取崩しができることとし、低金利の場合であっても必要となる事業費の目安とする平準化運用基準額（前年度末の基金元本額の 3 %の額）の考え方を示した。監査人は当基金の有効活用を検討する上で、この平準化運用基準額に対する事業費実績額の割合を指標として採用した。

・各年度の事業費÷平準化運用基準額（前年度末基金残高×3%）

結果として、当割合は令和元年度から令和 5 年度について 24.9%-43.8%の範囲、5 年計で 34.3%であり、平準化運用基準額と事業費が同額の場合の 100%と大きな乖離が生じていた。

平準化運用基準額に対する事業費実績額の割合（単位：千円）

	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	5 年計
年度末基金残高 (A)	930,170	923,334	915,834	905,850	895,281	—
平準化運用基準額 (B)	28,273	27,905	27,700	27,475	27,175	138,528
事業費 (C)	12,374	6,947	7,546	10,002	10,614	47,484
C÷B (D)	43.8%	24.9%	27.2%	36.4%	39.1%	34.3%

達成すべき目標	指標	基 準 値	目 標 値	年度毎の実績			
				令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ふるさと水と土指導員等を全国研修会へ派遣することにより、中山間地域の集落共同活動等のリーダー的存在の育成と質的向上を図る。	研修会への派遣人数		10 人	— (中止)	— (中止)	—	—

（令和 2 年度－令和 6 年度事業実施計画）

事業実績額が平準化運用基準額を大きく下回っていること及び事業実施計画の成果目標に届いていない事業（上記表）について、県にどのように考えているかの問い合わせを行った。

県の見解は、以下の通りである。

実績額が平準化運用基準額より少額となっていることは承知しており、ふるさと魅力発見隊事業の実施市町増や、指導員確保に向けた働きかけを行うことで、積極的な基金活用を図っています。

新型コロナウイルスの影響による研修会中止や、ふるさと水と土指導員の減少・高齢化に伴い、派遣実績がありませんでした。リーダー育成に資する事業として、県指導員研修会の開催や、情報提供を随時行っております。

県としては、積極的な基金活用及び実施できなかった事業に対する対策を行っているとのことである。しかし、上述の平準化運用基準額に対する事業費の実績額の割合を見ればわかる通り、基金残高に見合う基金活用はできていないのが現状である。また、(ii) 調査研究事業について（意見）で記載しているが、調査研究事業は現状の計画事業以外にも実施できるものがあるのではないかと考える。

事業の実施主体として取組が十分であるか、他に事業利用できるものがないか見直し、基金活用を再検討すべきである。

(ii) 調査研究事業について【意見】

保全対策事業の一つである調査研究事業は、中山間地域等において、地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設や農地の機能の強化・保全に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査（地域資源調査、集落点検調査、現況調査等）等を行う事業とされている。また実証試験、特産品開発研究、集落点検マップ作成等の工法等の研究も対象となる。基本的対策等は、具体的には、土地改良施設、農地、地域住民活動等の現況の調査、地域住民の意識調査等を行って現状等を把握するとともに、その調査結果や、耕作放棄地の発生防止・解消の方針などを盛り込んだ地域の概要書等を作成することが想定されている。

県に対し基本的対策等の作成を行っているか問い合わせを行った。県の見解は、以下の通りである。

同事業の活用要望がなかったため、基本的対策等を作成した具体的事例はありません。

また県が計画している調査研究事業の内容は、以下の通りである。

事業内容	達成すべき目標
中山間地域の地域住民の協働活動を推進するための情報収集、冊子の配布を行う。	中山間地域の地域住民の協働活動を推進するための冊子配布により、中山間地域に対する理解を促進させる。

他方で、他府県では、基本的対策等を含む調査研究事業として下記事業を計画している。

道府県	調査研究事業の計画事業
岩手県	地域住民活動の活性化を通じた農地・農業用施設の機能強化・保全に関する基本的な調査や研究 【活動例】 ・地域住民参加によるワークショップの開催による地域資源調査やマップ作成等 ・農地・農業用施設の保全対策及び利活用方法に関する調査研究等
宮城県	地域資源等に係る調査研究事業や調査結果に基づく地域の合意形成を図る活動支援を継続的に実施し、地域資源の再発見や地域住民活動の活性化を目指していく。
新潟県	・毎年度、環境情報協議会を開催し、農業農村整備事業の新規地区の環境配慮内容の審議及び完了地区の事後調査を実施する。 ・「環境にやさしい田園整備新技術創造事業」において、新たな視点から土地改良技術を検証し、新潟発の技術指針の策定を目指し調査研究を行う。

	・「園芸産地化水田フル活用実証事業」において、水田での園芸作物の栽培に適した効果的なかんがい排水技術の確立に向けた実証を行う。(R3 年度迄)
埼玉県	企業や大学生と連携した中山間地域を支援する新しい調査・研究などの取組を 3 地域で実施し、5 カ年で 12 地域の取組を実施する。

茨城県は全国有数の農業県であり、同基金活用の対象となる中山間地域（平野の外縁部から山間地に至る地域）においても農地や農業用施設が存在する。同地域には少なからずの住民が住んでいる。事業の活用要望がなかったとのことであるが、他府県の状況を見るに本当に基本的対策等の必要がないか、また調査研究事業の内容が適切であるか再検討すべきである。

（iii）基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和 5 年度までの間において減少傾向にあるものの、令和 5 年度末には 895,281 千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として 1 年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第 241 条第 2 項では基金はこれを前項（第 1 項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

（iv）基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記（iii）基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわち一定の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであるとする。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(11) 特別電源所在県科学技術振興基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	特別電源所在県科学技術振興基金
所管部課	産業戦略部技術振興局科学技術振興課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例、特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱、特別会計に関する法律施行令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令
造成年月日	平成 6 年 3 月 30 日
造成目的	科学技術の振興に要する経費に充てるため、特別会計に関する法律施行令第 51 条第 1 項第 15 号の規定に基づき交付を受けた補助金のうち、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。
造成期間	特別電源所在県科学技術振興事業補助金の交付申請書に添付の基金の運用・処分計画によることとし、その内容を変更（軽微なものを除く。）しようとする場合には、あらかじめ文部科学大臣の承認を受ける。
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	300,000 千円
基金当初造成時財源	特別電源所在県科学技術振興事業補助金
基金造成後積立財源	特別電源所在県科学技術振興事業補助金
事業概要	施設等整備事業（特用林産物研究整備事業、畜産試験場整備事業、漁業調査船建造事業、霞ヶ浦環境科学センター研究施設整備事業、畜産センター養鶏研究室整備事業、水産試験場研究施設等整備事業）
予算計上会計	なし
積立方針	特別電源所在県科学技術振興事業補助金の交付決定通知に記載の「当該基金へ積み立てられる補助金の額は 14 億円を限度とする（運用益を除く。）」に従う他、実際の積立額は知事の定めるところによる。
取崩方針	特別電源所在県科学技術振興事業補助金の交付決定通知に記載の「一会計年度において造成した基金（運用益により事業を行うため造成された基金を除く。）の処分は、翌会計年度以降 3 か年間に行うべきこと」に従う。
積立目標額	科学技術の振興に要する経費に充てるため、特別電源所在県科学技術振興事業補助金として交付を受けた補助金のう

	ち、知事が必要と認めた額。
目標額に不足する場合、 今後の方針	取崩の際、造成した基金に同補助金を追加で使用するこ を検討する。

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
定期預金	—	—	—	—	—
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高	—	—	—	—	—
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—
	(一般財源)	—	—	—	—
	運用益	—	—	—	—
	積立額計	—	—	—	—
取崩額	事業費充当	—	—	—	—
	取崩額計	—	—	—	—
当年度末残高	—	—	—	—	—

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	—	—	—	—	—
年度中平均残高 (A)	—	—	—	—	—
運用益 (B)	—	—	—	—	—
利回り (B÷A)	—	—	—	—	—

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)				
該当なし				

②監査の結果

令和５年度末において基金残高はなく特に記載すべき事項はない。

(12) 茨城県競輪事業基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県競輪事業基金
所管部課	総務部総務課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 11 年 4 月 1 日
造成目的	競輪事業の健全な運営に資するため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。
造成期間	未定（競輪事業の終期が未定のため）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	100,000 千円
基金当初造成時財源	茨城県競輪事業基金積立金
基金造成後積立財源	茨城県競輪事業基金積立金
事業概要	競輪事業に必要な施設整備に要する経費の財源充当等
予算計上会計	競輪事業特別会計
積立方針	取手競輪場の長期保全計画等に基づき、必要な金額を積み立てる。
取崩方針	取手競輪場の長期保全計画等に基づき、必要な金額を取り崩す。
積立目標額	当面 32 億円を超えない範囲で運用
目標額に不足する場合、今後の方針	—

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	1,540,769	1,358,896	1,330,836	1,540,903	1,690,934
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	1,540,769	1,358,896	1,330,836	1,540,903	1,690,934

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		1,540,769	1,358,896	1,330,836	1,540,903	1,690,934
積立額	新規・追加積立	—	65,000	210,000	150,000	400,000
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	155	163	67	31	33
	積立額計	155	65,163	210,067	150,031	400,033
取崩額	事業費充当	182,028	93,223	—	—	—
	取崩額計	182,028	93,223	—	—	—
当年度末残高		1,358,896	1,330,836	1,540,903	1,690,934	2,090,967

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	1,358,896	1,330,836	1,540,903	1,690,934	2,090,967
年度中平均残高 (A)	1,449,832	1,344,866	1,435,869	1,615,918	1,890,950
運用益 (B)	155	163	67	31	33
利回り (B÷A)	0.010	0.012	0.004	0.001	0.001

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)				
該当なし				

②監査の結果

当該基金の取崩実績は、東日本大震災後の平成22年度から平成25年度までの4年間に被災施設の復旧工事や既存施設の耐震補強工事等として約23億円のほか、平成31年度及び令和2年度のバンク（競輪場競走路等）の改修工事費として約2億8千万となっている。それ以外の年度では取崩は発生しておらず、積立のみを行っており、令和5年度末の基金残高は約21億円となっている。

基金残高の妥当性についての所管部局の考えとしては、「基金は、バンクの大規模改修や選手宿舎改築等の財源確保、あるいは将来、競輪事業から撤退する場合を想定し、一般財源からの繰入れ等の財政負担と防ぐため、施設の撤去費用等を確保するためのものであり、最低限の所要額として、約15.5億円を想定していたが、長期保全計画に基づく修繕や将来的な大規模改修、災害等の不測の事態に備え、過去の実績や物価等の影響を踏まえ令和5年度に見直しを行い、当面、過去最大の基金残高32億円を超えない範囲で、基金の運用を行っていくとしたところであり、これに基づき所要額を積み立ててい

るもので、適正な額と考えている」ということであった。

(i) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において増加傾向にあり、令和5年度末には2,090,968千円の残高があった。令和元年度から令和5年度までの間において13億円から20億円の範囲で資金運用が実施されており、事業に充当されない基金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提とした安全性の高い債券にて運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(ii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(i)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となるところ、現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定するべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理（出納）カードを査閲したところ基金管理（出納）カードの銘柄欄が預金とのみ記載されており、預金の種別まで記載されていなかった。また、利率に関しても空欄となっていた。基金事務の適切性の観点からは、預金の種別まで記載し、利率も記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(13) 茨城県原子力安全等推進基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県原子力安全等推進基金
所管部課	防災・危機管理部原子力安全対策課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 12 年 3 月 16 日
造成目的	原子力安全等推進事業に要する経費に充てるため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる
造成期間	未定 (長期にわたり、放射線による健康影響調査を実施するための財源を十分に確保しておく必要があるため)
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	700,000 千円
基金当初造成時財源	国庫補助金（放射線影響調査等交付金）
基金造成後積立財源	国庫補助金（ウラン加工施設事故影響対策特別交付金）
事業概要	JCO 事故関連周辺住民等の健康診断及び心のケア相談、JCO 事故対応健康管理委員会の開催等
予算計上会計	一般会計
積立方針	基金の運用益を積立している
取崩方針	原子力安全等推進事業に要する経費に充てるとき
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、 今後の方針	なし

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	212,800	204,849	—	192,399	184,486
普通預金	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	199,020	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	212,800	204,849	199,020	192,399	184,486

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	前年度末残高	212,800	204,849	199,020	192,399	184,486
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	—
	(一般財源)					
	運用益	22	61	30	4	9
	積立額計	22	61	30	4	9
取崩額	事業費充当	7,973	5,890	6,651	7,917	9,049
	取崩額計	7,973	5,890	6,651	7,917	9,049
	当年度末残高	204,849	199,020	192,399	184,486	175,446

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	204,849	199,020	192,399	184,486	175,446
年度中平均残高 (A)	208,824	201,934	195,709	188,442	179,966
運用益 (B)	22	61	30	4	9
利回り (B÷A)	0.010	0.030	0.015	0.002	0.005

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 保健医療部保健政策課				
原子力事故健康対策事業費	8,762	8,762	—	国庫：— 県債：—

②監査の結果

当該基金は原子力安全等推進事業、具体的には、平成 11 年に株式会社ジェー・シー・オー東海事業所で発生した臨界事故時の周辺住民等の健康管理における健康診断を実施することを目的としている。

当初の平成 12 年度の健康診断の受診者数は 344 名であったが、令和 5 年度においては 166 名となっており、半分以下となっている。

ここ 10 年の基金の取崩額は 5,890 千円から 9,049 千円の間での推移となっており、年により大幅に取崩額が変動しているわけではない。また、基金残高は令和 5 年度末では 175,446 千円であるため、緩やかに基金残高が減少していくことになる考える。

なお、他の基金について資金運用の効率性や資金計画策定について報告事項としているが、当該基金の財源は全額国庫支出金であり一括運用の枠組みによる運用について実務的に制約がある。

(14) 茨城県介護保険財政安定化基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県介護保険財政安定化基金
所管部課	保健医療部健康推進課
根拠法令等	介護保険法（平成9年法律第123号）第147条
造成年月日	平成12年3月28日
造成目的	都道府県は、介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとする。
造成期間	未定（介護保険法に造成終期の規定はない）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,239,565 千円
基金当初造成時財源	財政安定化負担金
基金造成後積立財源	運用益
事業概要	市町村の介護保険財政の安定化を図るため、介護給付費の予想を上回る伸びや、収納率の低下による保険財政の赤字に対して、基金から貸付け及び交付を行う。
予算計上会計	一般会計
積立方針	引き続き、運用益を積み立てる。
取崩方針	介護保険法附則第10条により、「平成24年度に限り、介護保険法第147条1項の規定にかかわらず、財政安定化基金の一部を取り崩すことができる」とされたが、それ以降、取り崩しを可能とする法改正はない。引き続き関係法令に基づき運用する。
積立目標額	なし（介護保険法に積立目標額の規定はないため）
目標額に不足する場合、今後の方針	—

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	1,839,991	1,840,177	1,840,398	1,840,490	1,840,526
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	1,839,991	1,840,177	1,840,398	1,840,490	1,840,526

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	前年度末残高	1,839,991	1,840,177	1,840,398	1,840,490	1,840,526
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	—
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	186	221	92	37	92
	積立額計	186	221	92	37	92
取崩額	事業費充当	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	—	—	—	—
	当年度末残高	1,840,177	1,840,398	1,840,490	1,840,526	1,840,618

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	1,840,177	1,840,398	1,840,490	1,840,526	1,840,618
年度中平均残高 (A)	1,840,084	1,840,287	1,840,444	1,840,508	1,840,572
運用益 (B)	186	221	92	37	92
利回り (B÷A)	0.010	0.012	0.004	0.002	0.004

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)				
該当なし				

②監査の結果

(i) 基金残高の妥当性について【意見】

介護保険財政安定化基金は、介護保険の保険者である市町村が保険料の収納率低下や介護給付費の見込みを上回る伸びなどにより介護保険財政の財源に不足が生じた場合に、市町村に対し資金の貸付及び交付を行うため、介護保険法第 147 条第 1 項の規定に基づき、都道府県が設ける基金である。

介護保険法

第 147 条第 1 項 都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとする。

一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額とする。）の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその

他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。

(ア) 造成

都道府県は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号。)の定めにより市町村から財政安定化基金拠出金を徴収し、その金額の3倍に相当する額を安定化基金に繰り入れる。国は、都道府県が繰り入れた額の3分の1に相当する額を財政安定化基金負担金として負担する。

茨城県介護保険財政安定化基金は、国・県・市内の市町村の3分の1ずつの拠出により平成12年3月に造成された。国・県・市町村の3者は、毎年度拠出を行うなどして、3年間の介護保険事業計画期間に必要な安定化基金の造成を行う。

(イ) 拠出

都道府県は、拠出に当たり、介護保険の保険者である市町村の3年間の介護給付費の見込額の総額に対し、国が標準として定めた割合(標準拠出率)を参考にして条例で定めた割合(拠出率)等により拠出金を算定する。拠出金の算定に際し、都道府県は安定化基金の貸付状況や残高等を勘案した上で、翌計画期間3年間の事業に必要な金額に見合った拠出率を定める。

(a) 国の標準拠出率(第1期～第3期)

介護保険制度の第1期(平成12年～14年度)は、標準拠出率を0.5%と設定した。当拠出率は、介護保険の実績のない中で算定することから、すべての市町村で、普通徴収が見込まれる第1号保険料の2%に相当する収納不足が生じ、かつ、介護給付費増により全国の2割の市町村で介護給付費の2割、3割の市町村で介護給付費の1割に相当する財源不足が生じる場合などでも対応可能な水準として設定した。

また第2期(平成15年～17年度)の標準拠出率は0.1%と設定した。当拠出率は、第1期中途までの実績に基づく第1期の貸付等見込額に、第2期の介護給付費見込額の伸び率(30.8%)を乗じて貸付等見込額を算出し、この額から控除すべき貸付金の償還見込額について、第1期に貸付けを受けた全市町村が9年間の償還延長措置をとった場合を考慮するなどして設定した。

さらに第3期(平成18年～20年度)の標準拠出率は0.1%と設定した。当拠出率は、第2期の次年度である平成16年度時点の貸付状況が、第1期の同時期を上回っており、

その後も貸付額が増加すると見込まれたこと、第3期においても第1期の貸付金の一部が償還されないこと、安定化基金に積み立てた額の大部分が貸付等している都道府県があり、積立金に不足を生じるおそれがあることから、第2期と同じく標準拠出率を0.1%と設定した。

(b) 県の拠出率

介護保険制度の第1期（平成12年～14年度）の拠出率は、国の標準拠出率0.5%を参考に、0.5%として設定した。また第2期（平成15年～17年度）の拠出率は、0とした。当拠出率は、安定化基金の貸付状況や残高等を勘案した上で第2期の3年間の事業に必要な金額に見合った拠出金を検討した結果、追加の拠出は必要ないとの判断による。さらに第3期（平成18年～20年度）についても第2期と同様である。それ以降は、会計検査院から財政安定化基金の規模や拠出率等の処置を求められた厚生労働省の指導により、新たな拠出を行っていない。

会計検査院は、財政安定化基金の規模が基金需要に対応した規模を大きく上回るものとなっているなどの事態が見受けられたことから、厚生労働大臣に対して20年5月に、会計検査院法第36条の規定により、財政安定化基金を適切な規模に保つために、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合には基金規模を縮小できるような制度に改めたり、標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して示すとともに都道府県が適切な拠出率を定めるよう助言したりするなどの処置を講ずるよう、改善の処置を求めている。

この処置要求の結果、厚生労働省は、上記指摘の趣旨に沿い、改善の処置を講じたところである。そして、都道府県は、厚生労働省の助言等を踏まえ、21年度以降、新たな基金の積立てを行わないこととしていた。また、都道府県が基金規模を縮小するために財政安定化基金の一部を取り崩すことができるように、24年度限りの特例措置として、法附則第10条の規定が設けられ、都道府県は、当該規定に基づき財政安定化基金を取り崩し、市町村に対して取り崩した額の3分の1に相当する額を交付しており、また、国に対して同じく3分の1に相当する額を納付していた。

（会計検査院国会からの検査要請事項に関する報告（検査要請））

(c) 拠出金の返還

会計検査院から財政安定化基金の規模や拠出率等の処置を求められた厚生労働省の指導により、平成24年度に茨城県介護保険財政安定化基金の拠出金の一部を国・茨城県・県内の市町村に返還した。なお、この返還は平成24年度限りの特例措置として実施されたものであり、現行法令上、当基金の拠出金返還は認められていない。

(ウ) 貸付及び交付制度

県は市町村の保険財政の安定化を図るため、下記の状況において基金から貸付及び交付を行う。

(a) 貸付

事業計画に基づく見込みを上回る介護保険料の増加や第 1 号保険料の未納などにより、基金事業対象費用額が基金事業対象収入額（計画期間の最終年度においては、基金事業対象収入額、当該計画期間における基金事業借入金及び基金事業交付金の合計額）を上回ると見込まれる市町村に対し、算定政令で定めるところにより算定した額を限度として貸し付けるもの。

(b) 交付

第 1 号保険料の収納率が悪化するなどにより、計画期間の全体について、実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、収入額が費用額に不足すると見込まれる市町村に対して、算定政令で定めるところにより算定した額を計画期間の最終年度に交付するもの。

(c) 貸付及び交付の状況

貸付は平成 26 年度、交付は平成 17 年度が最後の実績で、第 8 期（令和 3 年～5 年度）においては貸付及び交付した実績はない。これは介護保険制度が導入から 20 年程度経過し、実績を積み重ねる中で、各市町村が中期財政運用方式（3 年間の計画期間毎にその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合って設定）に基づく保険料設定精度を高めたことが主たる要因である。

第 8 期（令和 3 年～5 年度）財政安定化基金貸付・交付状況（各年度末累計）

項目/年度	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末
全保険者数（市町村数）	44	44	44
貸付保険者数	—	—	—
貸付金額（百万円）	—	—	—
交付金額（百万円）	—	—	—

(エ) 基金残高

当基金による貸付合計は 787 百万円、交付金合計は 25 百万円である。貸付はすべて回収しており、令和 5 年度末において残高はない。結果として、基金の実質的負担は交付の 25 百万円のみで、基金残高は拠出金額に基金運用収益を足したものから 25 百万円を引いた金額となっている。

（単位：百万円）

貸付 金額	交付 金額	貸付・交付 金額合計 (A)	既償還金額 (B)	令和 5 年度末 現在 基金実支出額 (C)=(A)-(B)	令和 5 年度末 現在 基金積立総額 (D) ※	令和 5 年度末 現在 基金積立残額 (E)=(D)※-(C)
787	25	812	787	25	1,699	1,674

（厚生労働省 HP）

※「令和 5 年度末現在基金積立総額」は、国・都道府県・市町村の拠出により基金に繰り入れた額から、介護保険法附則第 10 条に基づく取崩額を除いた額を計上しており、基金運用収益を含んでいない。

当基金は平成 27 年度以降貸付及び交付の実績がない。新たな拠出は行っていないため、基金残高が積み上がることはないが、当基金に余裕資金が発生している可能性も否定できない。他方で、恐慌や大地震等の状況が発生した時にも対応できる資金があるかも不明である。しかし、県は基金のあるべき規模について明確な算出をしておらず、残高が適正な状態かどうか判断できない。

国は介護保険制度開始時に一定の仮定を置いて標準拠出率を設定し、必要資金を算定した。当時は介護保険の黎明期で試算精度は高いものではなかった。しかし、現在は当保険制度開始から 20 年経過、実績が積み上がり、当時と比較し必要資金の試算しやすい環境ではある。将来、介護保険法の特例措置が再び実施される際には、基金残高が適切か確認することを検討すべきである。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和 5 年度までの間において安定的に推移しており、令和 5 年度末には 1,840,618 千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として 1 年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用収入すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第 241 条第 2 項では基金はこれを前項（第 1 項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(ii)基金の資金運用にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であるとする。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、実務的に可能な限り複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであるとする。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iv) 基金管理(出納)カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第256条に基づき、基金の出納について基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。基金管理(出納)カードを査閲したところ、金融機関名を記載すべき「取扱機関」欄に「健康推進課」と記載する誤りを確認した。規則で求められる資料であり記載ミスがあってはならない。

基金事務の適切性の観点から、記載ミスを発見できる様にチェック体制を整えるべきである。

茨城県財務規則

第256条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(15) 茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金
所管部課	産業戦略部技術振興局科学技術振興課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 17 年 4 月 1 日
造成目的	放射線の利用に関する試験研究を行うために必要な施設等を整備するため、特別会計に関する法律施行令第 51 条第 1 項第 11 号の規定に基づき交付を受けた交付金のうち、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。
造成期間	平成 17～24 年
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	488,200 千円
基金当初造成時財源	放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金
基金造成後積立財源	放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金
事業概要	茨城県中性子ビームライン実験装置の整備・高度化
予算計上会計	なし
積立方針	定めていない
取崩方針	定めていない
積立目標額	定めていない
目標額に不足する場合、 今後の方針	定めていない

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	—	—	—	—	—
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高		—	—	—	—	—
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	—
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	—	—	—	—	—
	積立額計	—	—	—	—	—
取崩額	事業費充当	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	—	—	—	—
当年度末残高		—	—	—	—	—

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	—	—	—	—	—
年度中平均残高 (A)	—	—	—	—	—
運用益 (B)	—	—	—	—	—
利回り (B÷A)	—	—	—	—	—

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)				
該当なし				

②監査の結果

令和５年度末において基金残高はなく、報告すべき事項は検出されていない。

(16) 茨城県有害廃棄物等撤去基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県有害廃棄物等撤去基金
所管部課	県民生活環境部廃棄物規制課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 19 年 3 月 20 日
造成目的	不適正に処分された有害廃棄物等の撤去等に要する経費に充てるため、次に掲げるものを基金に積み立てる。 1 不適正に処分された有害廃棄物等の撤去等のための寄付金 2 その他知事が必要と認めた金額
造成期間	随時寄付金等を積立てており、造成期間は未定である。
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	15,000 千円
基金当初造成時財源	民間（企業等）からの寄付
基金造成後積立財源	基金造成当初：民間からの寄付＋県（市町村）の拠出、平成 26 年度以降：民間（企業等）寄付
事業概要	原因者等が行方不明又は資力がないために撤去等が行われない有害廃棄物等の撤去等や長年堆積された廃棄物の周辺環境への影響調査、周辺への飛散・崩落等の影響拡大防止措置 等
予算計上会計	一般会計
積立方針	寄付金、運用益、返還金等を積立てる。
取崩方針	基金の要項に基づき充当事業を決定し、必要な額を取崩す。
積立目標額	事案がいつ発生するか不明な不法投棄等への経費に充てるためという性質上、目標額は定めていない。
目標額に不足する場合、今後の方針	定めていない。

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	32,112	51,232	67,311	81,698	98,858
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	32,112	51,232	67,311	81,698	98,858

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高		32,112	51,232	67,311	81,698	98,858
積立額	新規・追加積立	23,446	20,819	20,749	20,363	21,067
	(一般財源)					
	(寄付金)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	(返還金)	59	34	—	2	65
	(積戻)※	3,387	785	749	361	1,002
	運用益	5	7	8	2	3
	積立額計	23,451	20,826	20,757	20,365	21,070
取崩額	事業費充当	4,331	4,747	6,370	3,205	10,152
	取崩額計	4,331	4,747	6,370	3,205	10,152
当年度末残高		51,232	67,311	81,698	98,858	109,776

※委託料の支払いのため取崩した金額の不要残を積戻すもの。

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	51,232	67,311	81,698	98,858	109,776
年度中平均残高 (A)	41,672	59,271	74,504	90,278	104,317
運用益 (B)	5	7	8	2	3
利回り (B÷A)	0.011	0.011	0.010	0.002	0.002

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)				
県民生活環境部廃棄物規制課	19,202	9,601	9,601	国庫：－ 県債：－

②監査の結果

この基金は、硫酸ピッチの不法投棄の問題を契機に平成 19 年 3 月に造成された。原則として、不法投棄がなされた場合、不法投棄をしたもの（以下、行為者）に撤去を求めるものであるが、行為者に資力がない場合等においては県の方で代執行を行い、費用を行為者に求償することとなっている。

そのため、大規模な不法投棄が発生し、行為者が撤去を行わない場合には、基金の取崩額が多額となる年度がある。また、この基金の積立財源の大部分が寄付であるため、過年度より積立額が安定しない傾向がある。特に、基金造成時においては、民間からの

寄付に加え県及び市町村からの拠出があったが、平成 26 年度以降においては、民間からの寄付のみが財源となっている。そのため、積立・取崩のいずれも安定していないという面があり、中長期の基金の計画も立てにくくなっている。

令和 5 年度においては、石岡市小見で発生した廃プラスチック類堆積事案等により、取崩額が 10,152 千円となっている(令和元年度から 5 年度の取崩額の平均 5,761 千円)。ただし、基金所管課からは不法投棄事案は予見が難しく突発的に発生するものであり、それらに迅速に対応するため、基金を維持できるように寄付金を集める必要があるとの説明を受けた。

そのため、上記基金の性質を鑑みるに、他の基金のように複数年度での資金運用が必要とまではいえないものとする。

(i) 基金管理(出納)カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理(出納)カードを査閲したところ銘柄の欄には「現金預金」と記載されており、具体的な預金種別等の記載がされていなかった。また、利率の欄についても、空欄となっていた。基金事務の適切性の観点からは、管理に伴う異動欄には、特定金融機関の積立との記載があるため、銘柄欄も、定期預金と預金種別を記載し、利率の欄も当該預金の利率を記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(17) 茨城県後期高齢者医療財政安定化基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県後期高齢者医療財政安定化基金
所管部課	保健医療部保健政策課
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
造成年月日	平成 20 年 4 月 1 日
造成目的	高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条第 1 項
造成期間	未定（法定基金であり、造成期間の定めがないため）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	481,383 千円
基金当初造成時財源	県拠出率に基づき、国、都道府県、広域連合で 1/3 ずつ負担
基金造成後積立財源	県拠出率に基づき、国、都道府県、広域連合で 1/3 ずつ負担
事業概要	後期高齢者医療制度の財政の安定化を図り、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付見込みの誤り等に起因する財政不足に対応するための基金を造成する。
予算計上会計	一般会計
積立方針	後期高齢者医療保険料の増加額相当を基金で充当できる水準を定め、確保する。
取崩方針	見込みを大幅に上回る保険給付の増加や、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足により財源不足が生じた場合に、取崩しを行う。
積立目標額	特定期間 2 年で約 50 億円 (高齢者負担見込額×本県基準 (5%) ×貸付限度額)
目標額に不足する場合、今後の方針	—

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	3,794,797	4,054,623	4,330,191	4,605,570	4,873,315
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	3,794,797	4,054,623	4,330,191	4,605,570	4,873,315

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高		3,794,797	4,054,623	4,330,191	4,605,570	4,873,315
積立額	新規・追加積立	259,432	275,160	275,160	267,651	267,058
	(一般財源)	86,448	91,720	91,720	89,217	89,020
	運用益	394	408	219	94	489
	積立額計	259,826	275,568	275,379	267,745	267,547
取崩額	事業費充当	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	—	—	—	—
当年度末残高		4,054,623	4,330,191	4,605,570	4,873,315	5,140,862

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	4,054,623	4,330,191	4,605,570	4,873,315	5,140,862
年度中平均残高 (A)	3,924,711	4,192,408	4,467,881	4,739,443	5,007,089
運用益 (B)	394	408	219	94	489
利回り (B÷A)	0.010	0.009	0.004	0.001	0.009

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)				
該当なし				

②監査の結果

後期高齢者医療財政安定化基金は、後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という。）による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図り、その一般会計からの繰り入れを回避することを目的として、広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行うために、各都道府県に設置されるものである。

(ア) 造成

都道府県は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）の定めにより広域連合から財政安定化基金拠出金を徴収し、その金額の 3 倍に相当する額を安定化基金に繰り入れる。国は、都道府県が繰り入れた額の 3 分の 1 に相当する額を財政安定化基金負担金として負担する。

茨城県後期高齢者医療財政安定化基金は、国・県・広域連合の 3 分の 1 ずつの拠出に

より平成 20 年 4 月に造成された。造成後、国・県・広域連合の 3 者は、2 年間の特定期間毎に必要な額を算出し拠出を行う。

(イ) 拠出

都道府県は、拠出に当たり、特定期間における各広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額の総額に対し、国が標準として定めた割合（標準拠出率）を参考にして条例で定めた割合（拠出率）から当該特定期間中の期間運用収益を控除した拠出金を算定する。なお、拠出金の算定に際し、都道府県は安定化基金の貸付状況や残高等を勘案した上で、特定期間 2 年間の事業に必要な金額に見合った拠出率を定める。

都道府県は、下記算式で算出した金額について、広域連合から徴収、国から財政安定化負担金として負担し、財政安定化基金の拠出金とする。

・特定期間における各広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込×拠出率－当該特定期間中の期間運用収益の 3 分の 1

(a) 国の標準拠出率

国の標準拠出率の推移は、下記表の通りである。

	平成 20-25 年度	平成 26-27 年度	平成 28-29 年度	平成 30- 令和元年度	令和 2-5 年度	令和 6-7 年度
標準拠出率	0.09%	0.044%	0.041%	0.040%	0.038%	0.041%

平成 20 年から平成 25 年度までの標準拠出率 0.09%は、給付増加リスク（見込みを上回る給付費の増加）と収納リスク（見込みを上回る保険料の未納）の 2 つのリスクを見込み、算出している。

①給付増加リスク 老人保健における 5 年間の医療給付申請額と実績報告額の比較で、実績額が上回る都道府県の平均の乖離率 2.3%を算出し、乖離率 2.3%×医療給付費の保険料負担割合 10%=0.23% ②収納リスク 国保及び介護保険の収納率を参考に、収納率を 98%（未納率 2%）と見込み、未納率 2%×医療給付費の保険料負担割合 10%×徴収にしめる普通徴収割合 20%=0.04% ①+②=0.27% 国、都道府県、広域連合の 3 者で負担することから 0.27%÷3=0.09%
--

また、平成 26 年度以降の標準拠出率は、下記式で算出している。

標準拠出率={（全都道府県の交付金の見込額及び貸付期の見込額－全都道府県の基金貸付金の償還見込額）×1/3}/特定期間の全広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額

(b) 県の拠出率

平成 20 年度から令和 5 年度まで期間は、国の標準拠出率を参考に拠出率を定めた。他方、令和 6 年度及び令和 7 年度の期間については、条例及び規則で拠出率を 0 とし、拠出を行わないこととした。これについては、(エ) 基金残高に記載している。

(ウ) 交付及び貸付制度

県は広域連合の保険財政の安定化を図るため、下記の状況において基金から交付及び貸付を行う。(高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条第 1 項)

(a) 交付

特定期間を通して、a)実績の保険料収納額が予定した保険料収納額よりも不足することが見込まれ、かつ、b)給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、特定の最終年度に a)の額の 1/2 に相当する額を交付する。ただし、a)の額が b)の額を超える場合は、b)の額の 1/2 に相当する額を交付する。

(b) 貸付

特定期間の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について、無利子で貸付を行う。貸付の額は、毎年度財政不足額の 1.1 倍を限度とする。

償還期間は、次期特定期間とする。ただし、次期特定期間において保険料が著しく高くなると見込まれる広域連合について、都道府県が適当と認めた場合においては、4 年間とすることができる。4 年間としても次期特定期間の保険料が著しく高くなることが見込まれる場合において、都道府県が適当と認めた場合は 6 年間とすることができる。

(c) 財政安定化基金の特例

広域連合に対して、保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てることができる。(高齢者の医療の確保に関する法律附則第 14 条)

(d) 貸付及び交付等の実績

平成 24 年から 25 年度の期間において保険料を被保険者 1 人あたりの医療費の伸び率(平成 20 年度～平成 22 年度 平均:約 2.5%)程度の引き上げとするため、平成 24 年度に 662 百万円を交付した。それ以外の実績はない。なお、現行法令上これら以外の理由による当基金の取り崩しは認められていない。

(エ) 基金残高

県は、国の財政安定化基金必要額の考え方をベースに、より安全性を確保できるように基金残高を設定している。下記の (a) から (d) で具体的な県の考え方を記載する。

(a) 基金必要額に係る国の考え方

医療給付費（茨城県の単年度見込額（予算ベース）が見込みを上回る増加をした場合、高齢者の保険料は年度途中の引上げが困難なため、当該保険料負担分（給付費の 11.72%）の増加相当額を基金でカバーできる水準を確保する。

高齢者負担見込額（約 454 億円）＝医療給付費総額見込（約 3,872 億円）×高齢者の保険料負担率（11.72%）

(b) 国の考え方による基金必要額の算定

国が示した基準（2009 年高齢者医療課長通知）2 年間 6 %（年 3 %）で積算した場合、高齢者負担見込額（約 454 億円）×基準（3 %）×貸付限度額（1.1 倍）×2（年）＝基金必要額（約 30 億円）

(c) 見込みを上回る増加額に係る県の考え方

厚生総務課（当時）と広域連合で 2014 年度以降の基金への拠出率を協議した際、国基準を参考に、より安全な水準を確保できるよう、2 年間で見込みを 10%程度（年 5 %）上回る医療給付費増加に対応できる額と決定し、積立を続けてきた。令和 5 年度末に 50 億円を確保した。

高齢者負担見込額（約 454 億円）×本県基準（5 %）×貸付限度額（1.1 倍）×2（年）＝基金必要額（約 50 億円）

(d) 今後の対応

令和 5 年度末で基金残高が必要額を上回ったため、これ以降は必要額が残高を上回るまで積立を中断する。そのため、令和 6 年及び 7 年度の拠出率は 0 とする。

(i) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和 5 年度までの間において増加傾向にあり、令和 5 年度末には 5,140,862 千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として 1 年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第 241 条第 2 項では基金はこれを前項（第 1 項）の条例で定める特定の目的に応じ、确实かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであるとする。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(ii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(i)基金の資金運用の効率性について述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であるとする。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであるとする。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(18) 茨城県森林湖沼環境基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	森林湖沼環境基金
所管部課	農林水産部林政課
根拠法令等	茨城県森林湖沼環境税条例(平成 19 年茨城県条例第 62 号) 茨城県資金積立基金条例 (昭和 39 年茨城県条例第 7 号)
造成年月日	平成 21 年 3 月 31 日
造成目的	森林並びに湖沼及び河川の環境の保全に資するため、次に掲げるものを基金に積み立てる。 1 茨城県森林湖沼環境税条例(平成 19 年茨城県条例第 62 号)第 2 条及び第 3 条第 1 項の規定に基づく加算額に係る収納額に相当する金額 2 森林並びに湖沼及び河川の環境の保全のための寄付金
造成期間	平成 21 年 3 月 31 日～令和 9 年 3 月 31 日
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,288,649 千円
基金当初造成時財源	森林湖沼環境税収納額及び寄付金
基金造成後積立財源	森林湖沼環境税収納額及び寄付金
事業概要	1. 森林の保全・整備 ・自立した林業経営による適切な森林の整備・管理 ・森林環境の保全 2. 霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の水質保全 ・生活排水等対策 ・農地・畜産対策 ・県民意識の醸成 ・水辺環境の保全
予算計上会計	一般会計
積立方針	森林湖沼環境税の税収額、寄付金、運用益等を積み立てることとしている。
取崩方針	森林湖沼環境税活用事業の執行額を取り崩すこととしている。
積立目標額	設定なし
目標額に不足する場合、今後の方針	事業実施に必要な金額を、税収額として見込んでいることから、目標額は設定していない。

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	396,425	523,083	424,636	288,679	820,344
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	396,425	523,083	424,636	288,679	820,344

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		396,425	523,083	424,636	288,679	820,344
積立額	新規・追加積立	1,875,795	1,866,664	1,868,350	1,828,397	1,811,486
	(一般財源)	1,752,000	1,758,115	1,780,816	1,771,994	1,784,107
	(寄付金等)	9,629	9,842	8,298	6,968	3,489
	(戻入)	114,166	98,707	79,236	49,435	23,890
	運用益	59	159	31	7	17
	積立額計	1,875,854	1,866,823	1,868,381	1,828,404	1,811,503
取崩額	事業費充当	1,749,196	1,965,270	2,004,338	1,296,739	1,697,722
	取崩額計	1,749,196	1,965,270	2,004,338	1,296,739	1,697,722
当年度末残高		523,083	424,636	288,679	820,344	934,125

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	523,083	424,636	288,679	820,344	934,125
年度中平均残高 (A)	459,754	473,859	356,657	554,511	877,234
運用益 (B)	59	159	31	7	17
利回り (B÷A)	0.012	0.033	0.008	0.001	0.001

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 県民生活環境部環境政策課				
筑波山ブナ林保護対策事業	2,261	2,261	—	—
(事業所管部課) 県民生活環境部環境対策課				
霞ヶ浦流域高度処理型浄化槽補助事業	251,972	251,972	—	—
霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業	67,013	63,044	—	3,969 (特財諸収入 3,707 +雇用保険 262)
霞ヶ浦環境体験学習推進事業	22,045	22,030	—	15 (雇用保険)
水質保全市民活動・環境学習等推進事業	11,301	11,268	—	33 (雇用保険)
アオコ対策事業	213	213	—	—
霞ヶ浦水質環境改善事業	21,271	21,244	—	27 (雇用保険)
(事業所管部課) 農林水産部畜産課				
良質堆肥広域流通促進事業	42,089	42,089	—	—
(事業所管部課) 農林水産部林政課				
いばらき林業トップランナー育成支援事業	206,647	194,431	—	国庫：12,216
いばらき木づかいチャレンジ事業	32,857	32,857	—	—
森林・林業体験学習促進事業	29,172	29,172	—	—
第４６回全国育樹祭開催準備事業	228,292	228,292	—	—
(事業所管部課) 農林水産部林業課				
いばらきの森再生事業	814,252	538,896	—	国庫：275,356
種苗生産体制整備事業	2,917	2,917	—	—
海岸防災林機能強化事業	129,738	129,738	—	—

(事業所管部課) 農林水産部漁政課				
漁業による水質浄化機能促進事業	12,809	12,809	—	—
(事業所管部課) 農林水産部水産振興課				
漁場環境・生態系保全活動支援事業	1,360	1,360	—	—
(事業所管部課) 農林水産部農地局農地整備課				
農業集落排水施設接続支援事業	12,818	12,818	—	—
(事業所管部課) 土木部都市局下水道課				
湖沼水質浄化下水道接続支援事業	74,353	74,353	—	—

②監査の結果

(i) ホームページでの広報について【意見】

県では、県北地域や筑波山周辺などの森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川などの自然環境を、良好な状態で次世代に引き継ぐために、平成 20 年度から令和 8 年度までを課税期間とする森林湖沼環境税を独自課税として導入している。

県は、この森林湖沼環境税を使用し、荒廃した森林の間伐や、集約化した人工林における再造林などの森林整備、生活排水対策や農地・畜産対策、県民参加による水質保全活動などの経費に充てるため、茨城県森林湖沼環境基金を造成した。

(ア) 森林湖沼環境税と森林環境譲与税

茨城県では、県の独自課税である森林湖沼環境税と国税である森林環境譲与税の使途について、下記のように整理している。

〈森林湖沼環境税と森林環境譲与税の使途の整理〉

	森林湖沼環境税（県）		森林環境譲与税（国）
施策	林業の成長産業化に資する施策、県内全域を対象とすべき施策		左記以外の施策 (森林経営に適さない森林の整備、市町村施設での木材利用等)
森林整備	林業の成長産業化	林業経営に適する森林の整備 ・経営規模の拡大に意欲的な林業経営体による再造林などの森林整備 ・森林経営の集約化の加速やスマート林業など生産能力の向上に取り組む トップランナー経営体の育成	林業経営に適さない森林の整備 ・自然条件が悪く、採算ベースに乗らない森林の整備 ・環境保全のための平地林整備等

木材 利用	素材生産量の拡大を見据えた県産木材の利用促進（大規模な建築物など非住宅分野への促進）	市町村施設での木材利用等
----------	--	--------------

※上表のほか、森林湖沼環境税では、県内全域を対象とすべき施策（海岸防災林の保全、森林環境教育の推進等）に取り組む。

ただし、森林湖沼環境税と森林環境譲与税は混同されることが多い。両税の違いは上表の通りであるが、現実には正確に理解されていない場合がある。ここで、両税の周知に関しどのように行っているか問い合わせたところ、下記の見解を得た。

これまで、2つの税の目的や取組実績等を、それぞれ県のホームページ等を活用して広報しております。

今年度から、森林湖沼環境税はもとより、森林環境譲与税についても、環境イベント出展や県庁舎内の展示コーナーでの掲示など、より一層の周知に努めているところです。

県のホームページを閲覧すると、両税について確かに税の目的や取組実績が掲載されている。しかしながら、ホームページでは各々についてそれぞれ説明があるのみであり、森林湖沼環境税と森林環境譲与税の違い、役割分担について説明がなく、両税を混同するという点について解決するものではない。他県の事例ではあるが、神奈川県では、そのホームページ上で、水源環境保存税（茨城県の森林湖沼環境税に相当）と森林環境譲与税の使途及び相乗効果についてイメージ図を使って説明し、両税の理解を促している。

県は、森林湖沼環境税と森林環境譲与税の違い、役割分担等についてホームページで記載し、両税の理解を促すのが良いのではないかと考える。

（ii）基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において増加傾向にあり、令和5年度末には934,125千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項（第1項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運

用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考えている。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記の基金の資金運用に関する指摘にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考えている。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考えている。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iv) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第256条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。基金管理（出納）カードを査閲したところ、銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第256条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(19) 茨城県健やかこども基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県健やかこども基金
所管部課	福祉部子ども政策局子ども未来課
根拠法令等	茨城県健やかこども基金条例(平成 21 年茨城県条例第 3 号)
造成年月日	平成 21 年 3 月 17 日
造成目的	安心して子育てができる環境の整備及び妊婦に対する健康診査の拡充を図るため
造成期間	— (すべて国からの基金造成) 令和 11 年度に廃止予定
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	2,269,734 千円
基金当初造成時財源	厚労省、文科省(子育て支援対策臨時特例交付金)
基金造成後積立財源	なし
事業概要	安心して子育てができる環境の整備及び妊婦に対する健康診査の拡充を図るため
予算計上会計	一般会計
積立方針	— (すべて国からの基金造成)
取崩方針	— (国の方針等に定める該当事業の活用状況による)
積立目標額	— (すべて国からの基金造成)
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	539,821	473,234	1,389,597	1,130,833	2,143,550
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	539,821	473,234	1,389,597	1,130,833	2,143,550

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		539,821	473,234	1,389,597	1,130,833	2,143,550
積立額	新規・追加積立	20,712	1,410,988	401,671	1,419,908	69,508
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	58	65	71	23	109
	積立額計	20,770	1,411,053	401,742	1,419,931	69,617
取崩額	事業費充当	87,357	494,690	660,506	407,214	172,666
	取崩額計	87,357	494,690	660,506	407,214	172,666
当年度末残高		473,234	1,389,597	1,130,833	2,143,550	2,040,501

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	473,234	1,389,597	1,130,833	2,143,550	2,040,501
年度中平均残高 (A)	506,527	931,415	1,260,215	1,637,191	2,092,025
運用益 (B)	58	65	71	23	109
利回り (B÷A)	0.011	0.006	0.005	0.001	0.005

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 福祉部子ども政策局子ども未来課				
健やか子ども基金事業	172,666	172,666	—	国庫：— 県債：—

②監査の結果

他の基金について資金運用の効率性や資金計画策定について報告事項としているが、当該基金の財源は全額国庫支出金であり一括運用の枠組みによる運用について実務的に制約がある。

報告すべき事項は検出されていない。

(20) 茨城県高等学校等奨学基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県高等学校等奨学基金
所管部課	教育庁学校教育部高校教育課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 22 年 4 月 1 日
造成目的	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程(修業年限 2 年以上のものに限る。)に在学する者で経済的な理由により修学が困難なものに対し学資を貸与する事業に要する経費に充てるため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。
造成期間	未定 本基金の充当事業は奨学金の貸付が大半であり、卒業後、返還が行われていくため
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	142,990 千円
基金当初造成時財源	高等学校等奨学金事業交付金
基金造成後積立財源	高等学校等奨学金事業交付金及び奨学資金返還金
事業概要	茨城県高等学校等奨学資金、茨城県育英奨学資金
予算計上会計	一般会計
積立方針	奨学資金返還金のうち、貸与等の充当事業での使用に応じて、差し引き額を積み立てる。
取崩方針	奨学資金返還金のうち、貸与等の充当事業での使用に応じて、不足する場合に取り崩す。
積立目標額	未定 本基金の充当事業は奨学金の貸付が大半であり、卒業後、返還が行われていくため
目標額に不足する場合、今後の方針	寄付金を募り必要な金額を確保する。

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	231,508	310,199	399,382	504,692	619,012
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	231,508	310,199	399,382	504,692	619,012

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高		231,508	310,199	399,382	504,692	619,012
積立額	新規・追加積立	78,655	89,140	105,281	114,309	112,617
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	36	43	29	11	22
	積立額計	78,691	89,183	105,310	114,320	112,639
取崩額	事業費充当	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	—	—	—	—
当年度末残高		310,199	399,382	504,692	619,012	731,651

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	310,199	399,382	504,692	619,012	731,651
年度中平均残高 (A)	270,853	354,790	452,037	561,852	675,331
運用益 (B)	36	43	29	11	22
利回り (B÷A)	0.013	0.012	0.006	0.001	0.003

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)				
該当なし				

②監査の結果

平成 22 年度に学生支援機構から引継ぎを行った。対象は高校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程の生徒となっており、家計基準と成績基準の条件がある。

基金残高は令和元年度の 310,199 千円から右肩上がりで令和 5 年度においては 731,651 千円となっている。このように基金の残高が右肩上がりで増加している理由は、既貸付額の回収は大きく変動していない一方で新規の貸付額は減少しているため、回収額が相対的に増加しているからである。

平成 30 年度から令和 5 年度の貸与額（括弧は人数）。

	高等学校等奨学資金	育英奨学資金	合計
平成 30 年度	(63) 21,048 千円	(159) 48,954 千円	(222) 70,002 千円
令和元年度	(69) 23,580 千円	(111) 31,030 千円	(180) 54,610 千円
令和 2 年度	(59) 19,184 千円	(97) 30,246 千円	(156) 49,430 千円
令和 3 年度	(41) 14,328 千円	(77) 25,950 千円	(118) 40,278 千円
令和 4 年度	(33) 11,832 千円	(68) 22,734 千円	(101) 34,566 千円
令和 5 年度	(35) 12,204 千円	(55) 18,636 千円	(90) 30,840 千円

上記の表のように、新規の貸付は、平成 30 年度と令和 5 年度の比較で、金額ベースで 55.9%の減少、人数ベースでも 59.4%の減少となっている。

新規貸付の減少は、国の実施している就学支援金等の事業により、学資支援制度が拡充されていることが主な原因であるとのことであった。

新規貸付が減少している傾向が継続していることから、今後も新規貸付を上回る回収がなされることが予想され、基金の取崩が発生することも予想される。

基金としての計画の有無について確認したところ、作成していないとのことであった。

また、貸付金の回収金額から新規貸付金額を控除した金額を基金管理（出納）カードの裏面の管理に伴う異動の積立として記載している。

（i）基金残高の妥当性について【意見】

基金の中長期の計画を現状作成していないため、年度ごとの回収見込みや新規貸付の見込等も把握できておらず、その結果適正な基金の残高も把握できる体制とはなっていない。

下記に期初基金残高のうちの程度が事業費にて支出があったかをまとめた。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
期初基金残高 (千円)	231,508	310,199	399,382	504,692	619,012
事業費 (千円)	54,610	49,430	40,278	34,566	30,840
事業費対 基金残高比率	23.6%	15.9%	10.1%	6.8%	5.0%

これをみると、事業費対基金残高の比率は令和元年度から減少にあり、令和 5 年度は 5.0%となっていることから、基金残高に比して事業規模は相当程度小さいことが伺える。

基金の造成目的が「…高等学校…に在学する者のうち、優れた生徒であって、経済的な理由により修学が困難なものに対し、毎年度予算の範囲内において学資を貸与し、もって有為な人材の育成を図ること…」であり、近年の新規貸付金額の水準であれば、基金の残高が現状の規模より低くても、その目的は達成できるのではないかと。

以上から基金残高が過大になっている可能性があり、基金規模が適切か見直すことが

望ましい。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

上述のように、基金の残高に対して、新規の貸付額が減少しているばかりか、それを上回る貸付金の回収がある状態であり、令和元年度から令和5年度の5年間に於いて、平均して412,959千円を資金運用しており、一定額の事業に充当されない資金残高が存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益があったのではないかと考える。

一方で、地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項（第1項）の条例で定める特定の目的に応じ、确实かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金も公金であることから安全性を第一義的に優先しつつ、効率的に運用することが求められると考える。

当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(ii)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iv) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第256条に基づき、基金の出納について基金管理（出

納)カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理(出納)カードを
査閲したところ基金管理(出納)カードに銘柄を記載する欄について、“預金”との記載
がなされていた。また、管理に伴う異動の記載についても、積立額と取崩額を相殺して
純額で記載していた。基金事務の適切性の観点からは、預金の種別まで記載し、定期預
金と記載することが望ましい。

また積立額と取崩額については、新規の貸付金額は取崩額として記載し、貸付金の回
収金額と運用益については積立額として、それぞれ総額で記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出
納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現
金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成し
て整理しなければならない。

(21) 茨城県農地集積総合支援基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県農地集積総合支援基金
所管部課	農林水産部農業経営課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 26 年 3 月 31 日
造成目的	農用地(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 2 条第 1 項に規定する農用地をいう。以下同じ。)の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資するため、知事が必要と認めた金額を基金に積立
造成期間	平成 26 年 3 月 31 日～令和 8 年 3 月 31 日
基金の種別	定額運用基金
基金当初造成額	1,397,058 千円
基金当初造成時財源	国補助金
基金造成後積立財源	国補助金
事業概要	農業の生産性を高めるため、担い手への農地の集積・集約を支援
予算計上会計	一般会計
積立方針	－（国が国補正予算を確保できたときに、各都道府県に配分されるため、積立方針を設定していない）
取崩方針	－（国から県に取崩額の指示があるため、取崩方針を設定していない）
積立目標額	－（積立方針に記載のとおり、国補正予算の状況により、各都道府県に配分されるため、積立目標額を設定していない）
目標額に不足する場合、今後の方針	－

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	645,744	533,387	272,839	145,641	234,140
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	645,744	533,387	272,839	145,641	234,140

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高		645,744	533,387	272,839	145,641	234,140
積立額	新規・追加積立	119,104	58,825	150,124	193,235	265,473
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	85	55	20	4	13
	積立額計	119,189	58,880	150,144	193,239	265,486
取崩額	事業費充当	231,546	319,428	277,342	104,740	90,263
	取崩額計	231,546	319,428	277,342	104,740	90,263
当年度末残高		533,387	272,839	145,641	234,140	409,363

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	533,387	272,839	145,641	234,140	409,363
年度中平均残高 (A)	589,565	403,113	209,240	189,890	321,751
運用益 (B)	85	55	20	4	13
利回り (B÷A)	0.014	0.013	0.009	0.002	0.004

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部農業経営課				
農地中間管理機構推進事業	90,263	90,263	—	—
機構集積協力金交付事業				

②監査の結果

(i) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。基金管理（出納）カードを査閲したところ、銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(22) 茨城県幡谷教育振興基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県幡谷教育振興基金
所管部課	教育庁学校教育部義務教育課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号） 茨城県補助金等交付規則
造成年月日	平成 26 年 9 月 30 日
造成目的	昭和 59 年より公益財団法人幡谷教育振興財団から、県内の公立小中学校の理科教育振興を目的として、平成 25 年までの 30 年間で小中学校合わせて 180 校に対して、のべ 1 億 6,160 万円が助成されてきた。 公益財団法人幡谷教育財団の解散に伴い、本県に対する寄付を、理科教育を振興するための事業に要する経費に充てるため、茨城県幡谷教育振興基金積立金を設置した。
造成期間	平成 26 年 9 月 30 日～令和 16 年 3 月 31 日（見込）
基金の種別	定額運用基金
基金当初造成額	122,550 千円
基金当初造成時財源	寄附金
基金造成後積立財源	なし。ただし、預金の利息分が増加。
事業概要	理科教育について実績のある小中学校を 6 校選定し、1 校につき上限 100 万円の助成を行うため積立を行う。
予算計上会計	一般会計
積立方針	なし。ただし、預金の利息分が増加。
取崩方針	毎年 600 万円（100 万円×6 校）
積立目標額	なし。寄附金（122,550 千円）により造成
目標額に不足する場合、今後の方針	不足しない。

(ii) 資金運用の内訳

（単位：千円）

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	92,885	86,894	80,899	74,902	68,903
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	92,885	86,894	80,899	74,902	68,903

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	前年度末残高	92,885	86,894	80,899	74,902	68,903
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	—
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	9	5	3	1	1
	積立額計	9	5	3	1	1
取崩額	事業費充当	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	取崩額計	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	当年度末残高	86,894	80,899	74,902	68,903	62,904

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	86,894	80,899	74,902	68,903	62,904
年度中平均残高 (A)	89,889	83,896	77,900	71,902	65,903
運用益 (B)	9	5	3	1	1
利回り (B÷A)	0.00010	0.00005	0.00003	0.00001	0.00001

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 教育庁学校教育部義務教育課				
いばらき理科教育振興事業	6,000	6,000	—	国庫：— 県債：—

②監査の結果

県内の理科教育振興を目的として毎年６校を選定し、１校につき１,０００千円を助成している。寄付者の意向を尊重し、毎年６校を対象とすることは今後も変更することは難しいとのことである。令和５年度末の基金残高が６２,９０４千円のため、１１年後には枯渇してしまうこととなる。

実施している事業は、県内の学校において理科に対する探究心を育てるものであり、ひいては県内の研究や技術の向上に資するものと考えられるため、今後も継続していきたいものであるため、新たな基金の受入を早急に模索することが望まれる。

(i) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理（出納）カードを査閲したところ銘柄欄が空欄となっていた。基金事務の適切性の観点からは、銘柄欄には、運用している預金の種類等を記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(23) 茨城県地域医療介護総合確保基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県地域医療介護総合確保基金
所管部課	保健医療部医療局医療政策課、福祉部長寿福祉課
根拠法令等	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)、茨城県資金積立基金条例(昭和 39 年茨城県条例第 7 号)
造成年月日	平成 27 年 3 月 31 日
造成目的	医療及び介護の総合的な確保を推進するための事業に要する経費に充てるため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)第 6 条の規定に基づき交付を受けた交付金及び知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。
造成期間	未定(基金の原資を交付する厚生労働省で終了時期を定めていないため。)
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	2,066,586 千円
基金当初造成時財源	国: 2/3、県: 1/3
基金造成後積立財源	国: 2/3、県: 1/3(一部区分(区分Ⅰ-2)においては、10/10)
事業概要	基金事業として、医療と介護の 2 つの分野を対象とし、以下の事業を推進し、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を図るもの。 区分Ⅰ-1: 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 区分Ⅰ-2: 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業 区分Ⅱ: 居宅等における医療の提供に関する事業 区分Ⅲ: 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等) 区分Ⅳ: 医療従事者の確保に関する事業 区分Ⅴ: 介護従事者の確保に関する事業 区分Ⅵ: 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	積立を行うにあたって、毎年度基金事業ごとに計画を策定している。

取崩方針	基金事業を執行するにあたって、必要とする額を取り崩している。なお、過年度に積み立てた基金のうち、今後執行する具体的な計画がなくなった基金がある場合には、当該基金から優先的に取崩しを行っている。
積立目標額	未定（基金の積立額は厚生労働省で決めているため、積立目標額を定めていない。）
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

（ii）資金運用の内訳（年度当初時点）

（単位：千円）

種目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
定期預金	—	12,710,077	13,842,219	13,452,155	14,767,321
譲渡性預金	9,815,065	—	—	—	—
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	9,815,065	12,710,077	13,842,219	13,452,155	14,767,321

（iii）基金の推移

（単位：千円）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高		9,815,065	12,710,077	13,842,219	13,452,155	14,767,321
積立額	新規・追加積立	5,911,428	5,194,510	4,399,620	5,529,930	3,661,405
	（一般財源）	1,969,532	1,729,018	1,452,812	1,823,127	1,197,565
	運用益	1,657	528	295	234	447
	積立額計	5,913,085	5,195,038	4,399,915	5,530,164	3,661,852
取崩額	事業費充当	3,018,073	4,062,896	4,789,979	4,214,998	4,243,952
	取崩額計	3,018,073	4,062,896	4,789,979	4,214,998	4,243,952
当年度末残高		12,710,077	13,842,219	13,452,155	14,767,321	14,185,221

（iv）運用益の状況

（単位：千円、％）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	12,710,077	13,842,219	13,452,155	14,767,321	14,185,221
年度中平均残高（A）	11,262,571	13,276,148	13,647,187	14,109,738	14,476,271
運用益（B）	1,657	528	295	234	447
利回り（B÷A）	0.014	0.003	0.002	0.001	0.003

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 保健医療部保健政策課				
公衆衛生医師確保対策事業費	15,303	15,285	—	諸収入：18
(事業所管部課) 保健医療部健康推進課				
在宅医療推進事業費	22,800	20,989	1,803	諸収入：8
地域ケア推進事業費	93	93	—	
がん診療機器整備促進事業費	44,000	44,000	—	
いばらきがん患者トータルサ ポート事業費	36,381	9,822	8,512	国庫：16,100 寄附金：500 繰入金：1,447
がん診療連携拠点病院機能強 化事業費	1,000	1,000	—	—
認知症対策推進強化事業	17,152	6,296	4,538	国庫：6,318
介護予防総合支援事業費	78	25	△355	国庫：408
認知症介護等研修事業費	5,854	642	5,198	諸収入：14
認知症ピアサポート活動等推 進事業費	3,723	43	1,840	国庫：1,840
介護職員等たん吸引等実施研 修事業費（高齢者権利擁護対 策推進事業費）	5,636	494	1,971	国庫：3,171
介護支援専門員養成研修事業 費	5,755	2,251	△726	手数料：4,215 諸収入：15
(事業所管部課) 保健医療部医療局医療政策課				
I C T活用による医療体制強 化支援事業費（R4 繰越）	1,177	1,177	—	—
I C T活用による医療体制強 化支援事業費	14,097	14,097	—	—
地域医療提供体制再構築支援 事業費※筑西再編分	81,017	81,017	—	—
病床機能転換等促進事業費	7,162	7,162	—	—
小児救急医療支援事業費	13,255	13,255	—	—
小児救急医療拠点病院運営助 成費	123,285	123,285	—	—
いばらき安心医療体制整備推 進事業費（周産期医療）	34,862	34,862	—	—

病床機能再編支援事業費	41,040	41,040	—	—
いばらき安心医療体制整備推進事業費（小児医療）	6,719	594	—	国庫：6,125
小児医療環境づくり支援事業費	49,052	47,797	—	国庫：1,255
（事業所管部課）保健医療部医療局医療人材課				
県外からの医師確保強化事業費	23,783	23,783	—	—
地域医療支援センター事業費	103,840	93,062	4,763	国庫：5,984 諸収入：31
魅力的な医療勤務環境整備事業費	12,448	12,448	—	—
訪問看護支援事業費	15,137	15,137	—	—
看護師特定行為研修推進事業費	15,478	15,478	—	—
看護職員ブラッシュアップ研修事業費	12,952	12,952	—	—
看護職員定着促進費	29,759	29,296	—	国庫：463
専任教員養成事業費	7,398	4,330	—	使用料：2,919 手数料：134 諸収入：15
病院内保育所運営助成費	140,323	129,357	10,966	—
看護師等養成所運営助成費	338,790	324,312	14,477	諸収入：1
看護職員確保対策事業費	57,211	49,608	4,457	国庫：3,146
医師修学資金貸与事業費（一般・地域枠）	860,450	662,600	155,916	諸収入：41,934
看護師等修学資金貸付費	179,535	126,144	27,016	諸収入：26,375
県立等看護専門学校学習環境整備事業費	23,053	23,053	—	—
医師確保計画推進事業費	1,804	1,804	—	—
地域医療勤務環境改善体制整備事業費	14,688	14,688	—	—
（事業所管部課）福祉部福祉政策課				
福祉人材確保・定着バックアップ事業費	103,826	103,826	—	—
介護人材確保育成事業費	219,150	219,150	—	—
外国人介護福祉士確保事業費	7,615	7,615	—	—
介護福祉士養成校外国人留学	9,000	9,000	—	—

生受入支援事業費				
外国人介護福祉士候補者支援事業費	10,326	10,326	—	—
外国人介護人材受入環境整備事業費	3,000	3,000	—	—
(事業所管部課) 福祉部長寿福祉課				
地域密着型老人福祉施設整備推進事業費	80,450	80,450	—	—
地域密着型老人福祉施設整備推進事業費 (R4 繰越)	101,280	101,280	—	—
老人福祉施設開設準備経費助成事業費	386,997	386,997	—	—
老人福祉施設開設準備経費助成事業費 (R4 繰越)	329,539	329,539	—	—
訪問介護員人材確保支援事業費	505	505	—	—
訪問介護員研修費	2,994	89	2,889	諸収入 16
ロボット介護機器普及支援事業費	68,238	68,238	—	—
ロボット介護機器普及支援事業費 (R4 繰越)	9,232	9,232	—	—
介護施設等感染拡大防止事業費 (R4 繰越)	510,310	510,310	—	—
介護予防総合支援事業費 (介護予防に資するシルバーリハビリ体操の一層の普及啓発)	1,922	677	425	国庫 : 820
介護施設・事業所内保育施設運営支援事業費	16,565	16,565	—	—
介護職員腰痛予防対策推進事業費	5,665	5,665	—	—
(事業所管部課) 福祉部障害福祉課				
茨城福祉医療センター運営支援費	200,000	200,000	—	—
介護職員等たん吸引等実施研修事業費	2,072	2,072	—	—
(事業所管部課) 病院局経営管理課				
小児救急医療拠点病院運営事	39,446	19,723	—	事業収益 : 19,723

業（こども） 新人看護職員研修事業（こども・中央・こころ）	3,836	1,917	—	事業収益：1,919
----------------------------------	-------	-------	---	------------

②監査の結果

（i）基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において概ね増加傾向にあり、令和5年度末には14,185,221千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項（第1項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

（ii）基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記（i）基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、実務的に可能な限り複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(24) 茨城県公共施設長寿命化等推進基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県公共施設長寿命化等推進基金
所管部課	総務部管財課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 28 年 3 月 29 日
造成目的	公共施設及び公用施設の計画的な修繕及び改築等に要する経費に充てるため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。
造成期間	当面、茨城県公共施設等総合管理計画の計画期間である 20 年間 (平成 27 (2015) 年度から令和 16 (2034) 年度まで)
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	2,000,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源
事業概要	施設の長寿命化のため「予防保全」の考え方に基づき計画的な修繕及び改築等を実施していく。
予算計上会計	一般会計
積立方針	茨城県公共施設等総合管理計画等を踏まえ、公共施設及び公用施設の計画的な修繕及び改築等に必要な額を積み立てる。
取崩方針	公共施設及び公用施設の計画的な修繕及び改築等に要する経費に充てるため必要な額を取り崩す。
積立目標額	茨城県公共施設等総合管理計画等を踏まえ、知事が必要と認めた額。
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	7,002,106	7,002,812	7,004,913	24,005,403	24,005,883
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	7,002,106	7,002,812	7,004,913	24,005,403	24,005,883

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		7,002,106	7,002,812	7,004,913	24,005,403	24,005,883
積立額	新規・追加積立	—	—	17,000,000	—	—
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	706	2,101	490	480	1,197
	積立額計	706	2,101	17,000,490	480	1,197
取崩額	事業費充当	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	—	—	—	—
当年度末残高		7,002,812	7,004,913	24,005,403	24,005,883	24,007,080

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	7,002,812	7,004,913	24,005,403	24,005,883	24,007,080
年度中平均残高 (A)	7,002,459	7,003,862	15,505,158	24,005,643	24,006,481
運用益 (B)	706	2,101	490	480	1,197
利回り (B÷A)	0.010	0.029	0.003	0.001	0.004

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)				
該当なし				

②監査の結果

当該基金は、茨城県公共施設等総合管理計画の策定に伴い、必要な公共施設及び公用施設の計画的な修繕及び改築等に要する経費に充てるために造成された基金である。

今後、高度経済成長期以降に建設された公共施設及び公用施設については老朽化の波が到来することが判明しており、そのような対策のために基金を造成させた社会的意義は大きいものとする。

(i) 基金の計画的な積立及び取崩について【意見】

所管部局からのヒアリングによると、茨城県公共施設等総合管理計画により、総合的かつ計画的に修繕及び更新等を検討のうえ、中長期的な経費見込みを算定しているが、基金について実務的に積み立てが可能な目標額の設定がなく、基金の積立及び取崩について具体的な見込みがない。基金の造成目的の達成のためには、実務的に積み立てが可能な目標額を設定したうえで、計画的な基金の積立及び取崩が行われるよう、検討を求

める。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金は、令和5年度末の基金残高 24,007,080 千円に対して、取崩が平成 27 年度から一度もなされておらず、複数年度にわたって運用可能な資金残高が存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失が発生していたのではないかと考える。

一方で、地方自治法第 241 条第 2 項では基金はこれを前項（第 1 項）の条例で定める特定の目的に応じ、确实かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金も公金であることから安全性を第一義的に優先しつつ、効率的に運用することが求められると考える。

当該基金が景気変動に伴う税収の大幅減に対応した財源対策的要素を持つ基金であるほか、庁舎等の老朽化対策に係る地方債措置の動向にも大きく影響を受けることを踏まえると、これまでの単年度運用について一定の合理性が認められるものの、今後は、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであるとする。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記 (ii) 基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であるとする。

すなわち、より効率的な資金運用を行うためには、複数期間にわたって資金運用を行うことが必要であり、複数期間での資金運用可能額を算定する必要がある。

そのため、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであるとする。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(25) 茨城県文化振興基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県文化振興基金
所管部課	県民生活環境部生活文化課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 28 年 3 月 31 日
造成目的	文化の振興のための事業に要する経費に充てる。
造成期間	未定（理由：期間の定めなし）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	2,000,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源
事業概要	昨年度は、伝統文化団体の日頃の活動成果の発表機会と県民への伝統文化の鑑賞機会の提供のための事業に要する経費の一部に充当
予算計上会計	一般会計
積立方針	原則、基金の運用益を積立
取崩方針	文化の振興のための事業に要する経費の一部に充当
積立目標額	未定（理由：目標額の定めなし）
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

(ii) 資金運用の内訳

（単位：千円）

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	2,986,000	2,962,804	2,942,355	2,923,362	2,925,265
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	2,986,000	2,962,804	2,942,355	2,923,362	2,925,265

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	前年度末残高	2,986,000	2,962,804	2,942,355	2,923,362	2,925,265
積立額	新規・追加積立	457	162	1,144	2,433	—
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	301	356	206	59	88
	積立額計	758	518	1,350	2,492	88
取崩額	事業費充当	23,954	20,967	20,343	589	2,926
	取崩額計	23,954	20,967	20,343	589	2,926
	当年度末残高	2,962,804	2,942,355	2,923,362	2,925,265	2,922,427

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	2,962,804	2,942,355	2,923,362	2,925,265	2,922,427
年度中平均残高 (A)	2,974,402	2,952,579	2,932,858	2,924,313	2,923,846
運用益 (B)	301	356	206	59	88
利回り (B÷A)	0.010	0.012	0.007	0.002	0.003

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 県民生活環境部生活文化課				
伝統文化総合支援事業	4,907	2,926	1,981	国庫：－ 県債：－

②監査の結果

当該基金について所管部局である生活文化課の担当者から調査票、基金管理（出納）カード等について説明を受けた。

基金の積立・取崩は3か月に1回実施されている。取崩の金額については、運用益の金額を上限とする果実運用型の形をとっている。

この基金の実施事業となる伝統文化総合支援事業は、伝統文化団体へ日頃の活動成果を発表する機会を提供するとともに、県民が伝統文化を鑑賞する機会を提供することで、担い手の確保と育成に努め、伝統文化の継承と発展に繋げることを目的としている。具体的に今まで支援した伝統文化としては、太鼓やお囃子、日本舞踊等があげられる。

(i) 基金の事業に係る支援対象の定義の明確化について【意見】

現状、支援対象は上記のように太鼓等となっている。

これに対し、伝統文化団体は太鼓等以外にも様々なものが想定されるにも関わらず、支援対象の定義について明確になっていない。

そのため、支援を受けたい団体あるいは県民として支援したい団体が、実施事業を行う委託者や基金の所管部局でも、支援の対象となる団体に該当するかどうか判別できなくなる可能性がある。

以上より、基金の事業に係る支援対象について定義を明確にすべきであると考ええる。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

上述のように、基金の残高に対して、令和元年度から令和5年度の5年間において、平均して2,947,952千円を資金運用しており、基金の大部分が事業に充当されない資金として運用対象となっている。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失が発生していたのではないかと考える。

一方で、地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項（第1項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金も公金であることから安全性を第一義的に優先しつつ、効率的に運用することが求められると考える。

当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(ii)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわち、より効率的な資金運用を行うためには、複数期間にわたって資金運用を行うことが必要であり、複数期間での資金運用可能額を算定する必要がある。

そのため、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提と

なる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであるとする。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(26) 茨城県がん対策基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県がん対策基金
所管部課	保健医療部疾病対策課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 28 年 3 月 31 日
造成目的	がん対策を推進するための事業に要する経費に充てるため
造成期間	未定（理由：期間の定めなし）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	2,000,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源
事業概要	いばらきがん患者トータルサポート事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	積立方針の定めなし
取崩方針	取崩しについての定めなし （※造成時からこれまでは、元本の取崩し実績なし）
積立目標額	未定（理由：目標額の定めなし）
目標額に不足する場合、 今後の方針	目標額の定めなし

(ii) 資金運用の内訳

（単位：千円）

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	3,000,565	3,000,956	3,001,106	3,001,475	3,001,350
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	3,000,565	3,000,956	3,001,106	3,001,475	3,001,350

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	前年度末残高	3,000,565	3,000,956	3,001,106	3,001,475	3,001,350
積立額	新規・追加積立	956	1,105	1,475	1,350	1,708
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	(寄附金)	956	1,105	1,475	1,350	1,708
	運用益	303	901	166	100	97
	積立額計	1,259	2,006	1,641	1,450	1,805
取崩額	事業費充当	868	1,856	1,272	1,575	1,447
	取崩額計	868	1,856	1,272	1,575	1,447
	当年度末残高	3,000,956	3,001,106	3,001,475	3,001,350	3,001,708

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	3,000,956	3,001,106	3,001,475	3,001,350	3,001,708
年度中平均残高 (A)	3,000,760	3,001,031	3,001,290	3,001,412	3,001,529
運用益 (B)	303	901	166	100	97
利回り (B÷A)	0.010	0.030	0.005	0.003	0.003

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 保健医療部健康推進課				
いばらきがん患者トータルサポート事業	36,397	1,447	8,528	国庫：16,100 その他基金：9,822 企業版ふるさと納税寄附金：500 県債：－

②監査の結果

(i) 基金残高の妥当性について【意見】

茨城県は、「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」に基づき、がんによる死亡者数を減少させ、がん患者とその家族を支援するとともに、がん罹患した後も尊厳を保ちながら安心して暮らすことができる社会を実現することを目指して、がん対策に取り組んでいる。県は、この取り組みを推進するための事業に要する経費に充てるために「茨城県がん対策基金」を造成した。

(ア) 積立

県は平成 27 年度一般財源 20 億円を元手に基金を造成した。平成 28 年度には追加で 10 億円を基金に拠出した。基金造成後は運用益及び県に対するふるさと納税制度の寄付金（大好きいばらき応援寄付金）を基金に積み立てている。

茨城県がん対策基金への県の拠出

年度	財源	拠出金額
平成 27 年度	一般財源	20 億円
平成 28 年度	一般財源	10 億円

(イ) 基金設計・運用

当基金は、運用益を経費に充てることについて条例で定めていないが、基金造成時から事業費は運用益及び寄付金を充当することを予定しており、基金元本を取り崩すことを想定していない。なお基金の運用として、下記を想定している。

運用利回り(%)	年間運用益(千円)
0.3%	9,000 千円

直近 5 年間の実際の運用利回りは 0.001%~0.03%、運用益は 60 千円~901 千円であり、当初の想定通りの運用が出来ていない。下記表は基金対象事業の「いばらきがん患者トータルサポート事業」の直近 5 年の当基金の事業費負担割合（がん対策基金繰入/(一般財源+がん対策基金繰入)）を示すが、各年度で 4.9%~24.2%、5 年平均で 12.1% の負担率となっている。なお、各年のがん対策基金繰入が運用益より大きいのは寄付金を充当しているためであり、運用益のみの事業費負担率（運用益/(一般財源+運用益)）は 5 年平均で 2.8% しかない。想定通りに運用できていないことによる事業費不足を一般財源で補填しているのが現状である。

直近 5 年の基金運用益の事業費負担割合

(いばらきがん患者トータルサポート事業) (単位：千円)

年度	事業経費計 (国費除く) (A)	一般財源 (B)	がん対策 基金繰入 (C)	(がん基金 運用益)	他の基金 繰入 (D)	計 (B+C+D)	がん基金の 負担割合 (C/(B+C))
令和元 年度	29,420	16,995	869	(303)	11,556	29,420	4.9%
令和 2 年度	28,760	15,331	1,857	(901)	11,572	28,760	10.8%
令和 3 年度	16,827	3,983	1,272	(151)	11,572	16,827	24.2%
令和 4 年度	17,636	6,308	1,575	(61)	9,753	17,636	20.0%
令和 5 年度	20,297	8,528	1,446	(60)	9,823	19,797	14.5%
計	112,940	51,145	7,019	(1,476)	54,276	112,440※	12.1%

※別途寄附金 500 千円あり

このような現状は、運用益で事業費をカバーするという基金設計の意図を達せず、ひいては基金造成の意義に影響を与えるものであり、改善すべき点である。改善策としては、想定通りの運用益を得られるような資金運用の実施である。そのため、今後の基金運用計画を検討し、中長期的のスパンで想定通りの運用益を得られるか確認する必要がある。また検討の結果、想定通りの運用益を得られないという結論を得た場合には、基金を解散、拠出額を一般会計に返還し、他の財政資金として有効活用することも検討すべきである。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和 5 年度までの間において安定的に推移しており、令和 5 年度末には 3,001,708 千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として 1 年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第 241 条第 2 項では基金はこれを前項（第 1 項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記 (ii) 基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iv) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。基金管理（出納）カードを査閲したところ、銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(27) 茨城県国民健康保険財政安定化基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県国民健康保険財政安定化基金
所管部課	保健医療部保健政策課
根拠法令等	国民健康保険法第 81 条の 2（昭和 33 年法律第 192 号）、 茨城県国民健康保険財政安定化基金条例（平成 30 年茨城県 条例第 10 号）
造成年月日	平成 28 年 3 月 31 日
造成目的	国民健康保険の財政の安定化を図るため
造成期間	未定（法定基金であり、造成期間の定めがないため）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	518,200 千円
基金当初造成時財源	国費（平成 27 年度国民健康保険財政安定化基金補助金）
基金造成後積立財源	国費（国民健康保険財政安定化基金補助金）
事業概要	国民健康保険の財政安定化を図るため、都道府県及び市町村 に対して、貸付・交付を行うもの。
予算計上会計	国民健康保険特別会計
積立方針	未定（全額国費により造成のため）
取崩方針	国民健康保険の財政安定化を図るため、都道府県及び市町村 に対して、貸付・交付を行うもの。
積立目標額	未定（全額国費により造成のため）
目標額に不足する場合、 今後の方針	該当なし

(ii) 資金運用の内訳

（単位：千円）

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	6,587,110	6,238,317	5,967,500	5,967,799	2,447,751
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	6,587,110	6,238,317	5,967,500	5,967,799	2,447,751

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		6,587,110	6,238,317	5,967,500	5,967,799	2,447,751
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	—
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	664	624	299	119	73
	積立額計	664	624	299	119	73
取崩額	事業費充当	349,457	271,441	—	3,520,167	847,803
	取崩額計	349,457	271,441	—	3,520,167	847,803
当年度末残高		6,238,317	5,967,500	5,967,799	2,447,751	1,600,021

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	6,238,317	5,967,500	5,967,799	2,447,751	1,600,021
年度中平均残高 (A)	6,412,713	6,102,908	5,967,649	4,207,775	2,023,886
運用益 (B)	664	624	299	119	73
利回り (B÷A)	0.010	0.010	0.005	0.002	0.003

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 保健医療部保健政策課				
茨城県国民健康保険財政安定 化基金事業	847,803	847,803	—	—

②監査の結果

報告すべき事項は検出されていない。

(28) 茨城県医療提供体制確保基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県医療提供体制確保基金
所管部課	保健医療部医療局医療人材課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 29 年 3 月 31 日
造成目的	医師の確保その他の医療の提供体制の確保を図るための事業に要する経費に充てるため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。
造成期間	未定 （医師の確保その他の医療の提供体制の確保が達成される時期が現時点で未確定のため。）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	3,000,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	財産収入（利子）及び諸収入（貸付金元利収入）
事業概要	・ 海外の医学部入学者に対する修学資金の貸与 ・ 金融機関から教育資金の融資を受ける医学部進学者の保護者等に対する利子補給
予算計上会計	一般会計
積立方針	H28 最終補正予算で 30 億円を積み立てて以降は、運用益、返還金の積立のみ
取崩方針	上記「事業概要」記載事業の所要額を取り崩し
積立目標額	未定 （医師の確保その他の医療の提供体制の確保の達成に必要な額が現時点で未確定のため）
目標額に不足する場合、今後の方針	未定

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	2,731,383	2,693,858	2,642,971	2,600,779	2,556,653
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	2,731,383	2,693,858	2,642,971	2,600,779	2,556,653

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		2,731,383	2,693,858	2,642,971	2,600,779	2,556,653
積立額	新規・追加積立	275	1,312	18,193	27,412	10,709
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	—	89	53	52	93
	積立額計	275	1,401	18,246	27,464	10,802
取崩額	事業費充当	△37,800	△52,288	△60,438	△71,590	△68,506
	取崩額計	△37,800	△52,288	△60,438	△71,590	△68,506
当年度末残高		2,693,858	2,642,971	2,600,779	2,556,653	2,498,949

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	2,693,858	2,642,971	2,600,779	2,556,653	2,498,949
年度中平均残高 (A)	2,712,620	2,668,414	2,621,875	2,578,716	2,527,801
運用益 (B)	—	89	53	52	93
利回り (B÷A)	—	0.003	0.002	0.002	0.003

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 保健医療部医療局医療人材課				
海外対象医師修学研修資金貸与事業	△60,450	△60,450	—	国庫：— 県債：—
医師教育資金利子補給事業	△8,056	△8,056	—	—

②監査の結果

(i) 海外対象医師修学研修資金貸与制度について【意見】

茨城県医療提供体制確保基金は、医師の確保その他の医療の提供体制の確保を図るための事業に要する経費に充てるために造成したものである。具体的には、下記対応を図

るための経費に充当することを想定している。

医師偏在指標が全国 43 位の医師少数県である本県においては、更なる医師確保や地域・診療科の偏在是正に取り組むことはもとより、地域医療構想に基づく医療機能の集約化・連携強化、ICT など先端技術の活用など、あらゆる方策により、地域の医療提供体制を確保していく必要があり、今後新たな施策を検討・実施する際や突発的な事案が生じた際に機動的な対応を行う。

そのため、当基金は医師の確保その他の医療の提供体制の確保を図るための様々な施策の経費に充当される可能性がある。令和 5 年度までの直近 5 年間では、主に下記の 2 つの施策が実施された。

- ・海外の医学部入学者に対する修学資金の貸与（海外対象医師修学研修資金貸与制度）
- ・金融機関から教育資金の融資を受ける医学部進学者の保護者等に対する利子補給

ここで、外国の医学校進学者に対する修学資金の貸与は、他県では同様の施策を実施している例はない、都道府県としては新たな施策である。

海外対象医師修学研修資金貸与制度の概要、同貸与制度の貸与者（修学資金、研修資金）の状況、同貸与制度の貸与者（修学資金）の離脱者内訳は、以下の通りである。

海外対象医師修学研修資金貸与制度の概要

概要	外国の医学校を卒業後、日本の医師免許を取得し、茨城県内に勤務意思を有する者に <u>修学資金</u> （在学中）及び日本の医師国家試験合格のための <u>研修資金</u> （外国の医師免許取得後）を貸与
貸与条件	修学資金：外国の医学校に進学した者（県外出身も可） 研修資金：外国の医学校を卒業し、外国の医師免許を取得した者
貸与額	修学資金：月 15 万円（年 180 万円/6 年計 1,080 万円） 研修資金：150 万円（一括支払い）
貸与期間	修学資金：正規の修学期間（最大 6 年間） 研修資金：県内医療機関で研修を開始したとき
返還免除	知事が指定する医療機関で修学資金貸与期間（研修資金の貸与を受けた場合は、当該期間に 1 年を加えた期間）の 2 分の 3 の期間勤務（義務期間が 3 年未満の場合は 3 年、9 年を超える場合は 9 年）

修学資金及び研修資金貸与者の状況

(単位：人)

	貸与者	義務履行済	義務履行中		離脱返還済
			医師	在学生等	
人数	91※	5	9	59	18
割合	100%	5.5%	9.9%	64.8%	19.8%

※修学資金のみ 74 名、研修資金のみ 8 名、修学資金及び研修資金 9 名

修学資金の離脱者内訳

(単位：人)

貸与年度	貸与者 (A)	離脱者 (B)	離脱者の内訳		離脱率 (B/A)
			在学中	卒業後	
平成 30 年度	12	—	—	—	0%
令和元年度	14	—	—	—	0%
令和 2 年度	12	—	—	—	0%
令和 3 年度	15	6	4	2	40.0%
令和 4 年度	11	7	6	1	63.6%
令和 5 年度	10	4	3	1	40.0%
令和 6 年度(注 1)	8	1	—	1	12.5%
計	82	18	13	5(注 2)	22.0%

注 1：令和 6 年 11 月 29 日時点

注 2：県外勤務を希望したことによるもの（4 名）、医師国家試験受験資格認定の不認定によるもの（1 名）の計 5 名

修学資金の貸与者の離脱者（奨学金の返還者）は、平成 30 年度以降累計で 22.0%である。

ここで、海外対象医師修学研修資金貸与制度と同じ内容ではないが、国は、医師不足地域の医療機関に勤務意思を有する者に地域枠設置大学にて選抜試験を実施し、入学者を選抜し、将来的に医師不足地域の医療機関に従事する制度である、いわゆる地域枠制度を設けている。ここで、令和 5 年度地域枠入学制度と地域医療支援センターの実情に関する調査報告（令和 6 年 3 月、一般社団法人全国医学部長病院長会議）によると、地域枠で選抜され、かつ修学資金貸与、卒後一定の年数の義務履行を課された者の離脱率（奨学金を返還した率）は、平成 20 年度から令和 4 年の期間の平均で 3.4%である。

県の海外対象医師修学研修資金貸与制度と地域枠は、離脱率で大きく異なる。県に対し、「海外対象医師修学資金貸与制度」の効果・効率について問い合わせたところ、下記の見解を得た。

県内医師数のベースアップに繋がっていると考えるが、これまでの貸与者数のうち、卒業して医師となった者は約 15%（14 名）であり、在学生が多くを占めるため、効果としては測るに足りないと思料。

県の見解では、在学が多くいるため効果・効率を評価する段階ではないとのことであるが、義務履行中の者が多数いる時点でも地域枠と比較し離脱率がかなり大きいことから、一定時点で区切りを設け、事業を評価すべきである。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間においてわずかに減少傾向にあるものの、令和5年度末には2,498,949千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(ii)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(29) 茨城県企業立地促進基金

①基金の概要

当該基金は営業戦略部観光戦略課の所管とする基金と立地推進部立地推進課の所管とする基金から構成されている。

(i) 営業戦略部観光戦略課の所管とする基金

(ア) 概要

基金の名称	茨城県企業立地促進基金
所管部課	営業戦略部観光戦略課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 30 年 3 月 30 日
造成目的	（茨城県資金積立基金条例 第 3 条を転記） 第 3 条 基金は、別表中欄に掲げる目的のため同欄に掲げる額を積み立てるものとする。 （茨城県資金積立基金条例 別表中欄を転記） 企業の立地の促進による地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るための事業に要する経費に充てるため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。
造成期間	未定 （理由） 観光は成長が期待できる産業であるが、茨城県は宿泊需要が弱く、ビジネス投資が進まないため、補助事業を設け、宿泊施設等誘致し、観光消費額の拡大に向けて、中長期的に取り組んでいるところであり、造成期間を定めることが難しいため。
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,000,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	運用益のみ積立
事業概要	本県のフラッグシップとなり、新規顧客層の獲得やインバウンド対応などにより、本県観光のイメージ向上に資する宿泊施設等の立地を促進するための補助事業（茨城県宿泊施設等立地促進事業）を実施。
予算計上会計	一般会計
積立方針	本県のフラッグシップとなり、新規顧客層の獲得やインバウンド対応などにより、本県観光のイメージ向上に資する宿泊施設等の立地に要する経費に充てるため、知事が必要と認めた金額を基金に積立。

取崩方針	茨城県宿泊施設等立地促進事業に認定した事業において、要綱上に定めた範囲内で立地に要した費用に充てる際に取崩を行う。
積立目標額	積立目標額は設けていない。 本基金については、事業認定から補助金の交付まで数年を要することから、誘致状況に応じて、必要額を積み立てていく。
目標額に不足する場合、今後の方針	—

(イ) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
定期預金	—	902,819	902,864	902,882	895,240
普通預金	1,000,108	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	1,000,108	902,819	902,864	902,882	895,240

(ウ) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	前年度末残高	1,000,099	1,000,108	902,819	902,864	902,882
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	—
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	9	301	45	18	91
	積立額計	9	301	45	18	91
取崩額	事業費充当	—	97,590	—	—	7,733
	取崩額計	—	97,590	—	—	7,733
	当年度末残高	1,000,108	902,819	902,864	902,882	895,240

(エ) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	1,000,108	902,819	902,864	902,882	895,240
年度中平均残高 (A)	1,000,103	951,463	902,841	902,873	899,061
運用益 (B)	9	301	45	18	91
利回り (B÷A)	0.00089	0.031	0.0049	0.0019	0.01

(オ) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 営業戦略部観光戦略課				
宿泊施設等立地促進事業	7,733	7,733	—	—

(ii) 立地推進部立地推進課の所管とする基金

(ア) 概要

基金の名称	茨城県企業立地促進基金
所管部課	立地推進部立地推進課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和39年茨城県条例第7号）
造成年月日	平成30年3月28日
造成目的	企業立地の促進による地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るための事業に要する経費に充当するため、基金を設置
造成期間	未設定 (理由) 基金を充当する「企業立地の促進による地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るための事業」を継続的に実施する必要があるため
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	6,000,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源（平成31年3月29日 1,900,000 千円） 一般財源（令和4年3月31日 14,000,000 千円）
事業概要	今後大きな成長が期待できる成長分野として、半導体関連企業や次世代自動車関連企業などの生産拠点や本社機能の誘致を促進するための補助事業等を実施。
予算計上会計	一般会計
積立方針	事業に要する経費に充当するため、必要な金額を基金に積立
取崩方針	事業に要する経費に充当する場合に取崩
積立目標額	未設定
目標額に不足する場合、今後の方針	—

(イ) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	7,884,620	7,564,747	6,573,948	20,079,471	19,560,756
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	7,884,620	7,564,747	6,573,948	20,079,471	19,560,756

(ウ) 基金の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高	7,884,620	7,564,747	6,573,948	20,079,471	19,560,756
積立額	新規・追加積立	224,385	186,832	14,084,657	42,623
	(一般財源)	—	—	—	—
	運用益	741	738	641	401
	積立額計	225,126	187,570	14,085,298	43,024
取崩額	事業費充当	544,999	1,178,369	579,775	561,739
	取崩額計	544,999	1,178,369	579,775	561,739
当年度末残高	7,564,747	6,573,948	20,079,471	19,560,756	17,483,667

(エ) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	7,564,747	6,573,948	20,079,471	19,560,756	17,483,667
年度中平均残高 (A)	7,724,683	7,069,347	13,326,709	19,820,113	18,522,211
運用益 (B)	741	738	641	401	390
利回り (B÷A)	0.009	0.010	0.004	0.002	0.002

(オ) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 立地推進部立地推進課				
企業誘致活動強化事業費	2,086,977	2,086,977	—	—

②監査の結果

(i) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において増加傾向にあり、特に立地推進部立地推進課の所管とする当該基金においては令和3年度の14,085,298千円の積立があった。

令和5年度末には営業戦略部観光戦略課の所管とする当該基金は 895,240 千円の残高があり、立地推進部立地推進課の所管とする当該基金は 17,483,667 千円の残高がある。当該基金について事業に充当されず資金運用を行っている資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項（第1項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

（ii）基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記（i）基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

当該基金の複数年度運用を前提とした資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。なお、現状における毎年度の計画は当初予算を編成することで策定されている。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(30) 茨城県就職支援基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県就職支援基金
所管部課	教育庁学校教育部高校教育課、産業戦略部労働政策課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成 30 年 7 月 31 日
造成目的	大学生等（大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程の学生又は生徒をいう。以下同じ。）の卒業後の県内において就職の促進のため奨学金の返還を支援する事業又は入学一時金（大学又は専修学校の専門課程への入学時に一時的に必要な費用に充てるための資金をいう。以下同じ。）を貸与する事業に要する経費に充てるため、次に掲げるものを基金に積み立てる。 1 大学生等の卒業後の県内における就職の促進のため奨学金の返還を支援し、又は入学一時金を貸与するための寄付金 2 その他知事が必要と認めた金額
造成期間	（高校教育課） 造成期間：未定 未定の理由：本基金を充当している事業では、奨学金の貸付を行っている。卒業後、返還が行われ、最終的な支出見込み額が確定できず、積立目標金額が定まらないため、造成期間を未定としている。 （労働政策課） 造成期間：未定 未定の理由：本基金を充当している事業では、大学等卒業後に一定の要件を満たした学生に対して、助成金を支給している。令和 6 年 12 月時点で在学中の学生が複数名存在し、最終的な支出見込み額が確定できず、積立目標金額が定まらないため、造成期間を未定としている。
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	36,675 千円
基金当初造成時財源	寄付金
基金造成後積立財源	（高校教育課） 寄付金、奨学資金返還金、運用益

	(労働政策課) 寄付金（企業版ふるさと納税を含む）、一般財源、運用益
事業概要	(高校教育課) 茨城県奨学資金貸付費 (労働政策課) 就職支援基金事業費
予算計上会計	一般会計
積立方針	(高校教育課) 奨学資金返還金のうち、貸与等の充当事業での使用に応じて、差し引き額を積み立てる。 (労働政策課) 充当事業での使用見込みに応じて、必要な金額を積み立てる。
取崩方針	(高校教育課) 奨学資金返還金のうち、貸与等の充当事業での使用に応じて、不足する場合に取り崩す。 (労働政策課) 充当事業で実際に使用する金額を取り崩す。
積立目標額	(高校教育課) 積立目標額：未定 未定の理由：本基金の充当事業は、奨学金の貸付を行っている。卒業後、返還が行われ、最終的な支出見込み額が確定できないため、積立目標額を未定としている。 (労働政策課) 積立目標額：未定 未定の理由：本基金の充当事業は、大学等卒業後に一定の要件を満たした学生に対して、助成金を支給している。令和 6 年 12 月時点で在学中の学生が複数名存在し、最終的な支出見込み額が確定できないため、積立目標額を未定としている。
目標額に不足する場合、 今後の方針	(高校教育課・労働政策課) 寄付金を募り必要な金額を確保する。

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

(高校教育課管理分)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	35,958	37,969	33,893	32,454	31,495
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	35,958	37,969	33,893	32,454	31,495

(労働政策課管理分)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	14,500	14,562	14,564	14,564	14,524
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	14,500	14,562	14,564	14,564	14,524

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

(高校教育課管理分)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		35,958	37,969	33,893	32,454	31,495
積立額	新規・追加積立	3,928	721	3,360	1	1
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	3	3	1	0	0
	積立額計	3,931	724	3,361	1	1
取崩額	事業費充当	1,920	4,800	4,800	960	960
	取崩額計	1,920	4,800	4,800	960	960
当年度末残高		37,969	33,893	32,454	31,495	30,536

(労働政策課管理分)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		14,500	14,562	14,564	14,564	14,524
積立額	新規・追加積立	62	2	1	0	1
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	(寄付金)	60	—	—	—	—
	運用益	2	2	1	0	1
	積立額計	62	2	1	0	1
取崩額	事業費充当	—	—	—	40	129
	取崩額計	—	—	—	40	129
当年度末残高		14,562	14,564	14,564	14,524	14,396

(iv) 運用益の状況
(高校教育課管理分)

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	37,969	33,893	32,454	31,495	30,536
年度中平均残高 (A)	36,963	35,931	33,173	31,974	31,015
運用益 (B)	3	3	1	0	0
利回り (B÷A)	0.008	0.008	0.003	0.000	0.000

(労働政策課管理分)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	14,562	14,564	14,564	14,524	14,396
年度中平均残高 (A)	14,531	14,563	14,564	14,544	14,460
運用益 (B)	2	2	1	0	1
利回り (B÷A)	0.013	0.013	0.006	0.000	0.006

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 教育庁学校教育部高校教育課				
茨城県奨学資金貸付費	960	960	—	—
(事業所管部課) 産業戦略部労働政策課				
就職支援基金事業費	130	129	—	基金運用益；1

②監査の結果

(i) 基金管理(出納)カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第256条に基づき、基金の出納について基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。基金管理(出納)カードを査閲したところ、銘柄(物品)欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄(物品)欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

- 第256条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。
- 2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。
- 3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(31) 茨城県森林環境譲与税基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	森林環境譲与税基金
所管部課	農林水産部林政課
根拠法令等	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	平成元年 9 月 30 日
造成目的	県及び市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、法第 27 条の規定に基づき譲与を受けた森林環境譲与税の額を基金に積み立てる。
造成期間	令和元年 9 月～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	29,878 千円
基金当初造成時財源	森林環境譲与税（国から県に譲与されるもの）
基金造成後積立財源	森林環境譲与税（財源は変わらないが、国の税制改正等により譲与額が変動）
事業概要	国が、市町村による森林整備等の新たな財源として、令和元年度から譲与を開始した「森林環境譲与税」について、市町村が森林環境譲与税を活用した事業を円滑に進めることができるよう、必要な支援を行う。 ・市町村職員の知識・技術の習得を目的とした研修や県の林業普及指導員による技術的指導・助言 ・森林整備を進めるための森林資源の把握や境界の確認に役立つ森林情報の整備・提供 ・林業技術者の育成に関する研修等への支援 ・市町村公共施設の木造化等を進めるための専門家の派遣など
予算計上会計	一般会計
積立方針	国からの譲与時期（9 月、3 月）に、譲与額及び運用益を積み立てることとしている。
取崩方針	市町村が森林環境譲与税を活用して実施する施策の支援に係る事業に必要な額を取り崩すこととしている。
積立目標額	設定なし
目標額に不足する場合、今後の方針	事業実施に必要な金額について、国からの譲与税を見込んでいることから、目標額は設定していない。

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	—	14,988	59,509	105,270	145,370
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	—	14,988	59,509	105,270	145,370

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		—	14,988	59,509	105,270	145,370
積立額	新規・追加積立	59,756	92,703	93,740	90,390	92,133
	(一般財源)	59,756	89,636	90,258	90,018	90,018
	(戻入)	—	3,067	3,482	373	2,115
	運用益	1	3	9	2	3
	積立額計	59,757	92,706	93,749	90,393	92,136
取崩額	事業費充当	44,769	48,185	47,988	50,292	59,627
	取崩額計	44,769	48,185	47,988	50,292	59,627
当年度末残高		14,988	59,509	105,270	145,370	177,880

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	14,988	59,509	105,270	145,370	177,880
年度中平均残高 (A)	14,988	37,248	82,389	125,320	161,625
運用益 (B)	1	3	9	2	3
利回り (B÷A)	0.006	0.008	0.010	0.001	0.001

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部林政課				
市町村森林整備等バックアップ事業	57,911	57,911	—	—

②監査の結果

国は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設した。

(森林環境税)

国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、個人住民税均等割の枠組みを用いて、1人年額1,000円を市町村によって賦課徴収する税金。

(森林環境譲与税)

森林環境税の都道府県・市町村への譲与。森林整備やその促進に関する事業の財源として活用される。

県は、譲与を受けた森林環境譲与税を使用し、県及び市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、茨城県森林環境譲与税基金を造成した。

(i) 国の森林環境譲与税の譲与額・譲与基準

森林環境税の収入額に相当する額を客観的な譲与基準により、都道府県・市区町村に森林環境譲与税として譲与する。なお、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元年度から譲与しており、令和5年度までの財源は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用している。

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合（単位：億円）

項目/年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
市・県の割合	80:20	85:15		88:12		90:10	
譲与額	200	400	400	500	500	600	600
(内訳)							
市町村分	160	340	340	440	440	540	540
都道府県分	40	60	60	60	60	60	60

森林環境譲与税の譲与基準

市町村分	55%	私有林人工林面積※
	20%	林業就業者数
	25%	人口
都道府県	55%	私有林人工林面積※
	20%	林業就業者数
	25%	人口

※林野率による補正

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5 倍に割増
75%以上 85%未満の市町村	1.3 倍に割増

(ii) 県の森林環境譲与税の活用

県は、市町村が森林環境譲与税を活用した事業を円滑に進めることができるよう、必要な支援を行うための経費として森林環境譲与税を活用している。なお、具体的な活用内容は、①基金の概要 (i) 概要の事業概要に記載している。

下記表は、令和元年から令和 5 年度の森林環境譲与税の使途をまとめたものである。表記載の通り、令和元年度から令和 5 年度の譲与税活用率は 49.8%~69.7%、過去 5 年平均 57.2%であり、活用されなかった譲与税は基金に積み立てられている。そのため、現状の譲与税活用率は過去 5 年平均 57.2%と他県と比し高くない。

森林環境譲与税の使途 (単位：千円)

年度	譲与税 (A)	事業費 (B)	基金積立 (C)	基金残高 (D)	活用率 (B/A)	基金積立率 (C/A)
令和元年度	59,757	41,702	18,055	14,988	69.7%	30.3%
令和2年度	89,636	44,703	44,933	59,509	49.8%	50.2%
令和3年度	90,258	47,615	42,643	105,270	52.7%	47.3%
令和4年度	90,018	48,177	41,841	145,370	53.5%	46.5%
令和5年度	90,018	57,912	32,106	177,880	64.3%	35.7%
計	419,686	240,109	179,577	177,880	57.2%	42.8%

基金規模及びその活用計画について県に問い合わせたところ、下記の見解を得た。

本県の市町村では、林務行政の専門職員がいない自治体が多いことから、譲与開始当初は、森林環境譲与税の活用方針を見出すのに時間を要する市町村が多く、本税を活用した取組に着手したのは、一部の市町村に限られておりました。このため、県の支援策は、市町村職員に対する森林・林業の基礎研修の実施や、市町村の森林整備に向けた森林情報の整備等に限定されていたところです。

県の支援により、年々、森林・林業に関する知識を有する職員の育成が進み、市町村における森林環境譲与税の活用方針が徐々に定まるとともに、本税を活用した取組が進むことで、様々な要望が市町村から寄せられるようになりました。

今後、県では、市町村の税を活用した取組がさらに進展するような支援策の具体化・強化に努めるとともに、譲与額に基金残高を含めた規模での予算執行を進めてまいります。

令和 6 年度及び令和 7 年度の森林環境譲与税の執行計画 (別紙) を提出いたします。

なお、本県では、森林環境譲与税が導入された当初、市町村の森林整備等に関する施策を支援するため、市町村職員に対する森林・林業に関する技術研修や森林整備等の円滑化に向けた森林情報の整備・提供、林業従事者に対する森林整備技術等の向上に係る取組の支援を実施していました。

その後、市町村による森林環境譲与税の活用が進むに伴い、市町村の実情に応じた

支援策が必要となり、令和４年度に設置された茨城県市町村森林管理サポートセンターによる市町村相談対応等の取組の支援、市町村公共施設の木造化に関する専門家の派遣、県産木材利用のモデル的実証など、税活用事業の充実を図っております。

このように、本県では、市町村の取組の進展に伴う要望等を伺いながら、新規事業や事業の拡充を進めており、令和７年度以降は、当年度に配分される譲与額に加え、基金残高も含めて森林環境譲与税を有効に活用していくこととしております。

令和６年度及び令和７年度の森林環境譲与税の執行計画を閲覧し、基金積立について令和６年度は７百万円程度に縮小、令和７年度はないことを確認した。また令和６年から県有施設に県産木材による木製品の導入を図ることに約２０百万円、平成７年度は就業促進に係る相談や現場見学会の実施、事業主に対する講習会の開催等の取組として約１１百万円超等を計画し、令和５年度の約５８百万円から令和６年度に約８５百万円、令和７年度に約１０５百万円と事業規模拡大を予定していることを確認した。

今後の譲与税金額が９０百万円程度（令和５年度実績）と仮定すると、令和７年度程度の事業規模を維持・拡大できるのであれば基金の取崩が行われることとなるため、県の見解に不合理な点はない。

（Ⅲ）ホームページでの広報について【意見】

（ア）森林湖沼環境税と森林環境譲与税

県では、県の独自課税である森林湖沼環境税と国税である森林環境譲与税の使途について、下記のように整理している。

〈森林湖沼環境税と森林環境譲与税の使途の整理〉

	森林湖沼環境税（県）		森林環境譲与税（国）
施策	林業の成長産業化に資する施策、県内全域を対象とすべき施策		左記以外の施策 （森林経営に適さない森林の整備、市町村施設での木材利用等）
森林整備	林業の成長産業化	林業経営に適する森林の整備 ・経営規模の拡大に意欲的な林業経営体による再造林などの森林整備 ・森林経営の集約化の加速やスマート林業など生産能力の向上に取り組むトップランナー経営体の育成	林業経営に適さない森林の整備 ・自然条件が悪く、採算ベースに乗らない森林の整備 ・環境保全のための平地林整備等
木材利用		素材生産量の拡大を見据えた県産木材の利用促進（大規模な建築物など非住宅分野への促進）	市町村施設での木材利用等

※上表のほか、森林湖沼環境税では、県内全域を対象とすべき施策（海岸防災林の保全、森林環境教育の促進等）に取り組む。

ただし、森林湖沼環境税と森林環境譲与税は混同されることが多い。両税の違いは上表の通りであるが、現実には正確に理解されていない場合がある。ここで、両税の周知に関しどのように行っているか問い合わせたところ、下記の見解を得た。

これまで、2つの税の目的や取組実績等を、それぞれ県のホームページ等を活用して広報しております。

今年度から、森林湖沼環境税はもとより、森林環境譲与税についても、環境イベント出展や県庁舎内の展示コーナーでの掲示など、より一層の周知に努めているところです。

県のホームページを閲覧すると、両税について確かに税の目的や取組実績が掲載されている。しかしながら、ホームページでは各々についてそれぞれ説明があるのみであり、森林湖沼環境税と森林環境譲与税の違い、役割分担について説明がなく、両税を混同するという点について解決するものではない。他県の事例ではあるが、神奈川県では、そのホームページ上で、水源環境保存税（茨城県の森林湖沼環境税に相当）と森林環境譲与税の用途及び相乗効果についてイメージ図を使って説明し、両税の理解を促している。

県は、森林湖沼環境税と森林環境譲与税の違い、役割分担等についてホームページで記載し、両税の理解を促すのが良いのではないか。

（iv）基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において増加傾向にあり、令和5年度末には177,880千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在しており、かつ当該資金残高は増加傾向にある。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項（第1項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一

つとして検討すべきであるとする。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(v) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記の基金の資金運用の効率性に関する指摘にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であるとする。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであるとする。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(vi) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第256条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。基金管理（出納）カードを査閲したところ、銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第256条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(32) 茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金
所管部課	政策企画部計画推進課
根拠法令等	茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例 (令和3年茨城県条例第7号)
造成年月日	令和3年3月29日
造成目的	新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図るため
造成期間	令和11年3月31日まで
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,194,387千円
基金当初造成時財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
基金造成後積立財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
事業概要	新型コロナウイルスの影響等により県の融資制度を利用する中小企業者の負担軽減を図るための利子補給事業及び信用保証料助成事業等
予算計上会計	一般会計
積立方針	国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち知事が必要と認めた額を積み立てる。
取崩方針	基金の設置の目的を達成するために必要な事業の資金に充てる。
積立目標額	設定していない
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金		—	1,194,387	2,251,352	3,487,948
普通預金		—	—	—	—
債券		—	—	—	—
合計		—	1,194,387	2,251,352	3,487,948

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高			—	1,194,387	2,251,352	3,487,948
積立額	新規・追加積立		1,194,387	1,056,905	2,270,487	18,715
	(一般財源)		—	—	—	—
	運用益			60	46	70
	積立額計		1,194,387	1,056,965	2,270,533	18,785
取崩額	事業費充当		—	—	1,033,937	1,432,677
	取崩額計		—	—	1,033,937	1,432,677
当年度末残高			1,194,387	2,251,352	3,487,948	2,074,056

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高		1,194,387	2,251,352	3,487,948	2,074,056
年度中平均残高 (A)		1,194,387	1,722,869	2,869,650	2,781,002
運用益 (B)			60	46	70
利回り (B÷A)			0.003	0.001	0.002

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)				
・中小企業信用保証料助成事業、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業（産業政策課）	929,044	929,044	—	国庫：— 県債：—
・国内投資促進強化プロジェクト事業（立地推進課）	500,000	500,000	—	
・環境保全施設資金融資対策事業（利子補給）（環境対策課）	3,632	3,632	—	

※ 端数処理の関係で令和５年度を取崩額計と一致しない。

②監査の結果

(i) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。基金管理（出納）カードを査閲したところ、銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(33) 茨城県災害ボランティア活動支援基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県災害ボランティア活動支援基金
所管部課	福祉部福祉政策課
根拠法令等	茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例（令和2年茨城県条例第59号）
造成年月日	令和3年4月1日
造成目的	災害ボランティア活動(茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例第2条第2号に規定する災害ボランティア活動をいう。以下同じ。)を支援するための事業に要する経費に充てる。
造成期間	未定：大規模災害が頻発する中で、迅速かつ円滑な被災者支援に資する災害ボランティア活動を支援する資金を継続的に確保する必要があるため
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	0円
基金当初造成時財源	寄附金
基金造成後積立財源	寄附金
事業概要	災害ボランティア活動支援事業（茨城県社会福祉協議会が実施する災害ボランティア活動に要する経費（現地作業用具等資機材の購入、ボランティア参加者の輸送(バス借上)、運営支援システム整備・運用）に対し補助金を交付）
予算計上会計	一般会計
積立方針	当該基金を設置した令和3年度から、毎年度一般会計で受け入れた寄附金（目標額：毎年度13,000千円）を基金に積み立てることとしている。
取崩方針	あらかじめ災害の発生を想定し、毎年度13,000千円を取り崩すための予算措置を行うが、災害救助法が適用された災害が発生しなかった場合は、現地作業用具等資機材の購入及びボランティア参加者の輸送に要する経費の取崩は行わないこととしている。
積立目標額	積立(寄附金・運用益)目標額：毎年度13,000千円
目標額に不足する場合、今後の方針	・令和3年度から5年度までの寄附金額の平均は21,499千円となっており、目標額を大きく上回っている（達成率165.4%）。

	・一方で、取崩額については、災害が発生しない年度は減少するため、令和3年度から5年度までの平均で、2,796千円となっている。 ・今後、大規模で甚大な災害が発生した場合には、単年度で13,000千円の事業費では賄いきれないことが想定されるため、現在高の60,666千円は、引き続き基金として確保しておく必要がある。
--	---

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金			7,058	36,165	60,666
普通預金			—	—	—
債券			—	—	—
合計			7,058	36,165	60,666

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高				—	7,058	36,165
積立額	新規・追加積立			16,658	29,107	26,428
	(一般財源)			—	—	—
	運用益			0	0	1
	積立額計			16,658	29,107	26,429
取崩額	事業費充当			9,600	—	1,928
	取崩額計			9,600	—	1,928
当年度末残高				7,058	36,165	60,666

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高			7,058	36,165	60,666
年度中平均残高 (A)			7,058	21,611	48,415
運用益 (B)			0	0	1
利回り (B÷A)					0.002

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 福祉部福祉政策課				
災害ボランティア活動支援事業	6,058	6,058	—	—

②監査の結果

令和元年度の台風19号の被害の際に災害ボランティアにかかった費用が約13,000千円であったため、基金が造成された令和3年度から毎年度13,000千円の寄付金を積立、毎年度13,000千円を事業費として取り崩す計画としている。

造成は令和3年度に行われているが、取崩は令和3年度と令和5年度に行われている。令和5年度において台風に伴う大雨により、6月と9月に2回災害が発生している。

取崩が災害ボランティア活動の支援というものであるため、適正な積立目標というものは定めにくい。そのため、最低積立額の目標を設定している現状の方針は適切なものとする。

寄付は、個人からの寄付と企業からの寄付とがあり、それ以外にふるさと納税、企業版ふるさと納税も活用しており、その結果目標額を上回る寄付が集められている。

将来的には、基金の機能を拡充することも見込んでいるため、現状も目標より多くの寄付を受け入れられているが、今後も当該基金の存在をより周知し、より多くの寄付を受け入れられることが望まれる。

(i) 基金管理(出納)カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第256条に基づき、基金の出納について基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理(出納)カードを査閲したところ基金管理(出納)カードの銘柄欄が預金とのみ記載されており、預金の名称まで記載されていなかった。基金事務の適切性の観点からは、預金の種別まで記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第256条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

(34) 茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金

(i) 概要

基金の名称	茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金
所管部課	政策企画部地域振興課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	令和 4 年 3 月 24 日
造成目的	県が脱炭素社会の対応に取り組む企業の設備投資に対する支援を行うことで、民間の投資や国の支援を本県に誘導し、カーボンニュートラル産業拠点形成の実現につなげる。
造成期間	未定 理由：具体的な事業内容が見えてきた段階で順次基金を取り崩し、支援を行うため。
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	20,000,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	—
事業概要	本県におけるカーボンニュートラル産業拠点の形成につながる、大規模産業等における設備投資に対する支援 等 ※水素など新エネルギーのサプライチェーン構築に向けた複数社連携による共同施設整備（タンク、パイプライン等）や、新エネルギー活用のための個社での設備投資（エネルギー転換等）に対する支援を想定
予算計上会計	一般会計
積立方針	資金の確保が特に困難な民民連携の初期段階における設備投資等への支援を行うため、基金を積み立てる。
取崩方針	設備投資等を計画する企業等と議論を行い、事業効果などを総合的に判断しながら、取り崩していく。
積立目標額	未定 理由：現時点で大規模の基金を活用した具体的な支援内容は決定していないが、支援に必要な額は確保していく。
目標額に不足する場合、今後の方針	今後の県内でのプロジェクトの展開状況等を踏まえ、必要に応じて検討していく。

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	—	—	—	20,000,000	20,000,400
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	20,000,000	20,000,400

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末残高		—	—	—	20,000,000	20,000,400
積立額	新規・追加積立	—	—	20,000,000	—	—
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	—	—	—	400	398
	積立額計	—	—	20,000,000	400	398
取崩額	事業費充当	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	—	—	—	—
当年度末残高		—	—	20,000,000	20,000,400	20,000,798

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	—	—	20,000,000	20,000,400	20,000,798
年度中平均残高 (A)	—	—	20,000,000	20,000,200	20,000,599
運用益 (B)	—	—	—	400	398
利回り (B÷A)	—	—	—	0.001	0.001

(v) 令和5年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)				
該当なし				

②監査の結果

(i) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和3年度に造成されてから令和5年度までの間においてほぼ同額にて推移している。事業に充当された実績はないことから、過年度においてはその全額が事業に充当されない残高となっている。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択

しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第 241 条第 2 項では基金はこれを前項（第 1 項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

（ii）基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記（i）基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数年度にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。当該基金の性質上、将来の資金計画策定に一定の実務上の制約はあったとしても、実務的に可能な限り、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(35) 茨城県退職手当基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県退職手当基金
所管部課	総務部人事課
根拠法令等	茨城県資金積立基金条例（昭和 39 年茨城県条例第 7 号）
造成年月日	令和 5 年 4 月 1 日
造成目的	職員の退職に伴う退職手当の支給に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資するため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。
造成期間	未定
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	0 円
基金当初造成時財源	無
基金造成後積立財源	一般財源
事業概要	退職手当の支給
予算計上会計	一般会計
積立方針	定年退職者が少ない年に基金に積み立てを行う。
取崩方針	定年退職者が多い年に、過年度に積み立てた部分も含め取崩を行う。
積立目標額	定年退職者が多い年と少ない年の退職手当の支給総額から定年退職者が少ない年の退職手当支給総額を減じたもの
目標額に不足する場合、今後の方針	令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ令和 13 年度に 65 歳まで引き上げる予定だが、令和 14 年度以降も継続を予定している。

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	—	—	—	—	—
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高		—	—	—	—	—
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	6,065,924
	(一般財源)					
	運用益	—	—	—	—	—
	積立額計	—	—	—	—	6,065,924
取崩額	事業費充当	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	—	—	—	—
当年度末残高		—	—	—	—	6,065,924

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	—	—	—	—	—
年度中平均残高 (A)	—	—	—	—	—
運用益 (B)	—	—	—	—	—
利回り (B÷A)	—	—	—	—	—

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)				
総務部人事課	—	—	—	国庫：— 県債：—

②監査の結果

(当該基金の概要)

令和５年４月から定年の年齢が２年ごとに１歳ずつ引きあがっていくことにより、定年退職者数の変動が大きくなり、退職手当の支給総額も年度間で大幅に増減することから、年度間の財源調整を図るため、定年退職者が少ない年に基金に積立てを行い、定年退職者が多い年に基金を取り崩して退職手当の財源に充てるために造成された基金である。

この基金は、造成は令和５年４月１日であるが、積立は令和６年３月２９日となっており、令和５年度の運用期間は実質ない。また、令和５年度の積立額が、令和６年度の退職手当の支給額見込の金額に照らし妥当な金額であることを確認した。

令和６年度より定年年齢が２年に１歳ずつ引き上げられ、令和１３年度に定年が６５歳となり定年引上げが完成する。この定年年齢の引き上げにより、下記の表のように定年

退職者が発生しない年度と発生する年度とが令和 5 年度から令和 14 年度まで繰り返されることになる。

定年年齢	61		62		63		64		65	
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
R 5 年度時の年齢	56	57	58	59	60	61	62	63	64	<u>65</u>
	57	58	59	60	61	62	63	<u>64</u>	—	—
	58	59	60	61	62	<u>63</u>	—	—	—	—
	59	60	61	<u>62</u>	—	—	—	—	—	—
	60	<u>61</u>	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 下線が定年退職者となる年齢層

※2 令和 5 年度、令和 7 年度、令和 9 年度、令和 11 年度、令和 13 年度においては、定年退職となる対象がいらないため、定年での退職手当は原則発生しない。

そのため、定年退職者が発生する年度と発生しない年度間で退職手当の支給額に大きく乖離が生じるため、その乖離を埋めるために、定年退職者が少ない年に基金への積立を行い、定年退職者が多い年（次年度）に基金を全額取崩して退職手当の財源に充てることを基本としている。

具体的な積立の金額の算定の方法については下記の表のとおりである。

（例）令和 5 年度に 60 歳の方が令和 6 年度に 61 歳となり定年退職となった。定年による退職手当の合計金額は 120 であった。

令和 5 年度の退職手当	—
令和 6 年度の退職手当	120
2 年度の退職手当合計（A）	120
（A）の平均金額（＝（A）/2）	60

令和 5 年度及び令和 6 年度の退職手当の年平均額は 60 のため、令和 5 年度の基金の積立額は 60 となる。実際には、定年前の退職者への退職手当も発生することから、考え方としては定年退職者が発生する年度と発生しない年度における退職手当の見込額の 2 年間の合計を算出し、各年度においてその平均額を算出のうえ、当該平均額から定年退職者が発生しない年度の退職手当支給額を減じた額になるように基金への積立を行うものである。

報告すべき事項は検出されていない。

(36) 茨城県公立学校情報機器整備基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県公立学校情報機器整備基金
所管部課	教育庁学校教育部教育改革課
根拠法令等	茨城県公立学校情報機器整備基金条例(令和6年3月29日条例第49号)
造成年月日	令和6年3月29日
造成目的	第1条 県又は市町村が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における情報機器の整備を図るため、茨城県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。
造成期間	令和6年3月29日～令和11年3月31日
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,788,410 千円
基金当初造成時財源	国庫補助金（公立学校情報機器整備事業費補助金）
基金造成後積立財源	同上
事業概要	GIGA スクール構想における1人1台端末等の着実な更新整備を推進するために、基金を活用した補助を実施する。
予算計上会計	一般会計
積立方針	金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管
取崩方針	基金の設置の目的を達成するために必要な事業の資金に充てる場合に限り処分
積立目標額	8,356,601 千円（補助見込額計上）
目標額に不足する場合、今後の方針	国において「5年間同等の条件で支援を継続する」として、いることから、定めていない。

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	—	—	—	—	1,788,410
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	1,788,410

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高		—	—	—	—	—
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	1,788,410
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	—	—	—	—	—
	積立額計	—	—	—	—	1,788,410
取崩額	事業費充当	—	—	—	—	—
	取崩額計	—	—	—	—	—
当年度末残高		—	—	—	—	1,788,410

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	—	—	—	—	—
年度中平均残高 (A)	—	—	—	—	—
運用益 (B)	—	—	—	—	—
利回り (B÷A)	—	—	—	—	—

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 教育庁学校教育部教育改革課				
該当なし				

②監査の結果

令和６年１月２９日に文部科学大臣が決定した公立学校情報機器整備事業費補助金として国から１,788,410千円が県に交付された。その後令和６年３月２９日に基金が造成されており、令和５年度に事業は実施していない。

報告すべき事項は検出されていない。

(37) 茨城県流域下水道事業基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県流域下水道事業基金
所管部課	土木部都市局下水道課
根拠法令等	茨城県流域下水道事業基金条例
造成年月日	平成 23 年 4 月 1 日
造成目的	県が経営する流域下水道事業の健全な運営に資する
造成期間	定めなし
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	5,705,496,531 円
基金当初造成時財源	市町村負担金
基金造成後積立財源	市町村負担金
事業概要	流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用に充てる
予算計上会計	茨城県流域下水道事業会計
積立方針	取り崩した分を積み戻す
取崩方針	茨城県流域下水道事業会計の収支不足時に取り崩す
積立目標額	18 億円
目標額に不足する場合、 今後の方針	定めていない

(ii) 資金運用の内訳

(単位：千円)

種目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定期預金	2,100,000	2,100,000	2,000,000	1,930,000	1,880,000
普通預金	192,567	6,820	56,073	6,588	75,576
債券	—	—	—	—	—
合計	2,292,567	2,106,820	2,056,073	1,936,588	1,955,576

(iii) 基金の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
前年度末残高		2,917,123	2,292,567	2,106,820	2,056,073	1,936,588
積立額	新規・追加積立	144,377	273,964	4,600	10,332	74,375
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	292	255	105	41	96
	積立額計	144,669	274,219	4,705	10,373	74,471
取崩額	事業費充当	769,225	459,966	55,452	129,858	55,483
	取崩額計	769,225	459,966	55,452	129,858	55,483
当年度末残高		2,292,567	2,106,820	2,056,073	1,936,588	1,955,576

(iv) 運用益の状況

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度末残高	2,292,567	2,106,820	2,056,073	1,936,588	1,955,576
年度中平均残高 (A)	2,604,845	2,199,694	2,081,447	1,996,331	1,946,082
運用益 (B)	292	255	105	41	96
利回り (B÷A)	0.011	0.012	0.005	0.002	0.005

(v) 令和５年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 土木部都市局下水道課				
茨城県流域下水道事業	55,483	55,483	—	—

②監査の結果

当該基金については令和５年度包括外部監査にて検討を行っており、下記の事項を意見としている。

基金及び余裕資金の運用について（令和５年度包括外部監査における意見）

人口減少に起因して下水道の利用収入が低下するとともに、施設の老朽化による設備投資の増大が見込まれる中、地方公営企業における余裕資金の運用益は中長期における累積的影響を考えたときには重要な財源の一つになりうる可能性がある。今後の余裕資金の運用は、定期預金に限らず、他の確実かつ有利な方法を下水道課としても検討すべきであるとする。（意見）

この意見について、県は以下の措置を監査結果に対する措置状況として県ホームページに開示している。

令和 6 年度に 10 年程度の資金運用可能額を算定し、令和 6 年度末から 10 年債券での運用を検討することとした。

またより詳細な説明として、所管課より以下の説明があった。

流域下水道事業基金に係る資金運用計画については、令和 6 年度末までに作成し、可能であれば令和 7 年度から実施したいと考えている。

鹿島臨海都市計画下水道事業会計及び流域下水道事業会計については、令和 7 年度に令和 8 年度以降の財政収支計画を作成することから、併せて資金運用計画を作成することとし、令和 8 年度以降に実施したいと考えている。

意見に対する措置として適切な措置であると考えている。

ただし、資金運用の効率性改善という観点からは、より多額の資金運用可能額を設定することが望ましい。そのため、より多額の資金運用可能額を設定できるよう、資金運用可能額の算定については 10 年債券での 10 年間一括運用のみではなく多様な運用期間での運用を検討することが望ましいものとする。

令和 6 年度包括外部監査において指摘や意見はない。

(38) 茨城県工業用水道事業積立基金

①基金の概要

(i) 概要

基金の名称	茨城県工業用水道事業積立基金
所管部課	企業局業務課
根拠法令等	茨城県工業用水道事業積立基金条例
造成年月日	平成4年3月27日
造成目的	県が経営する工業用水道事業の健全な経営を確保するため、工業用水道事業積立基金を設置する。
造成期間	特になし
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	12,595,000,000 円
基金当初造成時財源	工業用水道使用者及び工業団地造成事業者から徴収した負担金
基金造成後積立財源	工業用水道使用者及び工業団地造成事業者から徴収した負担金、基金預金利息
事業概要	工業用水道使用者及び工業団地造成事業者から徴収した負担金等について、工業用水道施設の整備費用（建設のための資金や企業債の償還財源等）に充てる。
予算計上会計	公営企業会計（工業用水道事業）
積立方針	工業用水道使用者及び工業団地造成事業者から、負担金の徴収があった場合、基金へ積み立てる。
取崩方針	工業用水道施設を建設する場合、その建設のための資金や企業債の償還財源に充てるため、基金から取り崩す。
積立目標額	特になし
目標額に不足する場合、今後の方針	特になし

(ii) 資金運用の内訳 (単位：千円)

種目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期預金	3,504,424	3,825,672	4,108,403	4,390,272	4,469,976
普通預金	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—
合計	3,504,424	3,825,672	4,108,403	4,390,272	4,469,976

(iii) 基金の推移 (単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	前年度末残高	3,504,424	3,825,672	4,108,403	4,390,272	4,469,976
積立額	新規・追加積立	320,895	282,348	281,787	79,616	77,933
	(一般財源)	—	—	—	—	—
	運用益	353	383	82	88	89
	積立額計	321,248	282,731	281,869	79,704	78,022
取崩額	事業費充当	—	—	—	—	889,694
	取崩額計	—	—	—	—	889,694
	当年度末残高	3,825,672	4,108,403	4,390,272	4,469,976	3,658,304

(iv) 運用益の状況 (単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末残高	3,825,672	4,108,403	4,390,272	4,469,976	3,658,304
年度中平均残高 (A)	3,665,048	3,967,037	4,249,337	4,430,124	4,064,140
運用益 (B)	353	383	82	88	89
利回り (B÷A)	0.01%	0.01%	0.002%	0.002%	0.002%

(v) 令和5年度の基金充当事業 (単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他 ※企業債含む
(事業所管部課)				
県央広域工業用水道事業 (常陸那珂工業団地)	953,604	889,694	—	63,910

②監査の結果

(i) 基金の資金運用の効率性について【意見】

地方公営企業法施行令第 22 条の 6 では地方公営企業の業務に係る現金を出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない、とされている。

地方公営企業法施行令

第 22 条の 6 管理者は、地方公営企業の業務に係る現金を出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

2 管理者は、地方公営企業の業務に関して地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行なうことにより受領すべき現金又は有価証券を保管することができる。

すなわち、地方公営企業の業務に係る現金の一部である基金についても、安全性を第一義的に優先しつつも、有利に運用することが求められると考える。

当該基金残高は令和元年度から令和 4 年度までの間において増加傾向にあったものの、令和 5 年度には 889,694 千円の取崩しがあり、令和 5 年度末には 3,658,304 千円の残高があった。事業に充当されず資金運用を行っている資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、令和 5 年度の資金運用方法は単年度運用として 1 年未満の運用を選択したが、複数年度の運用を前提とした運用をより積極的に運用方法の一つとして検討すべきであると考えている。

(ii) 基金の資金計画について【意見】

基金の資金運用について、安全性を確保した上で有利な運用を検討すべきことは上記 (i) 基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考えている。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考えている。

Ⅱ. 歳計現金等について

1. 歳計現金等の管理に関する報告事項

(1) 資金管理委員会が継続して書面開催となっていることについて【意見】

県は、「茨城県資金管理委員会設置要綱」を定め、全庁的な資金運用や資金調達など資金管理の効率化及び高度化を図るため、資金管理委員会を設置し、毎年1回開催している。

近年、取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、資金管理・運用の難易度は増しており、資金管理業務全般を司る同委員会に求められている役割や期待は大きくなっていると考ええる。

「茨城県資金管理委員会設置要綱」にて、所掌事項等は次のとおり、定められている。

茨城県資金管理委員会設置要綱（抜粋）

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事又は会計管理者、公営企業管理者及び病院事業管理者のそれぞれの所管に属する資金の相互調整に関すること。
- (2) 知事又は会計管理者、公営企業管理者及び病院事業管理者のそれぞれの所管に属する資金の運用計画及び調達計画の検討に関すること。
- (3) 県出資法人等の資金調達計画の検討に関すること。
- (4) 資金管理に係る情報交換に関すること。
- (5) 資金管理に係る研修に関すること。
- (6) その他資金管理のために必要と認めること。

（構成）

第3条 委員会は、総務部財政課に関する事務を担当する副知事（以下「副知事」という。）及び次の職にある者をもって構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 会計事務局長
- (3) 病院局長
- (4) 企業局次長
- (5) 総務部財政課長
- (6) 企業局総務課長
- (7) 病院局経営管理課長
- (8) 会計事務局会計管理課長
- (9) 資金管理担当顧問

(会議等)

第5条 委員会は、副知事が必要と認めるときに会議を開催する。

2 委員会の会議は、全体会議と一部会議とする。

3 全体会議は全構成員をもって、一部会議は副知事が必要と認める構成員をもって、それぞれ開催する。

令和5年度の同委員会の開催状況を確認した結果、書面開催であり、決裁文書（令和6年3月27日決裁）にて、書面開催の事実を確認し、「茨城県資金管理委員会設置要綱」で定められている構成員が漏れなく電子署名していることを確認した。

また、過年度（令和2年度から令和4年度まで）の開催状況を確認した結果、いずれも書面開催であり、令和5年度と同様に決裁文書及び構成員の電子署名を確認した。

これらは令和2年度から令和5年度までの4年間にわたり、毎年度書面開催とされたものであり、議事録もなく議論の状況や意思決定プロセスも含め、同委員会において議論、検討をしている事実は確認できなかった。そのため、同委員会が会議体として十分な機能を発揮していない可能性を識別した。

なお、本報告書における会議体として十分な機能を発揮しているかの判断基準は以下のとおりとしている。

- (ア) 目的の不明確さ: 会議の目的が明確でない、または参加者が目的を理解していない場合。
- (イ) 議論の欠如: 実質的な議論が行われず、形式的な報告や確認だけで終わっている場合。
- (ウ) 参加者の関与不足: 参加者が積極的に意見を出さず、ただ出席しているだけの状態。
- (エ) 決定事項の実行不足: 会議で決定された事項が実行に移されず、フォローアップが行われていない場合。
- (オ) 時間の無駄: 会議が長時間にわたり、効果的な時間管理がされていない場合。
- (カ) 書面会議の継続: 書面での会議が長期間続き、双方向のコミュニケーションが不足している場合。

このうち、(ア) 目的の不明確さ、(エ) 決定事項の実行不足、(オ) 時間の無駄についての状況は識別されていないものの、(カ) 書面会議の継続、(イ) 議論の欠如については該当しているものとする。なお、事務局からは同委員会を構成する委員に対して、事前説明は行っているとの説明を受けており、基本的な情報共有や合意形成はできている状況はあったものと推察される。

会議体として十分な機能を発揮していない場合下記デメリットが発生する可能性がある。

- ・十分な議論の欠如：構成員間で十分に議論できず意思決定が形式的になる恐れがあり、特に複雑な課題等において議論を深めることは困難。
- ・構成員の責任意識の希薄化：書面開催に伴い、構成員が形だけの参加となりやすく、主体性を損ない、関与性や責任感の希薄化が生じやすい。
- ・透明性の低下：会議内容や議論の背景が不明瞭となり透明性の低下につながるおそれがある。

上記より、現行の書面開催を見直し議論の質と透明性を高めるために、特段の事情がない限り対面又はオンライン会議により開催し、議論を促進することが望ましいものとする。

（２）資金管理委員会の外部人材の登用検討について【意見】

当該委員会の構成員は、副知事、総務部長や総務部財政課長などから構成され、また資金管理等における専門人材も構成員に含めているものの、すべて県職員によって構成されており、外部人材（外部有識者）が登用されていない。

一方で、長年定期預金中心の資金運用を行い、債券運用等のより効率的な運用を積極的に行ってこなかった現状を踏まえると、外部有識者の登用により多様な意見を聴取することは、安全性を大前提としつつもより効率的な運用手段の是非、リスク管理や運用手法などについて検討できる体制の構築に資するのではないかと考える。

また外部人材の登用は、資金管理委員会の独立性の確保に資すると考えられ、偏りのない、より有効的な意思決定が期待される。また、独立性の確保は、ガバナンス体制の強化の観点からも有効であり、組織の信頼性向上やリスク管理の強化に寄与するものと考えられる。

以上の点から、資金管理委員会における外部人材の登用の可否について検討することが望ましいものとする。

外部人材登用の実例としては、東京都においては、外部の専門家で構成を図った「東京都公金管理アドバイザー会議」を設置し、必要な助言や意見を求める体制を構築している。当該会議の委員は、学識経験その他、公金管理に関する専門的知識を有する者等を求めている。現在は、弁護士・公認会計士・専門の学識経験者の計４名で構成されている。

東京都公金管理ポリシー（令和５年２月３日４会管公第１２２０号）（抜粋）

第２ 公金管理の考え方

１ 公金管理計画の策定

毎年度、歳計現金保管計画、基金運用計画及び準公営企業会計資金運用計画による公金管理計画を策定する。

公金管理計画を策定する場合には、金融分野の専門家等により構成する「東京都公金管理アドバイザリー会議」(局長が別に定める要綱により設置する。以下「アドバイザリー会議」という。)の意見を聴く。

第4 預金の取扱い

1 預金についての対応

預金については、預金先金融機関の格付け、自己資本比率及び預金量の推移を組み合わせた基準(局長が別に定める。)を設定し、一定水準を上回る金融機関のものとする。この基準の適用にあたって、格付けについては複数会社のものに着目し、自己資本比率については銀行法等による規制基準を上回る水準により自己資本の充実度を評価し、経営の健全性を判断することとする。

上記の基準に基づき、預金先金融機関の経営状況に応じて、次の(1)から(4)までに定める対応を決定する。

- (1) 制限なし
- (2) 預入期間、預入金額及び預金商品の制限
- (3) 新規預金の停止
- (4) 中途解約

なお、(2)及び(3)の対応を決定する場合は、アドバイザリー会議の意見を聴くこととし、(4)の対応を決定する場合は、預金先金融機関の役員から直近の経営実態等についてヒアリングを行い、アドバイザリー会議の意見を聴いた上で決定する。

第5 債券の取扱い

1 債券についての対応

債券については、債券発行体の格付け、自己資本比率等を組み合わせた基準(局長が別に定める。)を設定し、一定水準を上回る債券発行体のものとする。この基準の適用にあたって、格付けについては複数会社のものに着目し、経営の健全性を判断することとする。

上記の基準に基づき、債券発行体の経営状況に応じて、次の(1)から(4)までに定める対応を決定する。

- (1) 制限なし
- (2) 投資期間、投資金額の制限
- (3) 新規購入の停止
- (4) 中途売却

なお、(2)、(3)及び(4)の対応を決定する場合は、アドバイザリー会議の意見を聴いた上で決定する。

第6 公金管理体制

1 権限及び体制

(1) 公金管理の権限及び責任

本方針の適用を受ける公金管理の権限及び責任は、東京都組織規程に基づき、局長が有する。

局長は、金融情勢等に応じた的確な判断のもとで安全かつ効率的な公金管理を行うため、必要に応じアドバイザリー会議の意見を聴く。

第7 本方針の見直し

本方針について、重要な変更を行う必要が生じた場合は、アドバイザリー会議の意見を聴いて、これを変更する

その他、兵庫県においても、外部の専門家で構成された委員会を設置し、専門的立場からの指導・助言を享受する体制を構築しており、委員は専門の学識経験者、金融専門家及び公認会計士の計6名で構成されている。

資金管理委員会の設置について（抜粋）

1 設置趣旨

資金管理委員会は、平成17年4月のペイオフ凍結完全解除、自己決定・自己責任に基づく資金運用・調達、市場公募債発行条件決定方式の統一条件交渉方式から個別交渉方式への移行など、環境の大きな変化を受け、平成19年度に設置されました。

委員会からは、県の資金運用における一層の効率性と安全性の向上を目指すとともに、円滑かつ安定的な資金調達を確保しつつ、発行コストの抑制を図り、資金管理全般の透明性の向上を目的として、専門的立場からの指導・助言を頂いています。

2 所管事項

次の事項における指導・助言または評価を行います。

- (1) 毎年度の県の資金運用・資金調達に係る方針及び計画並びにその実績
- (2) 毎年度の関連公社等の資金運用に係る方針及び計画並びにその実績

2. 歳計現金等の運用に関する報告事項

(1) 資金運用実績等の開示の充実について【意見】

各年度の基金に係る資金運用成果については、下記の本県ホームページで各年度の資金管理方針の中で開示されている。

・ホーム > 茨城県の各部局の業務案内 > 総務部 > 本庁 > 財政課 > 資金管理
<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zaisei/kanri/shikin-kanri.html>

具体的には年度別の資金管理方針において、直近の運用の実績額（見込み）及び資金運用の基本的な考え方が示されている。令和5年度の資金運用実績見込み額は令和6年3月頃に「令和6年度資金管理方針」に記載され開示されている。

同資金管理方針の中で開示されている運用成果に関する記載は具体的に下記の通りである。

（令和6年度資金管理方針より抜粋）

3 資金運用

(1) 基本的考え方

公金の保全を最優先し、かつ有利な方法により運用を行う。運用方法は、資金の種類や運用可能な期間を考慮し、預金又は債券購入・債券現先とする。

(2) 歳計現金等（歳計現金、歳計外現金）

ア 預金

歳計現金等の支払準備金については、資金の性格から、指定金融機関の当座預金又は、普通預金に保管する。ただし、歳出予算の執行に支障がなく相当の運用期間が見込める場合は、定期性預金により積極的に運用する。預金先は、金融機関からの引き合いにより決定し、ペイオフ対策として、預金枠は、原則、証書県債債務の範囲内とする。

イ 債券

国庫短期証券による短期間の運用が可能な場合には、債券現先による運用を検討する。

(3) 基金

ア 預金

基金については、数ヶ月から1年程度の運用が可能であるため、定期性預金を中心に運用する。預金先は、金融機関からの引き合いにより決定し、ペイオフ対策として、預金枠は、原則、証書県債債務の範囲内とする。

【定期性預金による運用状況】 (24 (R6) .3.1 時点)

年度	平均運用金利	平均残高	運用利子
21 (R3) 実績	0.003%	1,763 億円	6 百万円
22 (R4) 実績	0.003%	2,427 億円	7 百万円
23 (R5) 見込	0.003%	2,946 億円	8 百万円

イ 債券

国庫短期証券による短期間の運用が可能な場合には、債券現先による運用を検討する。

県債管理基金（特別会計分）については、長期間の運用が確実に見込めるため、債券（国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債）により運用する。

【債券による運用状況】 (24 (R6) .3.1 時点)

年度	平均運用金利	平均残高	運用利子
21 (R3) 実績	0.242%	333 億円	80 百万円
22 (R4) 実績	0.224%	382 億円	85 百万円
23 (R5) 見込	0.264%	420 億円	111 百万円

本県の資金運用等の情報開示は資金運用に関する基本的な考え方や運用方針、運用実績が開示されており、県民や議会等の利害関係者に対して一定程度の水準で開示はなされていると考える。

一方で、他都道府県等の地方自治体における開示状況を調査したところ、資金運用実績については、資金管理方針と分けて、独立した情報として開示している情報提供を行っている地方自治体が見受けられた。

県民の収めた税金等で構成される公金がどのように資金運用され運用収入が得られたかについては重要な情報であると考え。また、独立した情報として開示することで資金運用実績の情報は強調されることから、資金運用担当部署や基金の原課の責任意識の高揚につながると考える。

また、歳計現金等については資金運用実績の開示がされていない。歳計現金等についても資金運用実績を開示することが望ましい。

加えて、基金に係る資金運用に占める定期性預金と債券での運用割合も開示されていない。資金運用をより効率的に行い、資金運用収入の改善を図り県民への公共サービスの充実等につなげるためには、(安全性を前提とした上で) 債券運用の割合を高めることも重要な要因の一つであると考え。そのため、定期性預金と債券での運用割合に関する情報の重要性は高いと考える。

他都道府県等の地方自治体における開示状況を調査したところ、定期性預金と債券で

の運用割合に関する情報を開示している地方自治体が見受けられた。

以上から、歳計現金等や基金に係る資金運用に占める定期性預金と債券での運用割合も開示することが望ましいと考える。

県民や議会等への説明責任の履行という観点からは、資金運用実績を独立した情報として開示することや債券の運用割合の開示することが望ましいと考える。

(2) 水道事業及び工業用水道事業における資金運用の効率性について【意見】

水道事業の所管である企業局では、各年度において「資金管理の考え方」を策定している。

その中で、資金運用の基本的な考え方については以下のとおり記載されている。

1 資金運用の基本的な考え方

企業局では、地方公営企業法施行令第 22 条の 6 の規定「現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。」に基づき、定期預金等による資金運用を基本とする。

また、具体的な資金運用方法の選択については、以下のとおり記載されている。

3 資金運用について

(1) 定期預金又は譲渡性預金

ア 預入期間及び金額

令和 4 年度末に保有する資金のうち、令和 5 年度の企業債償還に必要となる資金については、償還日（9 月、3 月）を踏まえながら資金運用する。

毎月の料金収入等により増加した資金については、年間収支計画を立て、運用可能な期間を把握することで、効率的な資金運用を実施する。

イ 預入先

定期預金及び譲渡性預金については、証書県債を引き受けている金融機関から金利の見積書を徴し、最も有利な金利を提示した金融機関に預け入れる。

(2) 債券

ア 運用期間

国債による短期間の運用が可能な場合には、債券現先による運用を検討する。

イ 運用先

現先契約を締結した証券会社から引合書を徴し、運用期間で最も有利な金利を提示した証券会社での運用を行う。

以上から資金運用期間については単年度すなわち 1 年以内を前提としていることが伺える。資金運用方法は定期預金を選択している。

ここで、地方公営企業の管理者は、地方公営企業法施行令第 22 条の 6 に基づき、資

金運用について最も確実かつ有利な方法によって行わなければならないと解する。

地方公営企業法施行令

第 2 2 条の 6 管理者は、地方公営企業の業務に係る現金を出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

2 管理者は、地方公営企業の業務に関して地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行なうことにより受領すべき現金又は有価証券を保管することができる。

そのことから、定期預金のみによる単年度の資金運用が有利な方法かについて検討する。

なお、地方公営企業法等の関連法令においては複数年度運用を認めないという規定はない。

定期預金等（年度当初預入額）の推移

（単位：百万円）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
水道事業	13,600	11,300	11,100
工業用水道事業	14,700	11,500	11,100
地域振興事業	—	—	—
計	28,300	22,800	22,200
加重平均金利(%)	0.003	0.004	0.003

（出典「企業局における令和 5 年度の資金管理の考え方」等より抜粋し監査人作成）

令和 3 年度から令和 5 年度までの間において水道事業と工業用水道事業を併せた資金運用額は 222 億円以上の規模にて行われており、複数年にまたがって事業に充当されない固定的な資金残高が存在しているものと判断される。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として 1 年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方公営企業法施行令第 2 2 条の 6 にある有利な資金運用として、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

(3) 水道事業及び工業用水道事業における資金計画を活用した資金運用について【意見】

企業局は水道事業及び工業用水道事業の経営戦略として企業局経営戦略を策定しており、その中で、投資試算及び財源試算を行う投資・財政計画を策定している。

これは資金計画の要素を全て含むものではないが、将来計画であり当該計画を基礎とした複数年度の資金計画は策定可能であると考ええる。

資金運用について、安全性を確保した上で有利な運用を検討すべきことは上記(2)水道事業及び工業用水道事業における資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画の策定が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

【参考情報】 監査の対象とした機関及び主な業務

(1) 総務部総務課

- 1 文書の調整及び管理改善に関すること。
- 2 公印に関すること。
- 3 文書の収受及び発送に関すること。
- 4 公告式に関すること。
- 5 文書及び図書の整理保存に関すること。
- 6 条例及び規則等の審査に関すること。
- 7 法令の解釈その他法制に関すること。
- 8 他の所管に属しない条例等の立案に関すること。
- 9 公益法人等及び公益信託の指導監督事務の総括に関すること。
- 10 県報及び県例規集の編さん及び発行に関すること。
- 11 宗教法人に関すること。
- 12 自転車競技事務所及び県民センターに関すること。

(訟務・情報公開室)

- 1 訴訟事務処理の調整に関すること。
- 2 行政文書の開示に関する事務の総括に関すること。
- 3 個人情報の保護に関する事務の総括に関すること。
- 4 行政手続の事務の総括に関すること。
- 5 行政不服審査法による不服申立てに係る審査に関する事務の総括に関すること
(首席審理員及び審理員により構成される組織の所管に係るものを除く。)
- 6 政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例(平成7年茨城県条例第53号)の施行に関すること。
- 7 収用委員会に関すること。

(2) 総務部人事課

- 1 職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 2 職員の人事評価に関すること。
- 3 職員の研修に関すること。
- 4 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 5 退職手当に関すること。
- 6 職員の退職管理に関すること。
- 7 職員団体に関すること。
- 8 自治研修所に関すること。

(3) 総務部財政課

- 1 県議会に関すること。
- 2 予算の編成及び予算の執行の総括に関すること。
- 3 財政調査に関すること。
- 4 県の地方交付税及び地方譲与税に関すること。
- 5 県債(企業債の借入れに関することを除く。)に関すること。
- 6 一時借入金に関すること。
- 7 資金運用に関すること。
- 8 当せん金付証票に関すること。

(4) 総務部管財課

- 1 公舎に関すること。
- 2 県庁舎及び構内の維持管理及び取締りに関すること。
- 3 県庁舎及び構内の清掃に関すること。
- 4 本庁の当直に関すること。
- 5 県庁舎の電話、電力、空調、給排水、消防その他の設備に関すること。
- 6 本庁の集中管理に係る乗用自動車(共用自動車)の管理に関すること。
- 7 庁中室の配置に関すること。
- 8 集中管理に係る自家用電気工作物の保全に関すること。
- 9 出先機関合同庁舎に関すること。

(公有財産維持活用推進室)

- 1 公有財産の取得、管理及び処分に関する事務の総括に関すること。
- 2 公有財産の維持及び総合的な利活用の推進に関すること。
- 3 県有財産所在市町村交付金に関すること。

(5) 政策企画部政策調整課

- 1 県の重要政策及び重要事業についての企画及び調整に関すること。
- 2 行政の統一保持上必要な総合調整等に関すること。
- 3 電源立地地域振興対策交付金に関すること。
- 4 知事から特に命じられた事務に関すること。

(6) 政策企画部計画推進課

- 1 県政の総合基本企画に関すること。
- 2 地方創生についての企画及び調整に関すること。
- 3 首都圏整備計画等に関すること。
- 4 近郊整備地帯、都市開発区域及び近郊緑地保全区域に関すること。
- 5 県政に係る中・長期的な課題等の調査及び研究に関すること。
- 6 大学誘致に関すること。

- 7 民間企業、大学等との連携及び協働の推進に関すること。
- 8 構造改革特区及び地域再生の総合調整に関すること。
- 9 移住及び二地域居住の推進に関すること。

(7) 政策企画部地域振興課

- 1 地域振興に係る主要施策の計画、調整及び推進に関すること。
- 2 筑波研究学園都市の整備に関すること。
- 3 その他地域振興に係る地域指定等に関すること(茨城県県北振興局設置規則(平成30年茨城県規則第24号)第1条に規定する県北振興局(以下「県北振興局」という。)の所管に係るものを除く。)
- 4 土地利用に関すること。
- 5 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の施行に関すること。

(ひたちなか整備室)

- 1 ひたちなか地区整備の計画、調整及び推進に関すること。
- 2 その他ひたちなか地区の整備に関し必要な事項に関すること。

(8) 県民生活環境部生活文化課

- 1 消費者行政に関すること。
- 2 文化行政の企画、調整及び推進に関すること。
- 3 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関すること。
- 4 消費生活センターに関すること。

(安全なまちづくり推進室)

- 1 交通安全対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 安全なまちづくりに係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 3 犯罪被害者等の支援に係る総合調整に関すること。

(9) 県民生活環境部環境政策課

- 1 環境保全行政の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 環境学習、環境保全活動及び環境保全県民運動の推進に関すること。
- 3 環境影響評価に関すること(都市計画課の所管に係るものを除く。)
- 4 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)の施行に関すること。
- 5 地球温暖化対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 6 再生可能エネルギーに係る施策の総合調整に関すること。
- 7 自然保護対策に関すること。
- 8 緑の保全及び創出(林政課及び都市整備課の所管に係るものを除く。)並びにこれらに係る調整に関すること。
- 9 国定公園及び県立自然公園に関すること。
- 10 野生生物の保護及び鳥獣の狩猟に関すること。

- 11 生物多様性の保全に関すること。
- 12 他部課等の所管に属しない環境保全対策に関すること。

(10) 県民生活環境部環境対策課

- 1 公害の防止対策に関すること。
- 2 公害の監視及び規制に関すること(水環境室の所管に係るものを除く。)
- 3 化学物質対策に関すること。
- 4 公害防止施設の整備指導及び助成に関すること。
- 5 公害に係る苦情の処理に関すること。

(水環境室)

- 1 水質汚濁防止対策に関すること。
- 2 水質の監視及び規制に関すること。
- 3 浄化槽に関すること(監理課及び建築指導課の所管に係るものを除く。)
- 4 水質浄化の実践活動の推進に関すること。
- 5 霞ヶ浦環境科学センターに関すること。

(11) 県民生活環境部廃棄物規制課

- 1 廃棄物の処理に係る許可等及び指導に関すること(不法投棄対策室の所管に係るものを除く。)
- 2 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例(令和5年茨城県条例第41号)の施行に関すること。

(不法投棄対策室)

- 1 廃棄物の不法投棄対策に関すること。
- 2 産業廃棄物の収集、運搬又は処分に係る許可等及び指導に関すること。
- 3 土砂等による土地の埋立て等に係る許可等及び指導に関すること。
- 4 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関すること(建築指導課の所管に係るものを除く。)

(12) 県民生活環境部資源循環推進課

- 1 廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理対策に関すること。
- 2 土壌汚染対策に関すること。

(新最終処分場整備室)

- 1 公共関与による廃棄物処理施設の整備促進に関すること。

(13) 防災・危機管理部防災・危機管理課

- 1 防災・危機管理の企画及び総合調整に関すること。
- 2 国民保護に関すること。

- 3 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の施行及び災害対策の総合調整に関すること。
- 4 気象警報等に関すること。
- 5 防災情報ネットワークに関すること。
- 6 自衛隊の災害派遣の要請に関すること。
- 7 災害救助に関すること。

(14) 防災・危機管理部原子力安全対策課

- 1 原子力施設の環境安全対策に関すること。
- 2 放射能監視に関すること。
- 3 原子力関係の防災に関すること。
- 4 環境放射線監視センターに関すること。

(15) 保健医療部保健政策課

- 1 保健医療行政の総合調整に関すること。
- 2 保健に関する統計及び人口動態に関すること。
- 3 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)の施行に関すること(医療監視及び医療安全支援センターに係るものに限る。)。
- 4 地域保健の推進に関すること。
- 5 保健所、衛生研究所及び医療大学に関すること。
- 6 健康危機管理対策に関すること(他課の所管に係るものを除く。)。

(国民健康保険室)

- 1 国民健康保険に関すること。
- 2 妊産婦、小児、重度心身障害児者、母子家庭及び父子家庭の医療費に関すること(疾病対策課、障害福祉課、少子化対策課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。)。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく医療等に関すること。

(16) 保健医療部健康推進課

- 1 健康づくり及び生活習慣病の予防に関すること。
- 2 栄養指導及び栄養士に関すること。
- 3 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)の施行に関すること(生活衛生課の所管に係るものを除く。)。
- 4 食育の推進に関すること。
- 5 歯科保健に関すること。
- 6 市町村保健センターの指導に関すること。
- 7 保健師の人材育成及び保健師業務の統括に関すること。

(地域包括ケア推進室)

- 1 地域包括ケアシステムに関すること。
- 2 介護保険に関すること(長寿福祉課の所管に係るものを除く。)
- 3 在宅医療に関すること(他課の所管に係るものを除く。)
- 4 認知症対策に関すること。

(17) 保健医療部疾病対策課

- 1 難病対策に関すること。
- 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく医療給付に関すること(小児慢性特定疾患に係るものに限る。)
- 3 肝炎対策に関すること。
- 4 アレルギー疾患に係る医療に関すること。
- 5 原子爆弾被爆者の医療等に関すること。
- 6 ハンセン病の患者及び元患者並びにそれらの親族の援護に関すること。

(感染症対策室)

- 1 結核予防に関すること。
- 2 感染症に関すること。
- 3 新型インフルエンザ対策に関すること。
- 4 予防接種に関すること。
- 5 不明疾患に関すること。

(がん・循環器病対策推進室)

- 1 がん対策に関すること。
- 2 循環器病対策に関すること。

(18) 保健医療部医療局医療政策課

- 1 医療提供体制の確保に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 医療法の施行に関すること(保健政策課の所管に係るものを除く。)
- 3 医療整備に関すること。

(19) 保健医療部医療局医療人材課

- 1 医師確保対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 医師及び歯科医師に関すること。
- 3 自治医科大学の卒業生の指導に関すること。
- 4 死体の解剖保存に関すること。
- 5 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- 6 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関すること。
- 7 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士及び言語聴覚士に関すること。

- 8 理学療法士及び作業療法士に関すること。
- 9 歯科衛生士及び歯科技工士に関すること。
- 10 看護教育財団の指導に関すること。
- 11 看護専門学校に関すること。

(20) 福祉部福祉政策課

- 1 福祉行政の総合調整に関すること。
- 2 社会福祉に関する統計に関すること。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の施行に関すること(福祉人材・指導課、長寿福祉課、障害福祉課、少子化対策課、子ども未来課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。)
- 4 地域福祉の推進に関すること。
- 5 民生委員に関すること。
- 6 災害ボランティア活動の支援に関すること。
- 7 ケアラーの支援に係る総合調整に関すること。
- 8 福祉相談センターに関すること。

(人権施策推進室)

- 1 人権の啓発に関すること。
- 2 人権啓発推進センター事業に関すること。
- 3 同和問題の連絡調整に関すること。

(21) 福祉部長寿福祉課

- 1 高齢化対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 老人福祉に関すること。
- 3 社会福祉法の施行に関すること(老人福祉に係るものに限る。)
- 4 介護保険に関すること(介護保険サービス事業者に係るものに限る。)
- 5 戦没者遺族及び戦傷病者の援護に関すること。
- 6 旧軍人軍属等の恩給等に関すること。
- 7 叙位叙勲に関すること(旧軍人軍属等に係るものに限る。)
- 8 未帰還者及び海外引揚者等の援護に関すること。
- 9 ユニバーサルデザインの推進に関すること。
- 10 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例(平成8年茨城県条例第10号)の施行に関すること(建築指導課の所管に係るものを除く。)
- 11 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行に関すること(住宅課の所管に係るものを除く。)

(22) 福祉部子ども政策局子ども未来課

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の施行に関すること。
- 2 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行に関すること。
- 3 社会福祉法の施行に関すること(一時預かり事業その他の保育に関する事業に係るものに限り、少子化対策課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。)
- 4 私立幼稚園及び認定こども園(これらを設置する学校法人を含む。)並びに保育所に関すること。

(23) 営業戦略部観光戦略課

- 1 観光戦略及び観光施策の企画、調整及び推進に関すること(観光誘客課の所管に係るものを除く。)
 - 2 旅行業法(昭和27年法律第239号)の施行に関すること。
 - 3 観光振興基本計画に関すること。
 - 4 物産の国内販路拡大に関すること(他課の所管に係るものを除く。)
 - 5 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)の施行に関すること。
- (デスティネーションキャンペーン推進室)
- 1 デスティネーションキャンペーンの推進に関すること。

(24) 立地推進部立地推進課

- 1 産業立地及び土地販売に関する企画及び総合調整並びに県内企業の事業環境の整備に関すること。
- (本社機能移転推進室)
- 1 本社機能の県内への移転推進に関すること。

(25) 産業戦略部労働政策課

- 1 労使関係の安定に関すること。
 - 2 労働組合に関すること。
 - 3 労働情勢及び労働経済に関すること。
 - 4 労働教育及び労務管理の改善に関すること。
 - 5 勤労者の福祉に関すること。
 - 6 勤労青少年の福祉に関すること。
 - 7 女性の職業生活における活躍の推進に関すること。
- (雇用促進対策室)
- 1 雇用対策の推進に関すること。

(26) 産業戦略部技術振興局科学技術振興課

- 1 科学技術振興の総合調整に関すること。

- 2 茨城県中性子ビームラインに関すること。
 - 3 県立試験研究機関の機能強化に関すること。
 - 4 新エネルギー(再生可能エネルギーを除く。)に係る施策の総合調整に関すること。
 - 5 科学技術振興財団に関すること。
- (特区・宇宙プロジェクト推進室)
- 1 いばらき宇宙ビジネス創造拠点プロジェクトに関すること。
 - 2 つくば国際戦略総合特区プロジェクトに関すること。
 - 3 つくばイノベーション・エコシステム構築事業に関すること。

(27) 農林水産部農業経営課

- 1 農業協同組合等に関すること(農業政策課の所管に係るものを除く。11及び12において同じ。)
 - 2 農業共済組合等に関すること。
 - 3 農業金融に関すること。
 - 4 土地改良事業に係る融資に関すること。
 - 5 農業改良資金特別会計に関すること。
 - 6 農住組合に関すること。
 - 7 農林振興公社の指導に関すること。
 - 8 農業経営基盤の強化(就農・農業参入支援室の所管に係るものを除く。)に関すること。
 - 9 農地中間管理機構に関すること。
 - 10 荒廃農地対策に関すること。
 - 11 農地法(昭和27年法律第229号)の施行に関すること。
 - 12 農業委員会等に関すること。
 - 13 農事調停に関すること。
 - 14 農林水産業災害に係る連絡調整に関すること。
- (就農・農業参入支援室)
- 1 農業経営改善の普及に関すること。
 - 2 企業の農業参入支援に関すること。
 - 3 農業経営基盤の強化(担い手育成に係るものに限る。)に関すること。
 - 4 農業労働(農福連携に係るものを除く。)に関すること。

(28) 農林水産部林政課

- 1 森林計画に関すること。
- 2 民有林の開発行為の許可に関すること。
- 3 林業の労働力対策に関すること。
- 4 林業技術の普及に関すること。

- 5 林産物に関すること。
- 6 森林組合の検査及び指導に関すること。
- 7 林業金融に関すること。
- 8 林業・木材産業改善資金特別会計に関すること。
- 9 林業及び木材産業の構造改善に関すること。
- 10 森林土木工事に係る検査及び指導に関すること。
- 11 林業技術センターに関すること。

(森づくり推進室)

- 1 森林湖沼環境基金に関すること(他課の所管に係るものを除く。)
- 2 森林経営管理制度に関すること。
- 3 緑化に関すること(環境政策課及び都市整備課の所管に係るものを除く。)
- 4 自然観察施設に関すること(環境政策課の所管に係るものを除く。)
- 5 森林環境教育に関すること。

(29) 農林水産部林業課

- 1 林業種苗に関すること。
- 2 造林に関すること。
- 3 治山に関すること。
- 4 保安林に関すること。
- 5 森林保護に関すること。
- 6 林道に関すること。
- 7 県有林に関すること。

(30) 農林水産部農地局農村計画課

- 1 土地改良区等の指導に関すること。
- 2 土地改良法(昭和24年法律第195号)の施行に関すること(農地整備課の所管に係るものを除く。)
- 3 土地改良財産の取得、管理及び処分に関すること。
- 4 農地等の防災事業、公害対策事業及び災害復旧事業に関すること。
- 5 農業農村整備事業に係る基礎調査及び基本計画に関すること。
- 6 農業用利水に関すること。
- 7 特定開発地域の関連事業の調整に関すること。
- 8 農業農村整備事業に係る事業計画及び効果に関すること。
- 9 県単土地改良事業に関すること。
- 10 農村総合整備計画に関すること。
- 11 農地局所管の建設工事に係る検査及び指導に関すること。
- 12 農地局内の予算及び決算のとりまとめ並びに公共事業に係る事務費に関すること。

- 13 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)の施行に関すること。
- 14 中山間地域の振興に関すること(農地整備課の所管に係るものを除く。)
- 15 農村地域のコミュニティ活動及び農村集落センターに関すること。
- 16 市民農園に関すること。
- 17 農村地域の環境整備及び保全に関すること(農地整備課の所管に係るものを除く。)
- 18 ふるさと水と土基金に関すること。
- 19 都市農村交流に関すること。
- 20 農作物の鳥獣被害対策に関すること。
- 21 農福連携の推進に関すること(農林水産部の所管に係るものに限る。)

(3 1) 土木部都市局都市整備課

- 1 都市公園に関すること(教育庁保健体育課の所管に係るものを除く。)
- 2 都市緑化に関すること。
- 3 都市災害復旧事業に関すること(道路建設課、都市計画課及び下水道課の所管に係るものを除く。4 において同じ。)
- 4 国庫補助都市計画事業の指導監督に関すること。

(市街地整備室)

- 1 土地区画整理事業に関すること(宅地整備販売課の所管に係るものを除く。)
- 2 新住宅市街地開発事業に関すること。
- 3 工業団地造成事業に関すること(立地推進部の所管に係るものを除く。)
- 4 市街地再開発事業に関すること(建築指導課の所管に係るものを除く。)
- 5 住宅街区整備事業に関すること。

(3 2) 土木部都市局下水道課

- 1 流域別下水道整備総合計画に関すること。
- 2 流域下水道の建設に関すること。
- 3 公共下水道及び都市下水路の整備に関すること。
- 4 下水道の維持管理に関すること。

(3 3) 会計事務局会計管理課

- 1 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関すること。
- 2 小切手の振り出しに関すること。
- 3 有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関すること。
- 4 現金及び財産(会計指導室の所管に係るものを除く。)の記録管理に関すること。

- 5 支出負担行為の確認に関する事(総務事務センターの所管に係るものを除く。)
- 6 歳入、歳出の記録及び決算の調製に関する事。
- 7 支出官及び歳入徴収官の事務に関する事。
- 8 指定金融機関等の検査に関する事。
- 9 指定金融機関等の指定に関する事。
- 10 収入証紙に関する事。
- 11 会計検査院の検査に関する事。
- 12 財務会計オンラインシステム及び給与システムに関する事。

(会計指導室)

- 1 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)並びに記録管理に関する事。
- 2 財務規則等の制定及び改廃に関する事。
- 3 財務会計事務の指導及び会計の監督に関する事。
- 4 公所及びか所の指定に関する事。
- 5 出納員その他の会計職員に関する事。
- 6 政府調達に関する協定に基づく苦情処理に関する事。
- 7 集中管理に係る物品の調達に関する事。
- 8 印刷業務に関する事。

(34) 企業局総務課

- 1 企業の設置に関する事。
- 2 組織及び権限に関する事。
- 3 職員の定数に関する事。
- 4 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事。
- 5 職員の勤務成績の評定に関する事。
- 6 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- 7 各種手当に関する事。
- 8 条例、規則、規程等の制定改廃に関する事。
- 9 労働協約その他労働関係に関する事。
- 10 職員の教養、保健その他福利厚生に関する事。
- 11 職員の公務災害補償及び通勤災害補償に関する事。
- 12 監査及び検査の総括に関する事。
- 13 職員に係る損害賠償の調整に関する事。
- 14 予算の原案等の作成に関する事。
- 15 予算の執行に関する事(他課の分掌に係る予算の執行を除く。)
- 16 業務状況の公表に関する事。
- 17 公印に関する事。

- 18 文書の審査、收受、発送及び浄書に関すること。
- 19 災害対策（企画経営室及び施設課の分掌に係る災害対策を除く。）に関すること。
- 20 開発公社（水道事業に限る。）に関すること（他課の所管に属する業務の委託等に関するものを除く。）。
- 21 出先機関に関すること。
- 22 局内の総括に関すること。
- 23 資金運用計画に関すること。
- 24 金銭及び有価証券の保管に関すること。
- 25 収入及び支出書類の審査に関すること。
- 26 支出負担行為の確認に関すること。
- 27 決算に関すること。
- 28 会計事務の管理、指導及び調整に関すること。
- 29 監査及び出納検査に関すること。
- 30 指定金融機関等に関すること。
- 31 固定資産の取得（管理者が指定する公舎用地に係るもの及び耐用年数 1 年以上か取得価格 10 万円以上の工具、器具及び備品に限る。）。
- 32 固定資産の減価償却及び再評価に関すること。
- 33 不動産の登記（31 に規定するものに限る。）及び登記権利証書の保存に関すること。
- 34 建設仮勘定の精算に関すること。
- 35 庁舎及び公舎等の保守管理に関すること。
- 36 国有財産等所在市町村の交付金に関すること。
- 37 監察に関すること。
- 38 その他他課の分掌に属さない事項に関すること。
（企画経営室）
 - 1 経営の基本的な計画に関すること。
 - 2 重要な政策的事項の企画、調整に関すること。
 - 3 局議に関すること。
 - 4 県議会との連絡に関すること。
 - 5 広報及び広聴に関すること。
 - 6 災害対策（総務課及び施設課の分掌に係る災害対策を除く。）に関すること。
 - 7 土地造成事業（施設課の分掌に係るものを除く。）に関すること。
 - 8 企業誘致に関すること。
 - 9 新規施策調査に関すること。
 - 10 地域振興事業の資金計画、資金管理に関すること。
 - 11 企画経営室の分掌に係る予算の執行に関すること。
 - 12 企画経営室の分掌に係る固定資産の取得に関すること。

(35) 企業局業務課

- 1 水道事業及び工業用水道事業の経営の基本計画に関すること。
- 2 業務課の分掌に係る予算の執行に関すること。
- 3 需給契約等に関すること。
- 4 料金の設定に関すること。
- 5 事業計画に関すること。
- 6 企業債に関すること。
- 7 上下水道事業及び工業用水道事業の営業に関すること。
- 8 固定資産の取得（総務課の分掌に係るものを除く。）に関すること。

(36) 病院局経営管理課

- 1 病院事業の設置に関すること。
- 2 組織及び権限に関すること。
- 3 職員の定数に関すること。
- 4 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- 5 職員の勤務成績の評定に関すること。
- 6 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- 7 各種手当に関すること。
- 8 条例、規則、規程等の制定改廃に関すること。
- 9 労働協約その他労働関係に関すること。
- 10 職員の教養、保健その他福利厚生に関すること。
- 11 職員の公務災害補償及び通勤災害補償に関すること。
- 12 監査及び検査の総括に関すること。
- 13 職員に係る損害賠償の調整に関すること。
- 14 予算の原案等の作成に関すること。
- 15 予算の執行に関すること。
- 16 業務状況の公表に関すること。
- 17 公印に関すること。
- 18 文書の審査、收受、発送及び浄書に関すること。
- 19 県立病院に関すること。
- 20 企業債に関すること。
- 21 資金運用計画に関すること。
- 22 金銭及び有価証券の保管に関すること。
- 23 収入及び支出書類の審査に関すること。
- 24 支出負担行為の確認に関すること。
- 25 決算に関すること。
- 26 会計事務の管理、指導及び調整に関すること。
- 27 監査及び出納検査に関すること。

- 28 指定金融機関等に関すること。
- 29 固定資産の取得（管理者が指定する公舎用地に係るもの及び耐用年数1年以上又は取得価額10万円以上の工具、器具及び備品に限る。）
- 30 固定資産の減価償却及び再評価に関すること。
- 31 不動産の登記（(30)に規定するものに限る。）及び登記権利書の保存に関すること。
- 32 庁舎及び公舎等の保守管理に関すること。
- 33 監察に関すること。

(37) 教育庁総務企画部文化課

- 1 芸術文化に関すること(学校教育に関するものに限る。)
- 2 文化財に関すること。
- 3 銃砲刀剣類の登録に関すること。
- 4 博物館に関すること。
- 5 県近代美術館に関すること。
- 6 県陶芸美術館に関すること。
- 7 県立歴史館に関すること。
- 8 県自然博物館に関すること。

(38) 教育庁学校教育部教育改革課

- 1 教育改革の推進に関すること。
- 2 市町村立学校、県立中学校、県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校教職員の分限、懲戒その他人事に関すること。
- 3 市町村立学校、県立中学校、県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校教職員に係る損害賠償に関すること。
- 4 市町村立学校、県立中学校、県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校教職員に係る争訟事務に関すること。
- 5 教育職員免許法認定講習に関すること。
- 6 市町村立学校、県立中学校、県立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校及び私立学校教職員の免許に関すること。

(ICT 教育推進室)

- 1 教育情報ネットワークに関すること。
- 2 市町村立学校、県立中学校、県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校の情報化推進に関すること。

(39) 教育庁学校教育部義務教育課

- 1 市町村立学校教職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること(分限、懲戒、その他の人事に関するにあつては、教育改革課の所管に係るものを除

く。)。

- 2 市町村立学校教職員の定数に関すること。
- 3 市町村立学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 4 市町村立学校の管理の指導及び助言に関すること。
- 5 市町村立学校の適正配置に関すること。
- 6 市町村立学校の設置、廃止、名称変更等に関すること。
- 7 市町村立学校教職員に係る損害賠償に関すること(教育改革課の所管に係るものを除く。)。
- 8 市町村立学校教職員に係る争訟事務に関すること(教育改革課の所管に係るものを除く。)。
- 9 市町村立学校に係る教育課程、学習指導その他学校教育に関すること(教育改革課、特別支援教育課及び保健体育課の所管に係るものを除く。)。
- 10 市町村立学校の情報化推進に関すること(教育改革課の所管に係るものを除く。)。
- 11 市町村立学校に係る学校教育の指導及び助言に関すること。
- 12 市町村立学校教職員の現職教育に関すること。
- 13 教科書その他教材に関すること。
- 14 市町村立学校の就学奨励費及び就学援助費に関すること。
- 15 市町村立学校に係る教育研究団体に関すること。
- 16 市町村立学校教職員の職員団体に関すること。

(生徒支援・いじめ対策推進室)

- 1 市町村立学校に係る生徒指導に関すること。
- 2 市町村立学校に係るいじめ対策に関すること。
- 3 私立小学校、私立中学校、私立義務教育学校及び私立中等教育学校の前期課程に係るいじめ対策に関すること。

(40) 教育庁学校教育部高校教育課

- 1 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員並びに県立特別支援学校の事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員(この項において「県立高等学校教職員等」という。)の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること(分限、懲戒、その他の人事に関することにあっては、教育改革課の所管に係るものを除く。)。
- 2 県立高等学校教職員等の定数に関すること。
- 3 県立高等学校教職員等の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 4 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の管理及び運営に関すること。
- 5 県立高等学校教職員等に係る損害賠償に関すること(教育改革課の所管に係るものを除く。)。
- 6 県立高等学校教職員等に係る争訟事務に関すること(教育改革課の所管に係るものを除く。)。

- 7 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育課程、学習指導その他学校教育に関すること(教育改革課及び保健体育課の所管に係るものを除く。)
- 8 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の情報化推進に関すること(教育改革課の所管に係るものを除く。)
- 9 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る学校教育の指導及び助言に関すること。
- 10 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員の現職教育に関すること。
- 11 教科書その他教材に関すること(義務教育課及び特別支援教育課の所管に係るものを除く。)
- 12 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育研究団体に関すること。
- 13 県教育研修センターに関すること。
- 14 県奨学資金に関すること。
- 15 県立高等学校教職員等の職員団体に関すること。
- 16 豊かな心の育成に係る調整及び推進に関すること。
- 17 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る生徒指導に関すること。
- 18 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係るいじめ対策に関すること。
- 19 私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程に係るいじめ対策に関すること。

(高校教育改革推進室)

- 1 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の適正配置及び魅力ある学校・学科の在り方に関すること。
- 2 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の設置、廃止、名称変更等に関すること。
- 3 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関すること。
- 4 県立高等学校進学学力検査並びに県立中学校及び県立中等教育学校の進学適性検査に関すること。